

平成30年度 日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告 I

スポーツ指導に必要なLGBTの人々への  
配慮に関する調査研究

— 第2報 —

公益財団法人 日本スポーツ協会  
スポーツ医・科学専門委員会



## スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究 - 第2報 -

研究班長 來田 享子（中京大学）

研究班員 大勝志津穂（愛知東邦大学）、高峰 修（明治大学）、建石真公子（法政大学）、  
田原 淳子（国士館大学）、藤山 新（首都大学東京）、松宮 智生（清和大学）

協力班員 伊東佳那子（中京大学）

スポーツ科学研究室

石塚 創也、趙 倩穎

### 目 次

はじめに	来田 享子	3
第1章 トランスジェンダーの人権 -ジェンダー・アイデンティティと性別変更をめぐる個人の尊重の射程-	建石真公子	9
第2章 「スポーツ指導者のスポーツ経験とスポーツ観に関する調査」結果報告	高峰 修	23
第3章 スポーツ団体のジェンダー課題等への取り組みについて	大勝志津穂	30
第4章 加盟団体へのヒアリング調査結果	藤山 新ほか	42
第5章 スポーツにおけるLGBTが抱える課題と求められる対応 -支援組織・医師・大学教員等の専門家への聞き取り調査の結果から-		
第1項 調査の概要	來田 享子ほか	51
第2項 DSDs（性分化疾患）を持つ人々とその家族が抱える困難、求められる対応 ヨヘイル氏（ネクスDSD）への聞き取り調査結果を中心に	來田 享子ほか	53
第3項 トランスジェンダーの人々とその家族が抱える困難、求められる対応 中塚幹也氏（GID学会理事長）への聞き取り調査結果を中心	來田 享子ほか	58
第4項 大学の専門部署におけるLGBT支援経験にもとづくLGBT当事者の困難と求められる対応 大賀一樹氏（早稲田大学GSセンター）への聞き取り調査結果を中心に	來田 享子ほか	63
第5項 大学教育におけるスポーツ指導場面から想定されるLGBT当事者の困難と求められる対応 荒井弘和氏（法政大学文学部心理学科教授・保健体育科目担当者）への 聞き取り調査結果を中心に	來田 享子ほか	68
第6章 ヨーロッパ評議会「スポーツに関する拡大部分協定（EPAS）」にもとづく 公開ハンドブック “LGBT inclusion in Sport”	來田 享子ほか	72
補 章 中央競技団体におけるハラスメントへの取り組み -2016年日本体育協会による国民体育大会に係る競技団体書面調査の結果から-	田原 淳子	101
資 料		104



# はじめに

來田 享子<sup>1)</sup>

本報告書は、2017（平成29）年度からスタートした日本スポーツ協会（以下、協会）スポーツ医・科学研究「スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究」の第2報である。2017年度の研究報告第1報と重複する部分もあるが、本調査研究の背景と目的、立案時の計画と方法を示しておく。また、第2報の理解に資するため、第1報で示された2017年度の調査結果の概要についても触れておきたい。

## 研究の背景

協会は、2011年に創立100周年を迎える、「スポーツ宣言日本～二十一世紀におけるスポーツの使命」（以下、宣言）を発表した。この宣言では、「多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がスポーツを差別なく享受し得るよう努めること」、「スポーツの基本的な価値が自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレイに負い、相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う」ことが、強調されている。協会はこの宣言にもとづき、スポーツにおける多様性の確保と人権尊重というテーマに対し、教育・啓発および現実に問題が発生した場合の対応のための活動を実施している。その例として「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンや「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の設置等があげられる。

このような協会の活動の延長線上に、近年、国内外の体育・スポーツの実践において解決すべきとされるいくつかの課題がある。2015年全面改定されたユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」は、それらの課題解決をめざして重視すべき価値の国際的基準ともいえる内容を提起している。

周知のとおり、同憲章は1978年にはじめて採択

され、1991年における小改定を経て、昨年の全面改定に至っている。1991年の小改定では、暴力、ドーピング、過度の商業化等、体育・スポーツに対する脅威とみなされる危険と有害な影響を防ぐ主旨の条文（第7条）が追加された。昨年の改定では、これまでの憲章の内容を踏まえながら、憲章の名称を「体育・スポーツ（Physical Education and Sport）」から、より広範な身体的活動を含む「体育・身体活動・スポーツ（Physical Education, Physical Activity and Sport）」へと変更し、憲章の射程を拡げている。

条文改定のポイントは、スポーツを平和と開発のための触媒として認識し、「ジェンダー平等、社会的包摂、持続的な対話を促進する牽引役としてのスポーツ」「スポーツの高潔性」「草の根スポーツの重要性」等を強調したことである。ここでいう社会的包摂は、格差・障害・人種・民族・宗教・性別・性的指向等にもとづく差別によって、誰もが排除されることのない状況を前提としている。すなわち、この前提なくしては、どのような人も健康および体育・スポーツを含む身体活動の価値を享受することができないことを認識し、これを担保することをあらゆる関係者に問いかけた点が、1991年版からの大きな変化であるといえる。

とりわけ2015年版憲章では、その第9条「安全性およびリスク管理は質保証の必須の条件である」の2項において「体育・身体活動・スポーツにおける安全性及びリスク管理では、すべての関係者が参加者、観客、指導者に対し制限や危害が加えられる実態がなくなるよう努力することを求める。中でも子ども、若者、高齢者、女性、障がい者、移民、先住民など社会的弱者となりやすい人々に留意する。害を及ぼす実態には、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピングとごまかし、教育妨害、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不法取引、暴行が含まれる」とが記載された。この条文は、体育・スポーツの

1) 中京大学

環境における「安全性」の中には、いわゆる身体的・精神的な危険性の除去のみならず、人権の保障という概念が含まれていることを示している。

このようなスポーツにおける人権保障概念の拡大は、2014年以降の国際オリンピック委員会による「アジェンダ2020」の採択およびそれにもとづくオリンピック憲章根本原則第6項の改正にもみられる。改正により同項は「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けことなく、確実に享受されなければならない」ことを明示した。この記述は、スポーツに関連する憲章・条約等として、史上はじめて1948年世界人権宣言に相当し、さらには「性的指向」を含めた差別の種類を成文化した点で、高く評価することができる。

一方、国内のスポーツ関連組織が実態把握にもとづき、教育啓発・対策の提示を実施することが十分にはできていない分野が、LGBTの人々に対する人権侵害の防止である。LGBTは、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル等の性的指向、日本では性同一性障害という名称で知られるトランスジェンダーなど、ジェンダーおよびセクシュアリティに関わる少数者を総称する用語である。

国際的動向に歩調をあわせた最近の国内動向としては、2015年4月30日付で文部科学省が全国の国公私立の中小高校等に通知した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」がある。

この通知にもとづき文部科学省が発行した教職員向けリーフレット（文部科学省、2016）では、2014年6月に公表された「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」の結果が示され、全国で606件の報告があったとされている。このうち約6割の児童・生徒は、自己の身体状況と性アイデンティティの不整合を友人等に話すことはできておらず、「自己を他者に向けて偽りなく開」（宣言）く状況にはないだけでなく、当事者ではない児童生徒が「他者を率直に受容する」（宣言）ための重要な契機が失われていることが

うかがえる。

また、同リーフレットにおいて学校生活の各場面で支援が必要とされる内容として示された9項目のうち、5項目が体育や運動部活動に関する（文部科学省、2016）。具体的には、①体操着・②更衣室・③体育や保健体育における別メニュー設定・④水泳・⑤性自認に合致する運動部活動への参加が支援を必要とすることが指摘されている。

この文部科学省の通知を受け、地方自治体レベルで啓発活動を事業として展開する事例もみられる。たとえば大阪市の淀川・阿倍野・都島の3区が合同し、教職員向けLGBTハンドブック「性はグラデーション～学校の安心・安全をどうつくる？どう守る？～」が作成されている。このハンドブックでは、LGBT当事者の学校における困難な経験に関する証言、実際に発生している課題を紹介するとともに、配慮のために必要となる基礎的知識をわかりやすく提供しており、本新規事業提案の成果物のモデルに位置づけることができる。

これら国内外の動向はみられるものの、スポーツにアクセスする機会が最も多い児童・生徒期におけるLGBTの子どもたちが抱える困難に関する実態把握、対策、指導者への教育啓発活動に、スポーツ界が主体的に取り組む事例はほとんどみられない。スポーツにおける暴力と同様、適切な知識・認識を持って対応がとられていないケースでは、高い率で自殺に結びつくことも指摘されていることから、対応は喫緊の課題であるといえる。

宣言が主張する多様性の確保と人権の尊重というテーマは、日本では欧米諸国と異なるアプローチが必要であると考えられる。その理由は、欧米諸国に比して、日本では人種や宗教等の多様性が見えづらい国内環境があり、差別はいけないことであるという理解はあっても、身近な出来事として実感的に学び、人権侵害のない環境づくりのための実践へと結びつける契機が少ないことが指摘されているためである（石田ほか、1994）（好井、2007および2009）。日本国内のLGBTの人々の割合は、7.6%という報告（電通ダイバーシティ・ラボ、2015）もあり、この割合は決して少ないとはいえない。したがって、本事業により、これ

らLGBTの人々のスポーツ環境を整備するとともに、当事者ではない多くのスポーツ関係者（参加者・指導者・観戦者・支援者等）が、スポーツにおける人権侵害に関する対応を学ぶ契機として、研究成果を生かすことが期待される。最近の日本では、プロスポーツ観戦者による外国人嫌悪や人種差別の問題が表面化する事件がみられた。この種の事件を防止し、スポーツにおける差別の排除と人権の拡大をより身近なテーマとして考え、安全性の高いスポーツ環境を構築するための一助となり得る。

協会は、都道府県体育協会・中央競技団体その他の関係スポーツ団体と連携する、日本で最大の組織である。先にも記したとおり、フェアプレイのキャンペーン等の事業実践で得た蓄積を活用し、本提案事業を協会が実施することにより、教育・啓発活動は市町村レベルにまで至る広い範囲に対し、最大の効果を發揮することができるであろう。

### 研究目的・計画・方法

以上の背景を踏まえ、本研究は、欧米に比して対応の遅れが指摘されている、LGBTの人々への配慮ある身体活動・スポーツ空間をめざし、実態調査にもとづく課題抽出と対策の分析を行い、その成果を啓発リーフレット等の形で社会に還元することを目的とする。

この目的のために、3年間の研究期間内に進める課題として、次の4つを設定する。

- (1) 日本スポーツ協会に登録する指導者を対象として、①体育・スポーツの現場（指導を含む）で発生している課題、②LGBTに関する指導者の知識およびニーズ、を把握するための調査を実施する。
- (2) 地方自治体の体育協会および競技団体を対象に、組織的に策定・実施されているLGBTの人々に対する方針や課題解決策について実態を把握するための調査を実施する

上記2つの調査における項目は、文部科学省による調査、電通ダイバシティ・ラボによる調査を参考にしながら、体育・スポーツ分野に特化した調査項目を設定する。調査方法は、WEBアンケート

トを予定し、専門業者への委託を行う。（調査研究初年および2年目に実施予定）

- (3) 法律・医学等の専門家への聞き取り調査を行い、人権侵害の予防および侵害事例が発生した場合のケア等の連携体制の構築に向けた情報の収集・分析を行う。（調査研究2年目に実施予定）
- (4) 上記(1)～(3)を踏まえ、啓発用ハンドブック（スポーツ指導におけるLGBTハンドブック（仮称））を作成する（調査研究3年目に実施予定）

### 期待される成果とその公表

体育・スポーツ分野においてLGBTの人々が抱える困難・課題は国内ではほとんど実態が把握されていない。これを把握することにより、文部科学省等を通じ、学校教育現場にも還元することができる分析結果を得ることができる。また、調査協力を得た地方自治体の体育協会および競技団体に対し、調査結果のフィードバックをかねて啓発リーフレットを配布することにより、基礎的知識を提供し、安全なスポーツ環境の構築に寄与することができる。

啓発用ハンドブックは、教職員向けに作成された文部科学省や地方自治体によるハンドブックをモデルとし、調査によって得たスポーツ組織や指導者のニーズに対応したものとすることによって、より多くの効果が得られることをめざす。日本体育協会のホームページ等で公開することも検討したい。

### <第1報>（2017年度）の概要と2018年度調査との連続性

調査研究の初年度の成果をまとめた第1報（目次参照）では、第1章において、LGBTのうちLGBの人々の権利、すなわち性的指向を保護する権利に焦点をあて、法的権利の承認がどのように進展してきたかを明らかにした。LGBの人々にとって、社会全体で保障される法的権利は、スポーツにおける権利の保護の基盤となる。さらに、スポーツにおける権利の保護は、社会における人権の保護が、より望ましい方向へと進展する先駆けにもなり得る。この章は、スポーツが社会のあり方と切り離して存在しえないとの観点から置かれ

たものである。

第2章では、スポーツにおいて、LGBT等の性的マイノリティとされる人々が排除されたり、差別を受けることになる構造について明らかにした。後の第7章に示されるとおり、スポーツ関係者の多くは、LGBTの人々に対する排除や差別に自覚的とはいえない状況にある。その一方で、スポーツは性に関わる差別や不平等に関し、「最後の砦」と称されるほどに対応が遅がちであることが指摘されてきた。この状況が発生する背景には、スポーツが身体の介在する文化であることが影響している。LGBTの人々にとって、スポーツとはどのような文化であり、なぜ排除や差別が発生するのかを読み解こうとしたのがこの章である。

第3章および第4章では、国内の新聞報道やスポーツに固有の出来事を通じ、スポーツにおいてLGBTの人々がたどってきた歴史の一断片を描きだした。さらに第5章では、日本における教育全般および体育とLGBTの人々に関する先行研究をレビューしつつ、ごく最近に非スポーツ領域において実施された調査結果等をもとに、体育・スポーツ場面でLGBTの人々が直面する困難の様相を明らかにした。

日本国内では、トランスジェンダーの人々に対する法的対応として2003年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定された。この法律は、トランスジェンダーを「性同一性障害」という病理化された存在として取り扱った点に一定の限界はあるものの、学校における対応を導く起点となった。文部科学省は、学校における対応に関し2010年から通知を発出している。この経緯を踏まえ、第6章では、学校における直近の対応である「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015(平成27)年4月30日)に着目した。この通知の前提となった2014年の調査結果も踏まえながら、必要性が認識された配慮や対応の中から、特に体育・スポーツ場面に関連するものを抽出し、概観した。

最後の第7章では、協会のマイページに登録するスポーツ指導者(92,685人)を対象に実施し

目 次	
はじめに	来田 享子
第1章 同性愛者の権利(LGB・SO)の権利保障の進展における 私生活の尊重・人格権・差別禁止	建石真公子
第2章 スポーツにおける排除や差別 —一般的な構造および性的マイノリティの観点から—	来田 享子
第3章 近年の社会におけるスポーツの中での性的マイノリティの取り扱いについて —新聞報道を中心に—	伊東佳那子
第4章 トランスジェンダー／インターセクス・アスリートのスポーツ参加を めぐる課題 —性別確認検査導入の経緯と近年の参加資格規程変更をめぐって—	来田 享子はか
第5章 体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関するフォビアや 困難の様相	藤山 新
第6章 国内体育・スポーツにおけるLGBT当事者への配慮・対応	松宮 智生
第7章 「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」について 7-1 調査概要及び単純集計結果 7-2 クロス集計結果	大勝志津穂 高峰 修
参考資料： 1. 調査票（スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査） 2. 日本体育協会における規程・方策	92 97

た調査から得られた10,492人(11.3%)の回答を分析した(Jspo, 2018)。個人的属性や指導状況以外の主な調査項目は、①LGBTに関する知識の程度、②LGBTの人々との遭遇経験、③LGBTに関する知識習得のニーズ、④LGBT当事者の存在およびそれの人々が抱える困難に対する認識であった。

この調査の結果からは、先行研究が実施された2010年前後と比較すると、LGBTに関する一般的な知識は深まっていたが、スポーツにおけるLGBTの人々の存在や困難さの認識は、低いレベルに留まっていることが明らかになった。すなわち、LGBTの人々の割合は7%程度であると指摘する先行研究がある中で、スポーツ指導者にとってLGBTの人々は不可視化された存在であった。この状況は、LGBTの人々がスポーツにおいて直面する困難さを乗り越えるために不可欠な理解者を得ることができると結論づけざるを得なかった。その一方で、積極的に情報を求め、LGBTの人々への配慮あるスポーツ環境を構築すべきであると考える指導者は、資格の種類を問わず、増加している傾向も確認できた。

以上の第1報の調査結果を踏まえ、2018年度には、①第1報では触れることができなかつたトランスジェンダーの権利保護の発展、②第1報では含まれていなかつた内容である「同性愛嫌悪」を調査項目に含めたスポーツ指導者に対する調査、

③スポーツ団体における取り組みの現状に関する量的調査、④前記③を踏まえ、好事例となる取り組みを実施しているスポーツ団体へのヒアリング調査結果、⑤LGBT当事者の支援に取り組む団体や医師などの専門家へのヒアリング調査、⑥海外の好事例の探索、を実施した。

## 研究体制

本調査研究の班員は、研究課題に近接する以下の研究を過去に科学的研究費助成事業として実施した。この研究は上述の研究の背景で述べたような国外動向が成熟する以前のものであり、国内のスポーツ関係者の啓発・教育や人権侵害を受けたスポーツ実践者のケア体制を検討するには至っていない。しかしながら、体育系大学に所属する学生を対象としたLGBTに対する知識の実態を把握する調査を行うとともに、諸外国のガイドラインを検討し、国内版の作成をめざした研究を行った点で、本調査研究に視する知見を提供する先行研究として位置づけることができる。したがって、以下の研究を進めた際の研究者を中心的メンバーとしつつ、最近の国外動向に関する知見を有する研究者でチームを編成した。

- ・ 2007－2008年 性的マイノリティがスポーツ領域において経験する疎外感と解放感に関する研究（基盤研究(C)、研究代表者 飯田貴子）
- ・ 2010－2012年 性的マイノリティのスポーツ権保障のためのガイドライン策定に関する総合的検討（基盤研究(C)、研究代表者 飯田貴子）

## 参考文献およびURL

- UNESCO (2015) International Charter of Physical Education, Physical Activity and Sport (以下のサイトからダウンロード可 <http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/sport-charter/>)
- IOC (2014) Olympic Charter (根本原則第6項の改正は2014年版から、現在の最新版は2015年版で以下のサイトからダウンロード可 <http://www.joc.or.jp/olympism/charter/>)
- IOC (2014) Olympic Agenda 2020 (以下のサイトからダウンロード可 <https://www.olympic.org/olympic-agenda-2020>)
- 文部科学省 (2016) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）(以下のサイトからダウンロード可 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afielddfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afielddfile/2016/04/01/1369211_01.pdf))
- 淀川・阿倍野・都島3区合同LGBTハンドブック「性はグラデーション」(2016) <http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000334762.html>
- 石田雄・三橋修 (1994)『日本の社会科学と差別理論』明石書店
- 好井裕明 (2007)『差別原論－<わたし>のなかの権力とつきあう』平凡社
- 好井裕明編著 (2009)『排除と差別の社会学』有斐閣選書
- JSPO (公益財団法人日本スポーツ協会)(2018) スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究. [https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/questionnaire\\_igbt\\_1st.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/questionnaire_igbt_1st.pdf) (スポーツ指導者を対象とするWeb調査結果の概要)

## ○本報告書で用いる用語の解説\*

LGBT（エルジービーティー）：Lesbian, Gay, Bisexual, Transgenderの省略形。性的マイノリティおよびジェンダー・マイノリティの総称。Queer（クイア）、Questioning（クエッショニング）、Intersex（インターフェックス）、Pansexual（パンセクシュアル）を加え“LGBTQQIP”を総称として用いることもある。

Lesbian（レズビアン）：女性に対して魅力を感じる女性。女性同性愛者。

Gay（ゲイ）：男性に対して魅力を感じる男性。男性同性愛者。

Bisexual（バイセクシュアル）：男女両方に魅力を感じる人。両性愛者。

Transgender（トランスジェンダー）：出生時に与えられた性別に違和を感じる人、性自認が男女2つのカテゴリーに収まらない人、社会的に期待される性役割やジェンダー表象に収まらない人などの総称。性別違和者。広くは、出生時に与えられた性別と反対の性自認を持ち、性別適合治療を望むTranssexual（トランスセクシュアル）を含む。日本では性同一性障害（Gender Identity Disorder）と混同されることがあるが、英語圏では、トランスジェンダーという性自認を「障害」として病理化しないのが一般的になりつつある。

Gender（ジェンダー）：社会的および文化的に形成された性別。

Intersex（インターフェックス）：身体的特徴あるいは染色体の特徴が典型的な男女の枠組みに収まらない人、あるいは両方の特徴を持っている人。日本語では、「性分化疾患」とも称されるが、疾患ではなく独自の性のあり方として肯定的に捉えるインターフェックスの当事者運動もある。

SOGI（エスオージアイ、ソジ、ソギ）：性的指向（Sexual Orientation）および性自認（Gender Identity）の総称。

性自認（Gender Identity）：自分がどの性別であるかの認識。

性的指向（Sexual Orientation）：人の性的関心がどの性別に魅力を感じるかの指向。

DSDs（Differences of Sex Development）：体の性の様々な発達、性分化疾患

ホモフォビア／同性愛嫌悪：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの人、あるいはそうであると思われた人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度。

バイフォビア：バイセクシュアルの人、あるいはるいはそうであると思われた人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度。

トランスフォビア：トランスジェンダーあるいはジェンダー表象が社会の性規範に収まらない人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度。

FtM：Female to Male、女性から男性への略称。

MtF：Male to Female、男性から女性への略称。

※下記文献を参考に作成。

日本スポーツとジェンダー学会編（2016）データでみるスポーツとジェンダー。八千代出版株式会社、p.151.

# 第1章 トランスジェンダーの人権 －ジェンダー・アイデンティティと性別変更をめぐる個人の尊重の射程－

建石真公子<sup>1)</sup>

## はじめに

性別は、多くの人にとって、自分を作り上げている主要な属性の一つであり、性別の存在自体に悩むことは多くはないだろう。性別を問題視する場合でも、社会の中での性別による扱われ方について、すなわち性差別や性役割等に関してであり、その性別自身について嫌悪感を抱いたり苦痛を感じるというのとは異なるだろう。

「自分が何者か分からない」,  
「自分はおかしい」,  
「誰にもわかってもらえない」,  
「自殺したい」,  
「一生自分の気持ちを隠そう」,  
「将来どうなってしまうのだろう」<sup>1)</sup>.

これは、岡山大学の中塚幹雄医師がジェンダークリニックで聞くことが多い、性別違和の当事者の子どもの頃の気持ちとして紹介されているものである。性別の違和が当事者に突きついているものの重大さ、深刻さが伝わってくる。社会が当事者の身体に与えている性別と、ジェンダーに関する自己認識が異なっていることで、自分自身を保てなくなってしまっていることがうかがわれる。

日本国憲法13条は、前段で「すべて国民は個人として尊重される」と定めている。「個人の尊重」という規定は、第2次世界大戦前にはあまり憲法典の中にはみられない人権であり、戦時中のナチスによるユダヤ人の大量虐殺（ジェノサイド）やナチス医師等による捕虜などへの残虐な人体実験を背景に、国連憲章に「人間の尊厳」が定められたのを出発点としている。すなわち「尊重」の基盤には、「身体をも含めた個人」の尊重が想定さ

れている。

性別に違和を感じる人々が、日本国憲法13条が定めるように「個人として尊重」されるためには、どのような法律が、どのような施策が、どのような準備が、どのような対応が必要なのだろう。当事者の意思を尊重するということはどのようなことなのだろうか<sup>2)</sup>。

性別の違和を感じる人々は、数的にも社会の中での認識度という意味でもマイノリティではあるが、目に見える身体の課題であるため、差別や偏見を取り除くことや法的な平等の達成は急務である。また、当事者によっては、身体への医療の介入により性別を変更することが必要となる。

しかし、性別は、社会の中で個人を識別する重要な要素の一つであるため、「公益」また「医療」のような場面では、性別の違和の解消に対応することは難しい面がある。そのため、性別変更が「人権」である、あるいは「治療」であると位置づける必要が生じる。

特に、スポーツにおいては、実践や教育、また観戦などを通じて、身体やセクシュアリティの問題は身近であると同時に社会に与える影響も大きいことから、スポーツ・フォー・オールの観点からも、また社会にモデルを提示してしまうという特性からも先駆けて人権を保護することが望ましい。

それでは、本人の意志に従って性別を変えることは、どのような人権なのだろうか。

本論は、こうしたジェンダー・アイデンティティに違和を感じる人々（以下、トランスジェンダー）の人権保障の施策に取り組むための前提として、日本の現状を概観した上で、近年、裁判で取り上げられている性同一性障がい者特例法の定める性別再指定手術について、手術を要請することが人権侵害としたヨーロッパ人権裁判所判決と、手術を要請する特例法の規定を合憲とした日

1) 法政大学法学部 教授

本の最高裁判所の決定について検討しつつ、性別を変更するという権利の保護について考えてみたい。

## I. 性 別

### 1. 性別とジェンダー・アイデンティティ

性別は、多くの場合、出生時に身体的特徴により決定され、出生届に記載されることによって法的な性別となる。法的な性別は、その後の人生を通じて、他者との関係、また社会や公的な制度との関係において個人を特定する指標の一つとなる。

個人にとっても、自らの性別をどのように認識しているか、すなわちジェンダー・アイデンティティは、自己の人格を形成する重要な要素であり、ライフコースを選択し人間関係を構築する基盤となる。

しかしある人々は、出生時に社会によって振り分けられている身体や生物学的な基準を根拠とする性別とは異なる性別認識を持つ。自己の身体に関して社会が与えている性別と、自己自身の認識する性別が異なる場合、身体と精神との同一性が保てないことになる。

人がどの性別に属するかという認識は、単に身体や生物学の問題ではなく、態度や言葉、話し方、服装など、属していると信じている性別に固有の振るまいと切り離すことは難しい。そのため、そうした性別に固有のカテゴリーの表現をする事を含めてジェンダー・アイデンティティと名づけられている<sup>3)</sup>。国連の提唱するSOGI (Sexual Orientation, Gender Identity) という名称も同様の考え方による<sup>4)</sup>。言語や文化によって形成される人の性別認識は、身体や器官の性ではなく、社会や人間関係における一定の性別イメージや性別概念によって表象されると考えられるからである。

### 2. ジェンダーアイデンティに関する違和と医療による定義

性別の同一性の違和を理由に社会的な多数の有する文化や行動規範と異なる人々については、まずは医学の分野において精神疾患というカテゴ

リーから考察され、「性同一性障害Gender Identity Disorder」や「性別違和Gender Disphoria<sup>5)</sup>」という精神疾患名によって説明されてきた。治療によって治癒するという枠の中で、治療の方法は精神を変える事を主眼とするものから、精神を保護し身体を変えるという方向へと大きく変化してきた。

こうした考え方では、性同一性障がい者は、医療機関において「障がい」があると診断された場合に、医療として「性別再指定手術」を受ける事が可能となる。その背景には、WHOが、国際疾病分類 (ICD, International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)，において、性同一性障がいを疾病として位置づけてきた事が根拠となっている。

日本の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条は「この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する者をいう」としつつ、「精神疾患」の範疇に入る具体的な個々の疾患名は、国際疾病分類において詳細に分類されており、国際疾病分類上の該当項目（精神疾患の章）全体が「精神疾患」の範囲とされている。性同一性障がい者の人権を考える上で、この点は非常に重要な要素である。疾病ゆえに、患者の権利として保障する、というのが、現在の日本の状況と言える。

しかし、2018年6月18日、WHOは国際疾病分類を改訂し（初版は1990年）、最新版<sup>6)</sup> (ICD-11) では性同一性障がい (Gender Identity Disorder) を「精神疾患」から外し、新たに「17. 性の健康に関する状態」という分類の中のGender Incongruenceという項目とした。Gender Incongruenceの定義は、「個人の経験する性 (Gender) と、割り当てられた性別 (Sex) の顕著かつ持続的な不一致によって特徴付けられる。ジェンダーの多様な振る舞いや好みだけでは、このグループとして診断名を割り当てる根拠にはならない<sup>7)</sup>」としている。性同一性障がいからGender Incongruence (ジェンダーの不一致)への名称及び概念の変化、また精神疾患から「性の健康の状態」へと変わったことが、今後の日本の性同一性障害に関する医

療及び法律においてどのような影響があるのか、まだ不明である。特に、保険適用に関して、2018年4月から子宮や精巣を摘出するなどの性別適合手術が保険適用となっている。WHOが精神疾患から除外したことについては、今後の厚生労働省の取り扱いが注目される。

### 3. 現状

トランスジェンダーの人々がどのくらい存在するのかについての正確な統計はないが、2013年のヨーロッパ評議会のレポートでは、500人に1人のこどもが性別違和の認識を有しているという<sup>8)</sup>。

日本においては、まず、医療機関の受診数について、日本精神神経学会「性同一性障害に関する委員会」による、性別違和が主訴の症例数と国内外性別適合手術症例の推定調査が行われている（章末別表）。

この統計によると、2003年7月の特例法の実施以降2015年末までに、22435名受診し、そのうち性別再指定手術を終了し特例法の診断書の提出に至ったのは4671名となっている。また受診者の性別は、FTM（14,747名）がMTF（7,688名）のほぼ2倍となっている。

他方、性同一性障がい特例法に基づいて性別の取り扱いを変更した人の数は<sup>9)</sup>、2017年末までに7809名となっている。上記の日本の医療機関での数値と異なるが、外国の医療機関で性別変更した人も含まれている。

国際的な疾病分類がトランスジェンダーを精神疾患ではないとしたことが、今後、日本において、社会的な評価をどの程度変えうるのかは未知数である。精神疾患ではないとされた人々について、その身体と認識の乖離によって引き起こされる混乱や自己嫌悪、苦しみ、不安や苦痛に対して、どのような事が必要か、法制度や施策を考えるうえで、個人を尊重すること、人権を保障することの意味が改めて問われる。性別は、自己の内面の問題に留まらず、社会や家族、友人との関係をにおける重要な個人の属性として重要であり、また性別という人の最も親密な領域の事柄ゆえに理解されにくく、排除やいじめ、差別に繋がりやすいか

らである。なかでも、法的な性別変更と生殖器官の除去は当事者にとって重要な問題であるが、どのような人権なのかは未だ明確にされていない。

## II. 日本におけるトランスジェンダーの人権

### 1. ブルーボーイ事件から性同一性障がい者特例法へ

#### (1) ブルーボーイ事件における性的自由及び幸福追求権の主張

日本におけるトランスジェンダーの存在は、1965年の「ブルーボーイ事件」によって社会的に知られることになったといえる。同事件は、判決によると、3名の「男性性転向症<sup>10)</sup>」である男娼の求めに応じて、法的な除外事由に該当しないのに、故なく生殖を不能にする事を目的として睾丸摘出、陰茎切除、造臍など一連の性転換手術を行ったとして、手術を行った産婦人科医は優生保護法28条<sup>11)</sup>違反の責任が問われたものである。

被告は、本件性転換手術は正当な医療行為であること、優生保護法28条は、憲法11条、憲法13条に違反すること、本件手術は優生保護法第28条の構成要件に該当しない等の理由で争っている。

憲法11条および13条違反の主張は、人間が性的欲求を追求する自由は、憲法に言う基本的自由とくに自由および幸福追求に関する国民の権利の一内容として人間の本能に根ざす根源的なものであり、公共の福祉に反しない限り、みだりに抑圧もしくは制限されなければならないことは自明の理であるが、優生保護法28条において同法による場合の外、生殖が不能になる手術を全面的に禁止しているのは人間の性的本能を満足させる方法を国民から奪うことになり、国民の幸福追求権を否定するものである、とする。

仮に、優生保護法28条が一般的には憲法違反ではないとしても、本件手術を同条に反するものとすることは、同条の解釈適用において、本件被手術者のごとき性転向症者の幸福追求の権利を完全に抹殺する事を意味し、憲法11条、13条に抵触するというべきである、としている。

第1審の東京地裁判決（1969年2月15日）は、被告人の主張を退け有罪とした<sup>12)</sup>。判決は、手術

を「正当な医療行為として容認することは出来ない」としつつ、憲法違反については、優生保護法28条は、同法34条の罰則規定とも考え合わせると、同法第3条、第4条、第14条のような特殊な場合においてさえも公共の福祉の見地から最少限度の肉体的侵襲により法の所期する目的を達しようとするものであり、性的自由ができるだけ保障しようとするものでこそあれ、性的自由を抑圧しようとするものではないし、従って立法目的それ自体は極めて正当であるというべき、とする。

そして、同条の存在によって「国民が広くその性的本能を満足させる方法を奪われたり、幸福追求の権利が否定される様な事態が発生しているとも認められないから同条の禁止が広汎に過ぎるために国民の幸福追求権などの基本的人権が侵害されているとはいえない」こと、「本件が正当な医療行為としてなされたものであるなら優生保護法第28条に違反することはあり得」ないこととし、同条が性転向症者の幸福追求権を特に侵害しているとも解せられない、とした。

ここで注目されるのは、被告人の主張、すなわち優生保護法第28条に対する違憲審査として、憲法11条および13条に基づき「人間が性的欲求を追求する自由は、憲法に言う基本的自由とくに自由および幸福追求に関する国民の権利の一内容」に違反すると主張している点に対して、裁判所が、「最少限度の肉体的侵襲により法の所期する目的を達しようとするものであり、性的自由ができるだけ保障しようとするものでこそあれ、性的自由を抑圧しようとするものではない」としている点である。

ここでは、裁判所が優生的な観点からの不妊手術の強制規定に関して「最少限度の肉体的侵襲」であることから「性的自由」を保障している、と解釈するのに対し、被告人は、不妊手術を実施しないことが「性的自由」の侵害と主張し、議論は噛み合わない。しかし、そこでは、憲法13条は「性的自由を保障している」という解釈が前提となっている。

後述の判決にもあるように、この時代にはトランスジェンダーはまだ社会的には可視化されていなかった、特殊な存在であり、性転向症についての理解

も乏しい点が、医学的な治療として外科手術を正当な医療として認めることの妨げになっている。

しかし、既に「13条と性的自由」、「肉体的侵襲」が人権侵害であることが認識されている点は、その後の法的判断へと繋がる解釈といえる。

また、判決文には、以下のような、その後の医療的なガイドラインと類似の基準が示されており、性別適合手術自体を禁止しているのではなく、手術的瑕疵が合った点が有罪判決に繋がったと考えられる。

## (2) 判決における「正当な治療」の基準

判決は、次のような、「正当な治療」とみなされる基準を示している。この基準は、その後の医学領域の学会等におけるガイドラインと類似している点が注目される。

〈東京地方裁判所 昭和44年2月15日判決抜粋〉  
B、当裁判所の性転換手術に対する考え方以上のような性転換手術の内容および医学的評価に照らすと、性転向症者に対する性転換手術は次第に医学的にも治療行為として意義を認められつつあるが、性転換手術は異常な精神的欲求に合わせるために正常な肉体を外科的に変更しようとするものであり、生物学的には男女いずれでもない人間を現出させる不可逆的な手術であるというその性格上それはある一定の厳しい前提条件ないし適応基準が設定されていなければならない筈であって、こうした基準を逸脱している場合には現段階においてはやはり治療行為としての正当性を持ち得ないと考える。こうした点で前記のジョーンズズ・ホプキンス医学研究所での作業過程は厳しい適用基準を自ら打ち出してなされているものであるし、ベンジャミン博士の設定している指標もまことに傾聴に値するものと云わねばならない。ところで、現在日本においては、性転換手術に関する医学的研究も十分ではなく、医学的な前提条件ないしは適用基準はもちろん法的な基準や措置も明確でないが、性転換手術が法的にも正当な医療行為として評価され得るためには少なくとも次のようないくつかの条件が必要であると考える。

(イ) 「手術前には精神医学ないし心理学的な検査と一定期間にわたる観察を行うべきである。」性転換手術は前述のように不可逆的手術であるから、性転向症を装っている者や手術癖のある者が手術を受ける

危険性をなくし、その患者が性転向症者であることの厳格な確認をするとともに、性転向症者であっても一時的な感情の動搖に支配されて手術を受けてしまうことを避けることが必要であるし、また精神病や神経症と合併している場合には精神療法等による治療をまず試みるべきものと考えられるからである。

(ロ)「当該患者の家族関係、生活史や将来の生活環境に関する調査が行われるべきである。」性転換手術は患者の精神と肉体の不均衡を減少させるため肉体を変更して精神的安定をもたらし、社会適応性を付与することに積極的意義があるのであるから、その患者がこれまでどのような生活の場を得られるか等について慎重な調査、検討を要するものと考える。

(ハ)「手術の適応は、精神科医を混じえた専門を異にする複数の医師により検討されたうえで決定され、能力のある医師により実施されるべきである。」性転換手術が不可逆的手術であり、現段階にあっては未だ調査的、実験的要素を含んでいるから、精神科学的な治療の可能性に配慮し、患者の選択を厳格になすべきだからである。

(ニ)「診療録はもちろん調査、検査結果等の資料が作成され、保存されるべきである。」手術が右のような性格を持つから術後の治療や追跡的観察、調査に役立つよう手術に至るまでの経過を確認しうる資料が作成され保存されるべきである。

(ホ)「性転換手術の限界と危険性を十分理解しうる能力のある患者に対してのみ手術を行うべきであり、その際手術に関し本人の同意は勿論、配偶者のある場合は配偶者の、未成年者については一定の保護者の同意を得るべきである。」

この基準は、性転向症として医学的に認定されること、そして本人や家族等のインフォームドコンセントに基づくことなどが必要とされている。

本判決によって、性別適合手術が違法な行為であるという認識が定着し、以降、日本ではトランスジェンダーの治療は実施にくくなった。しかし、判決文は、「正当な治療」としての基準を提示しており、可能性を全く否定したものではないと考えられる。

### (3) 判決以後—1998年「性転換手術」まで

ブルーボーイ事件は、結果的に、手術を行った医師に有罪判決が下ったため、以後、性別の再指定手術は実施されることなくなってしまった。しかし、

トランスジェンダーの存在が消えたわけではなく、様々な名称で多くはMTFの人々が多くの人々の目に触れてきている。

そのようななか、1996年、埼玉医科大学倫理委員会は、性別適合手術を正当な治療とする答申を出し、1998年埼玉医科大学総合医療センターで性別適合手術が行われた。そこで改めて本判決の意味が問われることになった。

しかし、1998年という時代は、諸外国でも性別適合手術の実施、および戸籍の性別変更などが課題となっている時期である<sup>13)</sup>。また精神的な疾病としての定義に関しても、DSMが1973年にtranssexualとして、同性愛とは区別した精神疾患とし、以後、1987年改定では性的アイデンティティの疾病と分類していた。

他方、はじめに触れたように、WHOは独自の疾病分類を公刊しており、1975年には性的倒錯の項目にtranssexuelを分類し、次の1990年版では性アイデンティティの混乱の項目に移していく。

日本の状況が急激に変化したのは、1997年に日本精神神経学会が『性同一性障がいに関する答申と提言』を策定し、「性同一性障害」を疾病として位置づけたことを契機としている。同答申に基づき、1998年、埼玉医科大学で、ガイドラインに基づくものとしては初めての女性から男性への「性転換手術」が行われた<sup>14)</sup>。ブルーボーイ事件から33年後のことである。これ以降、性同一性障がいに関する研究やテレビドラマ<sup>15)</sup>、当事者のエッセイや自伝、また運動などを通じて社会に広く浸透し、2003年の「性同一性障がい者の性別の取り扱いの特例に関する法律」の制定につながっている。

### (4) 性同一性障がい者の性別の取り扱いの特例に関する法律

「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」は、超党派の議員による提案に基づき、2003年7月に成立し、2004年7月に施行された。

特例法は、まず性同一性障がい者の定義として、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」)

という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」としている。

さらに、家庭裁判所が行う性別の取り扱いの変更の要件として次の5項目をあげている。

- ①二十歳以上であること。
- ②現に婚姻をしていないこと。
- ③現に未成年の子がないこと<sup>16)</sup>
- ④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- ⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

特例法は、1969年のブルーボーイ事件判決において争点となった「正当な医療」か、という問題について改めて問うことなく、医師によって診断される、すなわち疾病であることを基準として、性別に関する変更という特例を設けるものである。疾病であるため、そこには1969年には議論となつた「性的自由と憲法13条」という議論をすることも必要なくなつた。したがって、トランスジェンダーの人権という観点から、性別を変更する権利が認められたわけではない。

また、特例法に関しては人権の観点からはいくつか問題が上げられる。まず、婚姻をしていないことという要件は、現に婚姻をしている場合には離婚しなければならないこと、すなわち同性婚を避けるために離婚を強制されることになるが、婚姻の自由の侵害に当たらないかが問題となる。第2に、同様に、未成年の子がないこと、という要件は、未成年の子がいる場合には、トランスジェンダーの親を持つ子が、親の外観や社会的振る舞いが法的な性別とは異なるという状況の中で成長することを意味する。子の利益と言えるのだろうか。第3に、生殖腺がないこと、望む性別の外観を備えていること、の2要件は、まさにブルーボーイ事件で被告が望んだ事である。したがって、そ

れらを望む当事者にとっては、特に問題となる要件ではないかもしれない。しかし、トランスジェンダーの人々の希望は多様であり、経済的な負担からも、また身体的な面からもブルーボーイ事件の判決にもあるように「侵襲的」であり身体的にも負担のかかる手術を望まない人々も存在する。その一方で、性別の変更において生殖腺や外観を変えないことは、社会的なそして、人間関係的な混乱をもたらすこともあり、トランスジェンダーの人々の人権に関する人々の理解が進むことも必要となる。

### III. 性別適合手術と人権—日本の最高裁判所とヨーロッパ人権裁判所—

#### 1. 性同一性障がい者の人権と特例法の「治療」

埼玉医科大学での手術の実施、特例法の制定に至る過程で、ブルーボーイ事件訴訟で問題となつた、性同一性障がい者の人権という視点は、「治療」という正当性の陰に隠れる傾向にある。精神疾患の治療であれば、患者の権利のみが問題となる。しかし、上述した特例法の「要件」の問題点を人権の観点から評価する場合に、やはり性同一性障がい者の権利の性質を明らかにすること必要となる。

近年、日本の最高裁判所とヨーロッパ人権裁判所とが、戸籍の性別変更の要件としての「外科的手術や不妊手術」に関して、対比的な判断をしている。トランスジェンダーの人権とは何かを考えるうえで参考になる点について、二つの判決を概観する。

#### 2. 最高裁判所決定におけるトランスジェンダーの人権

2019年1月23日、最高裁判所第二法廷は、特例法に基づく性別の取り扱いの変更の審判が認められる要件として、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を求める性同一性障がい者の性別の特例に関する法律3条1項4号の規定を憲法13条および14条違反とし、その要件を満たさずとも性別の変更を求める訴えに対し、本件規定は、現時点では憲法13条、14条1項に違反するものとはいえない、という決定を下した<sup>17)</sup>。

この事件は、一审は申立却下のため、即時抗告され、二審も抗告棄却となつたため、最高裁に特別抗告がなされたものである。

2017年に岡山家裁の審判が出された時点から、この事件は、国際的にも生殖腺除去を性別変更の要件から外す國も現れてきていたこと、精神疾患における性同一性障がい者の定義を見直す動きもあったことから注目されていた。以下、事実の概要について概観し、岡山地裁の審判から、性同一制障がい者の性別変更が、法的にどのような権利として裁判所で審理されてきたのかをみていく。

### (1) 事実の概要

申立人Xは、生物学的には女性として誕生したが、心は男性で有るという性同一性障がいを有し、ホルモン治療等で声が低くなり体毛が濃くなってしまい、骨格筋が発達し筋力が強いこと、乳房の隆起ではなく男性形で、外性器の外觀は男性形の性器に近似している状態である。2016年に名の変更許可の審判を受け、男性名に変更している。

Xは、生殖腺の除去という身体に著しい侵襲を伴う戻すことのできない手術をすることに恐怖を覚えていること、手術をしても身体的に男性になるわけではないこと、身体的特徴を基準に性別を判断する考えに納得できない等の理由から特例法3条4項の要件を満たす手術は受けていない。

またXは、女性である申立外Aとの法律上の婚姻を希望しており、Aの子とともに3人で生活している。2016年3月、XとAは婚姻届を提出したが不受理となったため、婚姻届を受理すべきことを命じる審判を岡山家庭裁判所に提出したが、同年8月31日、同申立を却下する審判が出された。

同年、Xは、性別の取り扱いの変更の審判を申し立て、諸外国では性別の取り扱いに手術を要件としない国が多くあり、身体に著しい侵襲を伴う戻すことのできない手術を要求している特例法3条1項4号は、憲法13条に違反し無効であると主張した。

### (2) 岡山家庭裁判所津山支部審判（2017年2月6日）の判断

憲法13条の解釈に関して、「憲法制定当時には

想定されていなかった性別の取り扱いの変更について、その要件をどのように定めるかは、その内用が合理性を有する限り、立法府の裁量に属するものであるというべきであり、同号は、特例法が性別の取り扱いの変更を認める以上、元の性別の生殖能力等が残っているのは相当でないことから定められたものと解される上、諸外国をはじめ性別の取り扱いの変更については様々な考え方があること等に鑑みると、申立人が、性別の取り扱いの変更に必要な手術等の医学的安全性が確立しているとは言い切れないため、手術の後、二、三十年後も健康でいられるかは分からぬなどと陳述していることを考慮しても、特例法3条1項4号が、憲法13条に違反するほどに不合理な規定であるということはできない」とし、さらに「申立人は、仮に、特例法3条1項4号が憲法に違反して無効であるとはいえないとしても、同号の主旨は、性別の取り扱いが変更された後に、残存する元の性別の生殖機能により子どもが生まれることがあれば、混乱や問題が生じるためこれを防止することにあると解すべき所、申立人は、性別の取り扱いを変更した後に、Aとの法律上の婚姻を約束しており、申立人が女性として子を出産する可能性はまったくないことから、本件においては、申立人の性別の取り扱いを女から男に変更すべきであるなどとも主張するが、これは同号に反する独自の見解であるといわざるを得ず、採用することができない」として申立却下となった。

以上のように、岡山家庭裁判所津山支部の判断は、13条の解釈に関して立法府の裁量とし、3条1項4号の主旨は、性別変更後は生殖能力の残存は相当でないこと、諸外国の例も「様々な考え方がある」と位置づけ、特例法3条1項4号が13条に違反するほどに不合理な規定であるということはできない」とし、合理性の判断を行っている。

しかし、本件は、13条の個人の尊重に関して、「身体に著しい侵襲を伴う」、「戻すことのできない手術」を、13条違反として主張しているものであり、そこで対象とされている権利は、13条の保護する生命権、健康権および「身体を基準として性別を判断する考え方」に納得できない」という申立人の手術を受けない理由から伺えるように、ブ

ライバシー権や自己決定権、すなわち人格権といえる。こうした権利を制約する理由としての「生殖能力が残存する」可能性を排除することと、申立人が主張する権利との関係に関する比較衡量はおこなわれていない。これは、性同一性障害者がい者の性別の変更が「治療」とされてきており、「権利論」が未だ十分に確立していない事を理由とするのだろうか。

### (3) 広島高等裁判所岡山支部2018年2月9日決定

#### ①抗告人の主張

一審で申立て却下となった後、申立人は即事抗告を行い、次のように主張した。

第1に、裁判所の判断中における立法裁量論に関して、「性別適合手術を受けない権利や自ら自認する男性として生きる権利は、憲法13条で保障される自己決定権（自由権）であり、自分らしく生きるという自己実現に資する人権であり、生命及び身体の安全に関わる人権でもあるから、憲法上最大限の尊重がなされるべきである」、「自由権に対する規制に関しては、立法府の裁量権は認められない」、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、「特例法」という。）のような性同一性障害者という少数者に関する法律については、立法府に任せるとのではなく、裁判所が少数者の人権保障のために厳格に立法の合憲性を判断すべき」として、一審決定は法令に誤りがあるとした。また、審査基準に関するも、「特例法で制約される人権は、性同一性障害者の自己決定権であるから、厳格な合憲性の審査基準を用いるべき」とする。

第2に、「合憲性の検討における立法目的に関する誤り」として、「特例法が性別の取扱いの変更を認める以上、元の性別の生殖能力等が残っているのは相当でないことから定められた」とし、かかる立法目的に正当性があることを前提に判断しているが、「なぜ元の性別の生殖能力が残っていることが『妥当ではない』のか駄然としない。この立法目的は、断種法に淵源をもつ国民優生法／優生保護法（現在の母体保護法）の根底にある優生思想を彷彿とさせる。現実として、ホルモン療法の過程で生殖機能は内分泌的に失われてい

く。にもかかわらず、この要件は生殖腺の不存在か、機能の永続的な喪失を執拗に求めている。」「性と生殖に関する権利は、単一の権利としてではなく、さまざまな個別の権利の複合体として存在する。具体的には、〈1〉生命と生存の権利、〈2〉自由と安全の権利、〈3〉最高水準の健康についての権利、〈4〉科学的進歩を享受する権利、〈5〉表現の自由、〈6〉教育についての権利、〈7〉私生活・家族生活・家族形成の権利、〈8〉無差別の権利によって構成される。このうち、〈1〉、〈2〉、〈7〉などは、まさに憲法13条から導き出される具体的権利である。また、配偶子（受精卵や精子）の凍結・低温保存のような生殖補助医療技術の利用は〈4〉とも関連する。『すべての個人が、自分たちの子供の数、出産間隔、出産時期について、責任をもって自由に決定でき、関連する情報と手段を得ることができる権利』と定義される性と生殖に関する権利は、特例法の第4号要件によって完全に剥奪される。権利の複合的な性格上、生殖無能要件は、結果的に憲法や国際人権法に保障されるさまざまな個別の人権を十把一絡げに剥奪することとなる。それほど重大で膨大な権利の制約事由は、生殖能力の残存は『妥当ではない』との一言で足りるものではない。」「本要件については、医学的（とくに内分泌学的）な根拠も指摘される。しかし、『性別変更の要件として法文に直接書き込まれた以上、医学的な根拠に追隨するだけでなく、法的な正当性や根拠も－またはその医学的な根拠を法の文脈において－問わなければならない。』（石田仁編著「性同一性障害 ジエンダー・医療・特例法」第268頁及び第269頁、甲7）と指摘する文献もあるように、性別の取扱いの変更において元の性別の生殖能力が残っていることを『妥当ではない』とすることの正当性には疑問がある」とし、「特例法が性別の取扱いの変更を認める以上、元の性別の生殖能力等が残っているのは相当でないことから定められた」という特例法第3条第1項第4号の立法目的自体に正当性がないのであるから（もしくは正当性を厳格に検討すべきであるから）、同号の立法目的を無条件に正当としている点についても、原審に法令解釈の誤りがある」とした。

第3に、「合憲性の検討における手段に関する誤り」として、「特例法第3条第1項第4号が、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を要件としている点は、性別適合手術を事実上強制していることに等しく、特例法第3条第1項第4号は性同一性障害者の自己決定権（憲法13条）を侵害し違憲であるという抗告人の主張は、従前の主張のとおりであり、同号が合理性があると判断している原審判には法令解釈に誤りがある」とする。

第4に、「独自の見解という指摘の誤り」として、「性同一性障害者という少数者に関する法律である特例法においては、その要件の解釈について前例が少なく、学術的な検討も他の法律に比べれば圧倒的に少ないのであるから、同法に関する主張についても前例のないものとならざるを得ないのである。したがって、「独自」ということのみをもって、その主張の内容を検討せずに、抗告人の主張を採用しなかった原審判には法令解釈に誤りがある」とした。

## ②裁判所の決定（下線は筆者、以下同じ）

決定は、第1に、4号が、憲法上の権利として保障される人格権の一内容である「性別適合手術を強制されない自由」を不当に侵害し、憲法13条に違反するという抗告人の主張に関して、「確かに、性別に関する認識は、基本的に、個人の内心の問題であり、自己の認識する性と異なる性での生き方を不当に強制されないという意味で、個人の幸福追求権と密接にかかわる事柄であり、個人の人格権の一内容をなすものということができるが、これを社会的にみれば、性別は、民法の定める身分に関する法制の根幹をなすものであって、これら法制の趣旨と無関係に、自由に自己の認識する性の使用が認められるべきであるとまではいうことができない。すなわち、性同一性に係る上記人格権の内容も、憲法上一義的に捉えられるべきものではなく、憲法の趣旨を踏まえつつ定められる法制度をまって初めて具体的に捉えられるものであるといわなければならない。

そうすると、身分法全体の法制度を離れて、4号が性別適合手術を性別の取扱いの変更の要件の

一つと定めていること自体を捉えて直ちに人格権を侵害し、違憲であるか否かを論ずることは相当ではない。

特例法は、同法2条所定の「性同一性障害者」であって、同法3条1項各号のいずれにも該当する者について、性別の取扱いの変更を認めるところ、この変更が認められれば、「民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみな」される（同法4条1項）が、「法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係」等には影響を及ぼさない（同条2項）とされている。そして、性の自認や性的指向等がその者の生物学的な性と完全に一致しない態様やその程度は極めて多様である。そうすると、どのような者について、前記のような法的効果を有する法律上の性別の取扱いの変更を認めるのが相当か、その要件をどのように定めるかについては、これらの者を取り巻く社会環境の状況等を踏まえた判断を要するのであって、基本的に立法院の裁量に委ねられていると解するのが相当である」とする。

第2に、「特例法に基づいて性別の取扱いの変更がされた後、元の性別の生殖能力に基づいて子が誕生した場合には、現行の法体系で対応できないところも少なくないから、身分法秩序に混乱を生じさせかねない。そうすると、このような弊害を避ける観点からは、元の性別の生殖能力等が残っているのは相当ではないから、4号の立法目的は正当である。」とする。

第3に、抗告人は、「性別適合手術を事実上強制する4号は性同一性障害者の自己決定権を奪うもので憲法13条に反すると主張する。しかしながら、性同一性に係る人格権の内容は上記のとおりであって、特例法は、4号を含めて、立法の裁量の範囲内にあると認められ、4号の規定も憲法13条に反するということはできない」、また第4に、「抗告人は、女性パートナーとの結婚を予定しており、出産する可能性の全くない抗告人に元の性別の生殖能力を残したまま性別の変更をしても4号の趣旨に反しないと主張する。しかしながら、抗告人が出産する可能性がないことを客観的に裏

付けるものはない。確かに、抗告人自身、陳述書に「私が子を産んで母になる意思はない。」と記載しているが、副作用の問題から抗告人に対するホルモン療法は中止した状態であるし、本人がそのような意思を表明するにとどまる状態で、抗告人が出産する可能性が全くないということはできない。そうすると、抗告人に元の性別の生殖能力を残したまま性別の変更をすることは、4号の趣旨に反しないとはいえないから、この点に係る抗告人の主張には理由がない。

抗告人は、性別の取扱いの変更につき、4号とは異なる要件を定める立法例の存在や、4号の要件に批判的な学説や国際機関等の意見を紹介した文献を提出するが、それらの存在を考慮しても、4号の要件を定めたこと、あるいはこれを現在も存置していることが、立法府の裁量権の範囲を逸脱しているということはできない。」として、抗告人の申立を棄却した。

この決定では、第一審に比べて、憲法13条の解釈に踏み込んでいる。判決中に下線を付した部分（下線は筆者）では、「性別に関する認識は、基本的に、個人の内心の問題であり、自己の認識する性と異なる性での生き方を不当に強制されないという意味で、個人の幸福追求権と密接にかかわる事柄であり、個人の人格権の一内容をなすものということができる」としている。ここでの「自己の認識する性と異なる性での生き方を不当に強制されないと」という意味で、個人の幸福追求権と密接にかかわる事柄であり、個人の人格権の一内容をなすもの」という解釈は、「正当な治療」としてではなく、人格権の一内容をなす権利として、性別の変更が認められていると裁判所は解していることを示している。

しかし、こうした権利も、（民法の定める身分に関する）法制の趣旨と無関係に自由に決定できるものではなく、「憲法の趣旨を踏まえつつ定められる法制度をまって初めて具体的に捉えられるものである」とする。

本決定は、性別の決定を憲法13条の保障する人格権の一内容とした点で13条の解釈をより具体化したと言えるが、その権利の実現は法制によるべ

きものとし、立法権に委ねた結果となった。

本決定後、最高裁判所に特別抗告がなされ、2019年1月23日、最高裁決定が出された。

#### (4) 最高裁判所第二小法廷決定(2019年1月23日)

最高裁判所は、本特別抗告を棄却し、理由を次のように述べている。

##### ①多数意見

まず、「本件規定は、性同一性障害者一般に対して上記手術を受けること自体を強制するものではないが、性同一性障害者によっては、上記手術まで望まないので当該審判を受けるためやむなく上記手術を受けることもあり得るところであって、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する面もあることは否定できない」と、身体への侵襲を認めつつ、問題点として、「もっとも、本件規定は、当該審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないことや、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける等の配慮に基づくものと解される」と指摘する。

そして判断に関して、「これらの配慮の必要性、方法の相当性等は、性自認に従った性別の取扱いや家族制度の理解に関する社会的状況の変化等に応じて変わり得るものであり、このような規定の憲法適合性については不断の検討を要するものというべきであるが」としており、今後、性別の取り扱いや社会状況の変化等に応じて変わりうる、として、非嫡出子相続分差別最高裁大法廷決定<sup>18)</sup>の違憲理由にみると、「事柄の変遷」、「認識の変化」にしたがって判断が変化しうるという可能性を含ませているように読み取れる。

そのうえで、「本件規定の目的、上記の制約の態様、現在の社会的状況等を総合的に較量すると、本件規定は、現時点では、憲法13条、14条1項に違反するものとはいえない」とする。

##### ② 2名の裁判官による補足意見

本決定は4名の裁判官によるものだが、裁判官2名（鬼丸かおる、三浦守）から次のような比較

的長い補足意見が付されている。

まず、特例法の法益に関して、「特例法により性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、変更後の性別で婚姻をすることができるほか、戸籍上も、所要の変更等がされ、法令に基づく行政文書における性別の記載も、変更後の性別が記載されるようになるなど、社会生活上の不利益が解消されることになる。」

また、性別は、社会生活や人間関係における個人の属性の一つとして取り扱われているため、個人の人格的存在と密接不可分のものということができ、性同一性障害者にとって、特例法により性別の取扱いの変更の審判を受けられることは、切実ともいうべき重要な法的利益である。」とする。

また手術の要否に関しては、「性別適合手術については、特例法の制定当時は、原則として、第1段階（精神科領域の治療）及び第2段階（ホルモン療法等）の治療を経てなおその身体的性別に関する強い苦痛等が持続する者に対する最終段階の治療として行うものとされていたが、その後の臨床経験を踏まえた専門的な検討を経て、現在は、日本精神神経学会のガイドラインによれば、性同一性障害者の示す症状の多様性を前提として、この手術も、治療の最終段階ではなく、基本的に本人の意思に委ねられる治療の選択肢の一つとされ」、「したがって、生殖腺を除去する性別適合手術を受けていない性同一性障害者としては、当該手術を望まない場合であっても、本件規定により、性別の取扱いの変更を希望してその審判を受けるためには当該手術を受けるほかに選択の余地がないことになる。」とするが、それらが身体への侵襲として、「性別適合手術による卵巣又は精巣の摘出は、それ自体身体への強度の侵襲である上、外科手術一般に共通することとして生命なし身体に対する危険を伴うとともに、生殖機能の喪失という重大かつ不可逆的な結果をもたらす。このような手術を受けるか否かは、本来、その者の自由な意思に委ねられるものであり、この自由は、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由として、憲法13条により保障されるものと解される。上記1でみたところに照らすと、本件規定は、この自由を制約する面があるというべきであ

る。」と、13条に対する制約を認めている。

そして、その制約の是非に関する審査として「本件規定の目的については、法廷意見が述べるとおり、性別の取扱いの変更の審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないことや、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける等の配慮に基づくものと解される。

しかし、性同一性障害者は、前記のとおり、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であるから、性別の取扱いが変更された後に変更前の性別の生殖機能により懷妊・出産という事態が生ずることは、それ自体極めてまれなことと考えられ、それにより生ずる混乱といつても相当程度限られたものということができる。上記のような配慮の必要性等は、社会的状況の変化等に応じて変わり得るものであり、特例法も、平成15年の制定時の附則2項において、「性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。」と定めていた。これを踏まえて、平成20年、特例法3条1項3号の「現に子がないこと」という要件に関し、これを緩和して、成人の子を有する者の性別の取扱いの変更を認める法改正が行われ、成人の子については、母である男、父である女の存在があり得ることが法的に肯定された。そして、その改正法の附則3項においても、「性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の特例法の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」旨が定められ、「その後既に10年を

経過している。特例法の施行から14年余を経て、これまで7,000人を超える者が性別の取扱いの変更を認められ、さらに、近年は、学校や企業を始め社会の様々な分野において、性同一性障害者がその性自認に従った取扱いを受けることができるようとする取組が進められており、国民の意識や社会の受け止め方にも、相応の変化が生じているものと推察される」とし、「以上の社会的状況等を踏まえ、前記のような本件規定の目的、当該自由の内容・性質、その制約の態様・程度等の諸事情を総合的に較量すると、本件規定は、現時点では、憲法13条に違反するとまではいえないものの、その疑いが生じていることは否定できない」とする。

さらに、比較法の観点から、「世界的に見ても、性同一性障害者の法的な性別の取扱いの変更については、特例法の制定当時は、いわゆる生殖能力喪失を要件とする国が数多く見られたが、2014年（平成26年）、世界保健機関等がこれを要件とすることに反対する旨の声明を発し、2017年（平成29年）、欧州人権裁判所がこれを要件とすることが欧州人権条約に違反する旨の判決をするなどし、現在は、その要件を不要とする国も増えている」ことを指摘した上で、「性同一性障害者の性別に関する苦痛は、性自認の多様性を包容すべき社会の側の問題でもある。その意味で、本件規定に関する問題を含め、性同一性障害者を取り巻く様々な問題について、更に広く理解が深まるとともに、一人ひとりの人格と個性の尊重という観点から各所において適切な対応がされることを望むものである。」と、トランスジェンダーの人々をめぐる社会的状況の変化についての要望が述べられている。

この最高裁決定は、多数意見の決定部分においても補足意見においても、トランスジェンダーの性別変更に関して13条にもとづき「身体を侵襲されない権利」の侵害である点を認めている。そのうえで「社会的状況」の変化を待つという構成は類似しているといえる。ただ補足意見は、自由の制約に関する審査において、よりきめ細かい要素を加味している点は重要である。セクシュアリティや身体に関わる人権は、歴史的にも医学の進

展や、人々の認識、社会的状況が変化することによって、新たな人権が保護されてきた。その歴史が、少し前進しているのが、次に紹介するヨーロッパ人権裁判所の判決であると言えるかもしれない。

### 3. ヨーロッパ人権裁判所における外科手術とトランスジェンダーの人権保護

#### ①最高裁判所の言及した欧州人権裁判所判決

最高裁判所2019年1月23日決定の補足意見で触れている欧州人権裁判所判決は、2017年4月6日のA.P., Garçon et Nicot c. France判決<sup>19)</sup>である。欧州人権裁判所は、ヨーロッパ諸国47カ国が加盟する裁判所で、加盟国の法制度や判例に関して、ヨーロッパ人権条約に違反するか否かを審査し判決を下す機関である。判決には法的な拘束力があり、条約違反判決を受けた国は、当事者の被害の救済とともに、条約違反判決をくり返す事態を避けるため一般的に法制度や判例などの変更を伴う結果となる。1980年代からトランスジェンダーの名前や性別の変更に関して、条約8条の「私生活の尊重の権利」の保護する権利として、多数の判決を出してきている。最高裁の言及したトランスジェンダーの性別の決定の権利は、次のように解釈されている。

#### ②A.P., Garçon et Nicot c. France判決（2017年4月6日）

この事件は、フランスが、2016年まで、トランスジェンダーの出生証明書の性別変更の要件として、生殖腺の除去手術を規定していた点に関してヨーロッパ人権条約8条違反として審査されたものである。判決におけるトランスジェンダーの性別変更の権利は、次の通りである。

「この事件は、3名のトランジェンダーのフランス人が、出生証明書の性別及び名前の変更を希望したが、フランスの裁判所によって棄却されたものである。申立人は、とりわけ、性的アイデンティティの承認に、不妊をもたらす手術の実施を要件としている点について、同手術は申立人の私生活の尊重の権利を侵害すると主張し」たものであり、欧州人権裁判所は「トランスジェンダーの

人々の性的アイデンティティを認めるために彼らが望まない不妊のための手術や治療を受けることを要件とすることは、私生活の尊重の権利行使するために、身体的完全性を尊重される権利の行使を放棄することを要件とすることを意味する」と判示し、同要件を、条約8条違反とした。

### ③フランスへの影響－民法改正による手術要件の排除

フランスは、この事件が欧州人権裁判所に係争している期間、並行して議会でトランスジェンダーの出生証明書の性別変更を定める民法改正手続きを行っていた。最終的に、2016年11月「21世紀の司法の現代化に関する法律」を制定し、同法56条で「戸籍の性別が、本人の現状や周知されているものとは一致しない場合に修正ができる」とし、その要件の一つとして、「医学的治療、外科手術あるいは不妊手術を受けていない」という事実は、申請の権利を退ける理由とはなり得ないと、性別変更の要件から不妊をもたらす手術や治療を要件から外した。

この法律改正に対しては、憲法院に違憲審査が申し立てられたが、憲法院は、「2016年11月17日判決<sup>20)</sup>で「人に、医学的治療や外科手術および不妊手術を強制せずに、戸籍の性別記載の変更を認めることは、人間の尊厳原則に対して何らの侵害ももたらさない」として合憲とした。

こうしたフランスの法改正や、欧州人権裁判所の判例の背景には、ヨーロッパ評議会が、2015年に「ヨーロッパにおけるトランスジェンダーの人々の対する差別」という決議を採択し、そのなかで不妊や離婚、精神疾患であるという診断や外科手術などが要請されている点」を問題視したことと影響していると考えられる。

以上のように、ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ47カ国の法制度や判例がヨーロッパ人権条約に違反するかを審査する裁判所である。そのため、判決が、不妊をもたらす手術や治療を私生活尊重の権利に違反すると解釈したことにより、今後、加盟国は国内法制度を変更することが求められることになる。

## 終わりに

トランスジェンダーの人権を、戸籍の性別記載の変更に関する判例を通じて概観したが、トランスジェンダーの人々の人権に関しては、身体に関わる事柄で、周囲や社会的に可視化されやすいため、性別変更以外にも多くの課題があると考えられる。まず、トランスジェンダーというジェンダー・アイデンティティを自らが決定することが、憲法上の人格権によって保障される重要な権利であることを、法的に確立することが必要である。最高裁判所の決定は、「社会的状況」や認識の変化にともない、法的な解釈や法制による実現のあり方も変わりうることを示唆している。

また、補足意見は、より人権保護に踏み込むとともに、「性同一性障害者を取り巻く様々な問題について、更に広く理解が深まるとともに、一人ひとりの人格と個性の尊重という観点から各所において適切な対応がされることを望むものである」と、社会的状況や人々の認識が様々な意味でより進展することを望む、という願望が述べられているが、これは最高裁判決としては珍しい。そのことの法的な是非は別にしても、法的な人権概念を確立していくには、やはり社会や人々と専門家との協同が必要であり、特にジェンダー・アイデンティティの保護は全ての人が個人として尊重されて生きることのできる社会への一歩である。

## 注

- 1) 中塚幹也『封じ込められた子ども、その心の声を聴く』ふくろう出版、2017年、73頁。
- 2) 性同一性障がい者に関する現状と課題については、山本蘭「性同一性障害の当事者がおかれている社会の現状と課題」医学の歩みvol. 256, No.4, p304頁以下参照。
- 3) The psychobiology of transsexualism and transgenderism, p.40.
- 4) UNITED NATIONS, HIGH COMMISSIONER FOR HUMAN RIGHT, Ending Violence and Discrimination Based on Sexual Orientation and Gender Identity, 7 march 2012.
- 5) DSM (『精神障がいの診断と統計マニュアル

表 性別違和を主訴に受診した患者に対するアンケート調査（国内主要26医療機関、2015年末まで）

	MTF	FTM	性別無回答	合計
総患者数	7,688	14,747		22,435
特例法診断書作成数	929	2,929	813	4,671

出典：日本精神神経学会「性同一性障がいに関する委員会」による性別違和が主訴の症例数調査

ル』)-5, 2013.

- 6) <https://icd.who.int/browse11/l-m/en#/http://id.who.int/icd/entity/411470068>
- 7) "Gender incongruence is characterized by a marked and persistent incongruence between an individual's experienced gender and the assigned sex. Gender variant behaviour and preferences alone are not a basis for assigning the diagnoses in this group".
- 8) Conseil de l'Europe, Les droits des enfants intersexes et trans' sont-ils respectés en Europe ? Une perspective, 2013, 8p.
- 9) 最高裁判所事務総局「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律3条1項の審判事件の受理、既済、未済手続き別件数－全家庭裁判所」平成16年～平成29年の「司法統計」から抽出した数。
- 10) 「性転向症」は、同事件の東京地裁、東京高裁の判決に用いられた言葉である。
- 11) 優生保護法第28条「何人も、この法律の規定による場合の外、故なく生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない」
- 12) 東京地裁昭和44年2月15日判決、刑事裁判月報1巻2号133頁、判時551号23頁。また抗告

審の東京高等裁判所も被告の訴えを退けていた。東京高裁昭和45年11月11日判決、高等裁判所刑事判例集23巻4号759頁。

- 13) ヨーロッパ諸国では、性別適合手術の後の戸籍の名前および性別記載の変更が訴訟となっていた。すでに1972年にスウェーデンで戸籍の性別変更を認める法律が制定されている。
- 14) 建石真公子「性転換とはどのような人権か」法学セミナー、43巻9号(1998年)、p.22。
- 15) 2001年「3年B組金八先生(第6シリーズ)」(TBSテレビ)、2008年「ラストフレンズ」(フジテレビ)、2018年「女子的生活」(NHK総合ドラマ)、2017年(映画)「彼らが本気で編むときは」(荻上直子監督)など。
- 16) 2003年制定時には「現に子が居ないこと」となっていたが、2008年に「未成年の子」に改正された。
- 17) 最大決2019年1月23日、裁判所時報1716号4頁。
- 18) 最大決2013年9月4日、民集第67巻6号1320頁。
- 19) A. P., Garçon et Nicot c. France du 6 avril 2017.
- 20) Décision no.2016-739 DC du 17 novembre 2016.

## 第2章 「スポーツ指導者のスポーツ経験とスポーツ観に関する調査」 結果報告

高峰 修<sup>1)</sup>

本章では、日本スポーツ協会に登録する公認スポーツ指導者を対象に実施した「スポーツ指導者のスポーツ経験とスポーツ観に関する調査」の結果について報告する。

### 1. 調査および日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者」の概要について

2017年度に実施した「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」では、性的マイノリティに関するスポーツ指導者の知識や認識、知識習得の必要性や学習行動等についての現状を把握した。本年度の「スポーツ指導者のスポーツ経験とスポーツ観に関する調査」ではやはり公認スポーツ指導者を対象として、2017年度に質問できなかった「同性愛嫌悪」を調査項目に含めた。同性愛嫌悪とは同性愛に対する極度の恐怖や嫌悪のことであり、単なる心理状態だけではなくからかいや無関心、侮蔑的言動、憎悪による暴行といった言動としても表れるといわれている。本調査では心理状態としての同性愛嫌悪について測定した。

調査対象は日本スポーツ協会のマイページに登録する公認スポーツ指導者（98,981名）であり、WEB回答フォームによる調査を実施した。主な調査内容は基本的属性に加えて「同性愛嫌悪」を測定する7項目である。

調査方法：Web調査（Web回答フォームをメールで配信）

調査委託業者名：株式会社マクロミル

調査対象：公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者マイページ登録者98,981名  
(2018年10月1日現在、資格保有者の重複除く)

調査実施期間：2018年11月16日～12月7日の22

日間

回収率：5.7%（5,621名）

統計分析：因子分析については主因子法、バリマックス回転を用い、固有値1.0以上の基準で因子を抽出、全因子による寄与率は60%を目安にした。信頼性係数についてはアルファ係数の目安を0.6以上とした。またGP分析は、各尺度の総合得点を三分位で区切り、上位と下位のグループで各尺度項目の平均値に差があることを確認した。

### 2. 結 果

#### （1）個人的属性

本調査の分析対象5,621名の基本的属性を表1に示した。

- a) 自認する性別：自認する性別としては女性と男性に加え「答えたたくない」「わからない」を準備した。女性が23.8%、男性が75.7%を占めたが、「答えたたくない」と回答した人が0.3%、「わからない」が0.2%ほどいた。割合としてはわずかであるが人数としてはそれぞれ17人、11人である。
- b) 年齢層：年齢層としては50歳代が最も多く31.1%であった。以下、40歳代（25.5%）、60歳代（19.4%）、30歳代（12.4%）と続き、30～60歳代で9割弱を占める。
- c) 最終学歴：大学卒業が約50%、高等学校卒業が約25%を占め、専門学校卒業8.1%、大学院修了7.8%、短大・高等専門学校卒業6.5%と続く。
- d) 保有する指導者資格：指導者資格についてはあてはまるものすべてに回答を求めた複数回答方式で質問した。指導員が最も多く55.7%と半数以上を占め、コーチが16.0%、上級指導員が9.4%、ジュニアスポーツ指導員が7.8%であった。
- e) 日常的なスポーツ指導：d) にあげた指導者

1) 明治大学

表1 分析対象の基本的属性

自認する性別	n	%	指導者資格（複数回答）	n	%	1年間のスポーツ指導	n	%
女性	1,339	23.8	指導員	3,130	55.7	指導しなかった	921	16.4
男性	4,251	75.7	上級指導員	526	9.4	指導した	4,700	83.6
答えたくない	17	0.3	コーチ	902	16.0	全体	5,621	100.0
わからない	14	0.2	上級コーチ	221	3.9	指導の頻度	n	%
全体	5,621	100.0	教師	331	5.9	ほぼ毎日（週に6回以上）	744	15.8
年齢層	n	%	上級教師	45	0.8	週に4～5回程度	888	18.9
29歳以下	357	6.4	スポーツプログラマー	124	2.2	週に2～3回程度	1,434	30.5
30歳代	695	12.4	フィットネストレーナー	25	0.4	週に1回程度	756	16.1
40歳代	1,435	25.5	ジュニアスポーツ指導員	441	7.8	月に2～3回程度	361	7.7
50歳代	1,752	31.1	アスレティックトレーナー	236	4.2	月に1回程度	189	4.0
60歳代	1,091	19.4	スポーツドクター	158	2.8	2～3ヶ月に1回程度	162	3.4
70歳以上	291	5.2	スポーツデンティスト	29	0.5	半年に1回程度	97	2.1
全体	5,621	100.0	スポーツ栄養士	38	0.7	1年に1回程度	56	1.2
最終学歴	n	%	アシスタントマネジャー	289	5.1	それ以下の頻度	13	0.3
中学校卒業	35	0.6	クラブマネジャー	49	0.9	全体	4,700	100.0
高等学校卒業	1,451	25.8	(旧資格)スポーツトレーナー	18	0.3	指導のレベル	n	%
短大、高等専門学校卒業	365	6.5	その他	138	2.5	国際レベル	420	7.5
専門学校卒	455	8.1	全体	5,621		全国レベル	1,956	34.8
大学卒業	2,849	50.7				地域レベル（“東北大会”など）	594	10.6
大学院修了	437	7.8				都道府県レベル	1,087	19.3
その他	29	0.5				市区町村レベル	749	13.3
全体	5,621	100.0				その他	815	14.5
						全体	5,621	100.0

資格を保有する回答者の日常的なスポーツ指導の有無について質問した。調査前1年間のスポーツ指導について指導をしなかった人は16.4%であり、8割を超える人々はスポーツ指導に携わっていた。

- f) 指導頻度：スポーツ指導を行っている場合の頻度について、割合が最も多かったのが「週に2～3回程度」であり30.5%，「週に4～5回程度」18.9%，「週に1回程度」16.1%，「ほぼ毎日」15.8%と続く。つまり本調査の回答者の8割以上は週1回以上の頻度でスポーツ指導に携わっており、比較的高頻度で指導を行っている集団だということができる。
- g) 指導レベル：指導者として競技者を出場させた最高の競技会レベルについては、34.8%の人が競技者を全国レベルの競技会に出場させた経験をもち、回答者は全体的に高いレベルで指導を行っていることがわかる。都道府県レベルが19.3%で続くが、市区町村レベルやその他のレベルもそれぞれ13.3%，14.5%ほどおり、3割弱はローカルレベルでの指導に

携わっていることになる。

## （2）同性愛嫌悪

同性愛嫌悪については、飯田ら（2016）が採用したHudson and Ricketts（1980）のIndex of Homophobia25項目5件法を参考にした。そこから日本の状況にはそぐわないと思われる項目や質問内容が重複している項目を削除し、最終的に7項目に絞った。また調査の実施自体が同性愛者を差別する状況になることを回避するために、各項目の表現はすべて肯定的・友好的なものにした。

図1には同性愛嫌悪を示す7項目の単純集計結果を示した。①と②の項目は自分の身の周りに同性愛者がいた場合の友好的価値観を示しているが、「そう思う」と「とてもそう思う」を合わせた肯定的価値観をもつ人の割合は7項目中最も多く、②で72.8%，①で69.4%を占めた。③と④は自分が同性愛者の性愛対象としてみられたり、あるいは自分自身を同性愛者だと認識することへの考え方を示している。これら2項目について肯定的価値観をもつ人の割合は他の5項目と比べてやや

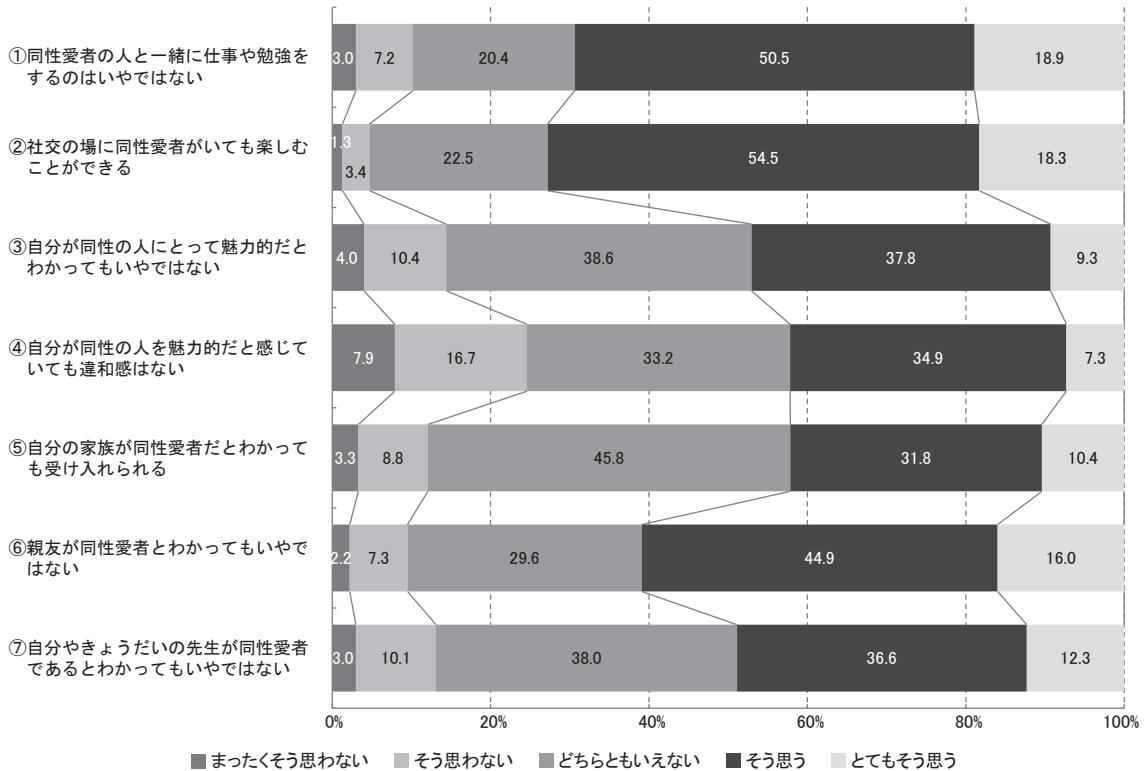


図1 同性愛嫌悪感項目の分布 (n = 5,621)

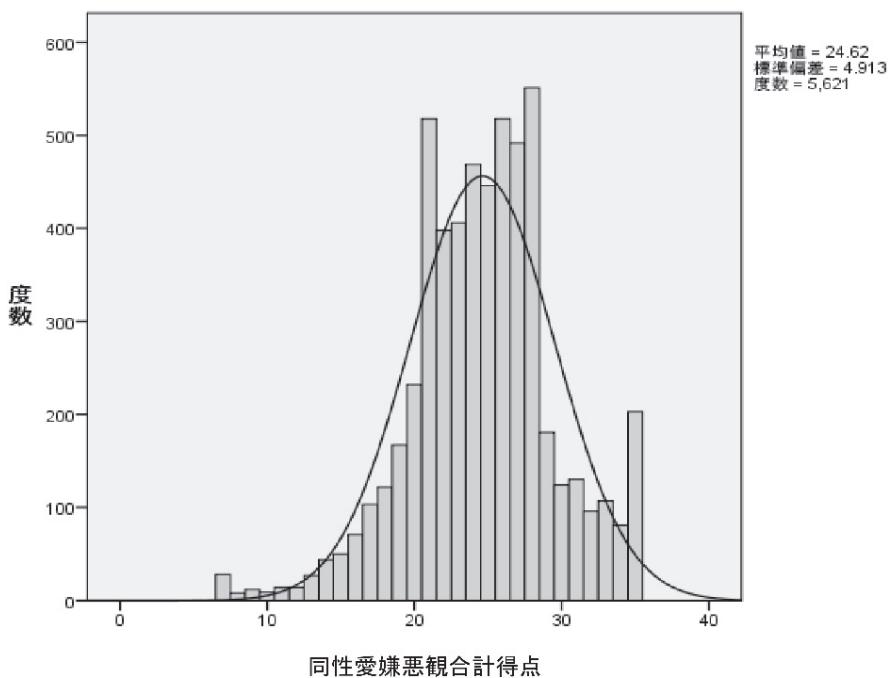


図2 同性愛嫌悪感合計得点のヒストグラム

少なくなり、③で47.1%、④で42.2%であった。⑤、⑥、⑦は身の周りにいる人が同性愛者だとわかった場合の考え方を示している。これら3項目のうち友好的な価値観をもつ人の割合が最も高かったのが⑥の「親友」(60.9%)についてであったが、「自分やきょうだいの先生」や「家族」となるとその割合はそれぞれ48.9%、42.2%と減少した。つまり同性愛の当事者が親友であれば受け入れられるが、家族に関わった事柄となるとやや嫌悪感が生じる傾向を確認することができる。

これら7項目について主因子法による因子分析を行ったところ1因子が抽出された。この1因子の固有値は3.63、寄与率は58.4%であり、わずかながら60%を下回った。因子負荷量は0.542～0.821すべて正の値であった。7項目によるクロンバッックの $\alpha$ 信頼性係数は0.876であり、高い信頼性を保持しているといえる。これら7項目の合計得点を算出しGP分析を行ったところ、すべての項目において合計得点の上位三分位と下位三分位の間で平均値に有意差が確認され、7項目すべてが弁別力をもっていることが確認された。図2には7項目を合計した同性愛嫌悪得点のヒストグラムを示した。得点は7～35点の範囲で分布するが、得点が低いほど同性愛者を嫌悪する傾向が強く、高いほど同性愛者に友好的な価値観をもつことを意味する。得点の分布は平均値の前後、ならびに最高点の35点に偏る傾向を示している。

### (3) 同性愛嫌悪と基本的属性との関連

以上、7項目からなる同性愛嫌悪について、表1に示した基本的属性のカテゴリ間に差があるかを確認するためにMann-Whitney検定とKruskal-Wallis検定を用いて平均値の差の検定を行った。

表2ならびに表3には各基本的属性の同性愛嫌悪得点の平均値の差の検定結果を示した。各基本的属性における統計値はこれらノンパラメトリック検定の結果であるが、参考までに各カテゴリの算術平均値（以下、平均値）も示してある。繰り返しになるが、本報告では同性愛嫌悪得点が低ければ同性愛嫌悪が強く、高ければ同性愛嫌悪が弱いことを意味する。

- a) 自認による性別（表2）：自認による性別の4カテゴリの平均値には0.1%水準で有意な差が認められた。平均ランクならびに平均値をみると、男性の値が最も低く、女性、「答えたたくない」「わからない」の順で値が高くなっている。つまり自認による性別の4カテゴリにおいては、男性において最も同性愛者を嫌悪する傾向が強く、自分の性別について「わからない」と回答した人がもっとも同性愛に友好的な価値観を示していることになる。同性愛嫌悪と性別に関してはいくつか先行研究があり、飯田ら（2016）もその一つであるが、いずれも女性が男性よりも同性愛者に対して友好的な価値観をもつことが報告されている。本調査結果もそうした先行研究と同様の結果を示している。
- b) 年齢層（表2）：年齢層の各カテゴリにおいても0.1%水準で有意な差が認められた。平均ランクならびに平均値によると、29歳以下の値が最も高く、年齢層が高くなるほど平均ランクの値は低くなり、70歳以上が最も低かった。つまり年齢層と同性愛嫌悪とは反比例の関係にあり、年齢層が若いほど同性愛に対して友好的な価値観を示していることがわかる。
- c) 最終学歴（表2）：最終学歴においても0.1%で有意な差が認められたが、学歴の高低と同性愛嫌悪傾向との間に一貫した関連は見られない。同性愛に最も友好的な価値観を示したのは「短大・高等専門学校卒」であり、以下「その他」「大学院修了」「専門学校卒」「四大卒」「中学卒」「高校卒」と続く。
- d) 指導者資格（表3）：保有している指導者資格としては「その他」を含め17資格を準備したが、そのうち各資格の有無によって同性愛嫌悪の平均値に差が認められたのは「上級指導員」「教師」「上級教師」「アスレティックトレーナー」「スポーツ栄養士」の5資格であった。そのうち「上級指導員」と「上級教師」を除く3資格では、各資格を保有している人は保有していない人よりも平均ランクおよび平均値が高く、つまり同性愛者に対して

表2 基本的属性における同性愛嫌悪感の平均値の差の検定：Kruskal-Wallis検定による

	n	算術平均値	平均ランク	統計値
性別	女性	1,339	27.10	3669.72
	男性	4,251	23.80	2528.63
	答えたくない	17	29.06	4182.59
	わからない	14	31.71	4754.79
年齢層	29歳以下	357	27.51	3736.19
	30歳代	695	25.83	3241.49
	40歳代	1,435	25.02	2960.77
	50歳代	1,752	24.50	2760.02
	60歳代	1,091	23.30	2364.20
	70歳以上	291	21.98	1891.32
最終学歴	中学校卒業	35	24.43	2803.51
	高等学校卒業	1,451	23.77	2528.39
	短大・高等専門学校卒業	365	25.78	3212.58
	専門学校卒	455	25.16	2998.96
	大学卒業	2,849	24.72	2828.82
	大学院修了	437	25.31	3083.96
	その他	29	25.59	3093.17
指導頻度	ほぼ毎日	744	25.43	2596.18
	週に4~5回程度	888	24.82	2429.10
	週に2~3回程度	1,434	24.08	2226.80
	週に1回程度	756	24.23	2240.29
	月に2~3回程度	361	24.20	2235.54
	月に1回程度	189	24.81	2438.45
	2~3ヶ月に1回程度	162	24.74	2474.53
	半年に1回程度	97	24.70	2396.61
	1年に1回程度	56	25.21	2510.22
	それ以下	13	23.54	2311.50
指導レベル	国際レベル	420	25.45	3072.70
	全国レベル	1,956	24.44	2740.80
	地域レベル	594	24.52	2812.95
	都道府県レベル	1,087	24.29	2690.98
	市区町村レベル	749	24.56	2793.11
	その他	815	25.23	3019.72

友好的な価値観をもっていることを意味している。しかし「上級指導員」と「上級教師」においてはその傾向は逆転し、これら上級資格を保有している人はそうでない人と比べて同性愛を嫌悪する傾向がみられることになる。特に「教師」の資格を保有する人はそう

でない人よりも同性愛嫌悪傾向が弱く、上級教師とは反対の傾向を示している。資格階梯が上がると同性愛嫌悪が強まることは考えにくく、それぞれの指導者資格を構成する性別や年齢層の影響を受けた傾向だと思われる。

e) 指導の有無（表3）：調査前1年間に実際に

表3 指導者資格と指導の有無における同性愛嫌悪感の平均値の差の検定：Mann-Whitney検定による

		n	算術平均値	平均ランク	統計値
指導者資格					
指導員	あり	3,130	24.63	2807.98	3888961.5 n.s.
	なし	2,491	24.62	2814.80	
上級指導員	あり	526	23.72	2531.81	1193133.5 p < 0.001
	なし	5,095	24.72	2839.82	
コーチ	あり	4,719	24.59	2811.96	2127404.5 n.s.
	なし	902	24.63	2810.82	
上級コーチ	あり	221	24.52	2799.28	594109.0 n.s.
	なし	5,400	24.63	2811.48	
教師	あり	331	25.64	3160.63	759768.0 p < 0.001
	なし	5,290	24.56	2789.12	
上級教師	あり	45	22.42	2015.91	89681.0 p < 0.01
	なし	5,576	24.64	2817.42	
スポーツプログラマー	あり	124	24.83	2949.00	323701.5 n.s.
	なし	5,497	24.62	2807.89	
フィットネストレーナー	あり	25	24.20	2784.20	69280.0 n.s.
	なし	5,596	24.63	2811.12	
ジュニアスポーツ指導員	あり	441	24.34	2707.87	1096708.5 n.s.
	なし	5,180	24.65	2819.78	
アスレティックトレーナー	あり	236	26.06	3245.82	532811.5 p < 0.001
	なし	5,385	24.56	2791.94	
スポーツドクター	あり	158	24.82	2919.33	414460.5 n.s.
	なし	5,463	24.62	2807.87	
スポーツデンティスト	あり	29	23.52	2447.17	70533.0 n.s.
	なし	5,592	24.63	2812.89	
スポーツ栄養士	あり	38	26.97	3669.29	73462.0 p < 0.01
	なし	5,583	24.61	2805.16	
アシスタントマネジャー	あり	289	24.64	2798.85	766963.5 n.s.
	なし	5,332	24.62	2811.66	
クラブマネジャー	あり	49	23.78	2460.65	119347.0 n.s.
	なし	5,572	24.63	2814.08	
(旧資格)スポーツトレーナー	あり	18	24.72	2856.22	49613.0 n.s.
	なし	5,603	24.62	2810.85	
その他	あり	138	25.46	3013.63	350364.5 n.s.
	なし	5,483	24.60	2805.90	
指導の有無					
指導しなかった		921	25.04	2965.54	2022020.5 p < 0.01
	指導した	4,700	24.54	2780.72	

※1：統計値の上段はMann-WhitneyのU値

指導をしたか否かによって比較したところ、同性愛嫌悪得点の平均値に1%水準で有意な差が認められた。指導しなかったと答えた人たちの平均値が指導をした人たちの平均値よりも高く、同性愛に友好的な価値観を示した。

f) 指導頻度（表2）：過去1年間に指導をしたと回答した人を対象に、指導の頻度について質問した。指導頻度カテゴリ間の平均値には0.1%水準で有意な差が認められた。最も得点が高かったのが「ほぼ毎日」指導をしてい

る人たちであったが、2番目に高かったのは「年に1回程度」しか指導をしない人たちであった。それ以外の指導頻度カテゴリをみても、指導頻度と同性愛嫌悪傾向の間に一貫した関連は認められない。

- g) 指導レベル（表2）：指導対象の競技者が出場した最高レベルの競技会や大会について質問した。指導レベルのカテゴリ間には0.1%水準で有意な差が認められた。平均ランクや平均値が最も高く同性愛に友好的な価値観を持っていたのは「国際レベル」の競技者を指導した指導者であった。次いで「その他」が2番目に高い値を示したが、ここでの「その他」とは指導対象のパフォーマンスが競技会等への出場といったかたちで表すことのできない指導者たちである。残差分析を行った結果、「全国レベル」「地方レベル」「都道府県レベル」「市区町村レベル」の競技者を指導した指導者たちの得点間には有意な差は認められなかった。つまり、「全国レベル」「地方

レベル」「都道府県レベル」「市区町村レベル」の競技者を指導した指導者たちは、同性愛嫌悪傾向に関しては一つのグループを形成しているとみなすことができる。したがって、「全国レベル」から「市区町村レベル」までのグループに対して「国際レベル」や「その他」の競技パフォーマンスを示す指導者のほうが、同性愛に対して友好的な価値観をもっているといえる。

## 参考文献

- Hudson, W. and Ricketts, W. (1980) A Strategy for the measure of homophobia. Journal of Homosexuality, 5 : 357-372.
- 飯田貴子・藤山新・風間孝・来田享子・藤原直子・吉川康夫(2016)「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果 第2報 性別, LGBTの知人の有無, 競技レベルに着目して」スポーツとジェンダー研究14 : 21-32.

## 第3章 スポーツ団体のジェンダー課題等への取り組みについて

この章では、2018年度に実施した「スポーツ団体のジェンダー課題等への取り組みに関する調査」の結果を報告する。

大勝志津穂<sup>1)</sup>

### 1. 調査概要

スポーツ団体が、ジェンダー課題や性的マイノリティの人々に対してどのような取り組みを行っているのか、その実態を把握するために、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体を対象に調査を行った。調査対象とした公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体は、中央競技団体59団体、都道府県体育（スポーツ）協会47団体、関係スポーツ団体7団体、準加盟団体4団体である。調査依頼を郵送とメールによって行い、アンケートはWeb回答フォームにより任意で回答を求めた。

調査内容は、「I. ガバナンス・ジェンダー課題について」4項目、「II. LGBTに関する配慮について」7項目、「III. 施設について」2項目の合計13項目である。各項目について、現在の取り組み状況と今後の取り組みの必要性についてたずねた。現在の取り組み状況については、「取り組んでいる」「取り組みを検討している（以下、「取り組みを検討」）」「特に検討はしていない（以下、「検討していない」）」の3つの選択肢から1つを、今後の取り組みの必要性については、「必要」「必要ではない」「わからない」「既に取り組んでいる（以下、「既存」）」の4つの選択肢から1つを選択してもらう方法で回答を求めた。また、それぞれの項目について、具体的な内容や理由がある場合には、自由回答で記入を求めた。

回答数は83団体（中央競技団体41団体、都道府県体育（スポーツ）協会39団体、関係スポーツ団体3団体）であり、回答率は70.9%であった。

### <調査実施概要 >

調査名：スポーツ団体のジェンダー課題等への取り組みに関する調査

調査時期：2018年11月5日～2018年12月5日

調査対象：（公財）日本スポーツ協会加盟団体  
117団体

調査方法：Web調査（Web回答フォームをメールで配信）

回答数：83（70.9%）

調査実施団体：公益財団法人日本スポーツ協会

### 2. 調査対象団体について

本調査で対象とした中央競技団体、都道府県体育（スポーツ）協会、関係スポーツ団体、準加盟団体について、各団体の役割を示す（公益財団法人日本スポーツ協会定款、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規定より）。

- (1) 中央競技団体：国内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体
- (2) 都道府県体育（スポーツ）協会：各都道府県におけるスポーツを総合的に統括する団体
- (3) 関係スポーツ団体：(1)(2)以外で、スポーツに関する事業を行う団体
- (4) 準加盟団体：(1)(2)(3)以外で、国内におけるスポーツ団体

また、これら加盟団体及び準加盟団体は、以下の使命を担っているとされている（公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規定より）。

加盟団体及び準加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、

1) 愛知東邦大学

以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければ  
ならない。

- (1) 「スポーツ宣言日本」(平成23年7月15日採択)  
に提起するスポーツの使命の達成に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

### 3. 調査結果：全体

#### (1) 現在の取り組み状況について（表1）

現在の取り組み状況についてたずねたところ、「取り組みを検討」の割合が最も高かった項目は「A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」であり6割となった。一方、「検討しない」の割合が7割以上の項目は10項目もあり、ほとんどの内容が検討されていないことが明らかとなった。特に、LGBTや施設に関する内容では、取り組まれていないことが明らかとなった。

#### (2) 今後の取り組みの必要性について（表2）

今後の取り組みの必要性については、「A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」については、既に取り組んでいる団体が4割、取り組みの必要性を感じている団体が47.0%と半数近くとなり、多くの団体がその必要性を感じているとともに、既に取り組んでいることが明らかとなつた。「C. 女子競技者増加の取り組み」や「D. 役員の男女比の偏りをなくすこと」については、半数から6割の団体がその必要性を感じており、また、2割近くの団体が既に取り組んでいると回答していた。このように、ガバナンスやジェンダーの問題については、多くの団体が課題として認識しており、取り組んでいく姿勢が見られた。

LGBTに関する項目については、「H. LGBTに対する対応事例の収集」「J. LGBTの指導に関する情報や指導現場に提供する何らかの仕組みづくり」「G. 指導者などへのLGBTに関する研修会・勉強会の開催」「E. LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強会の開催」の項目において、取

表1 各項目の取り組み状況 (n=83)

	取り組み中 n (%)	取り組みを検討 n (%)	検討しない n (%)	
I	A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置	50 (60.2)	14 (16.9)	19 (22.9)
	B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置	8 (9.6)	12 (14.5)	63 (75.9)
	C. 女子競技者増加の取り組み	35 (42.2)	8 (9.6)	40 (48.2)
	D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組みをしてい るか	38 (45.8)	16 (19.3)	29 (34.9)
II	E. LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強 会の開催	3 (3.6)	11 (13.3)	69 (83.1)
	F. LGBTに関する相談窓口の設置	6 (7.2)	8 (9.6)	69 (83.1)
	G. 指導者などへのLGBTに関する研修会・勉強会 の開催	2 (2.4)	13 (15.7)	68 (81.9)
	H. LGBTに対する対応事例の収集	2 (2.4)	9 (10.8)	72 (86.7)
III	I. 性別変更したアスリートに関する担当委員会・ 部署の設置	1 (1.2)	7 (8.4)	75 (90.4)
	J. LGBTの指導に関する情報を指導現場に提供す る何らかの仕組みづくり	2 (2.4)	9 (10.8)	72 (86.7)
	K. LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規 定や行動綱領等の制定	9 (10.8)	6 (7.2)	68 (81.9)
	L. 練習施設、大会会場におけるLGBTに配慮した 施設整備（トイレ・更衣室など）	4 (4.8)	7 (8.4)	72 (86.7)
M.	練習施設、大会会場における託児所の整備	7 (8.4)	5 (6.0)	71 (85.5)

表2 各項目の取り組みの必要性 (n=83)

		必要 n (%)	必要ではない n (%)	わからない n (%)	既存 n (%)
I	A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置	39 (47.0)	2 (2.4)	9 (10.8)	33 (39.8)
	B. ジェンダー平等に関する相談窓口の設置	24 (28.9)	9 (10.8)	42 (50.6)	8 (9.6)
	C. 女子競技者増加の取り組み	46 (55.4)	8 (9.6)	13 (15.7)	16 (19.3)
	D. 役員の男女比の偏りをなくすこと	49 (59.0)	4 (4.8)	15 (18.1)	15 (18.1)
	E. LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強会の開催	42 (50.6)	5 (6.0)	35 (42.2)	1 (1.2)
II	F. LGBTに関する相談窓口の設置	26 (31.3)	9 (10.8)	41 (49.4)	7 (8.4)
	G. 指導者などへのLGBTに関する研修会・勉強会の開催	44 (53.0)	6 (7.2)	33 (39.8)	0 (0.0)
	H. LGBTに対する対応事例の収集	47 (56.6)	6 (7.2)	30 (36.1)	0 (0.0)
	I. 性別変更したアスリートに関する委員会・部署の設置	22 (26.5)	14 (16.9)	47 (56.6)	0 (0.0)
	J. LGBTの指導に関する情報を指導現場に提供する何らかの仕組みづくり	45 (54.2)	8 (9.6)	29 (34.9)	1 (1.2)
III	K. LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規定や行動綱領等の制定	34 (41.0)	8 (9.6)	38 (45.8)	3 (3.6)
	L. 練習施設、大会会場におけるLGBTに配慮した施設整備（トイレ・更衣室など）	23 (27.7)	8 (9.6)	49 (59.0)	3 (3.6)
	M. 練習施設、大会会場における託児所の整備	33 (39.8)	5 (6.0)	42 (50.6)	3 (3.6)

り組みが必要であると回答する団体が半数以上を超えた。一方、「I. 性別変更したアスリートに関する委員会・部署の設置」「F. LGBTに関する相談窓口の設置」「K. LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規定や行動綱領等の制定」の項目については、取り組みそのものの必要性がわからないと回答する団体が半数となった。

施設に関する2項目については、どちらの項目も「わからない」が半数を超えた。すなわち、LGBTに配慮した施設の整備や託児所の設置について取り組むべき課題なのか、それ自体が認識されていないことがわかった。

#### 4. 調査結果：中央競技団体と都道府県協会の比較

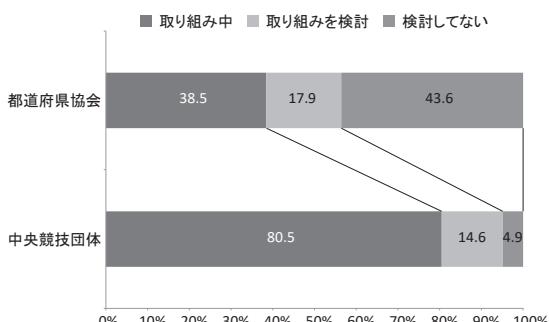
ここでは、加盟団体のうち、中央競技団体と都道府県協会の2つの団体の比較からスポーツ団体の取り組み状況について報告する。この2つを比較するのは、加盟団体のほとんどがこの2つの団体で占められていること、2つの団体の役割に違いがあると考えられるからである。すなわち、加

盟団体全体だけでは、スポーツ団体の傾向を明らかにできないと判断したからである。

##### (1) 現在の取り組み状況について

###### A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置

セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置については、「取り組みを検討」と回答した割合は、中央競技団体が8割以上を占めたものの、都道府県協会は4割弱と違いがみられた。



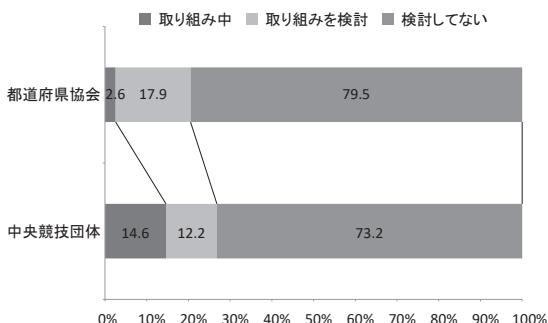
A セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、相談窓口や通報窓口の設置、ガイドラインの制定を行なっていることがうかがえた。

#### B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置

ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置については、「取り組みを検討」と回答した割合が、中央競技団体は14.6%、都道府県協会は2.6%と違いがみられた。「検討していない」では、中央競技団体が73.2%、都道府県協会が79.5%とどちらも7割以上を占め、セクハラやパワハラ、暴力に対する相談窓口設置との認識の違いがうかがえた。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、相談窓口や通報窓口の設置をしていることがうかがえた。また、セクハラやパワハラと同じ窓口で対応している様子もうかがえた。



B ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置

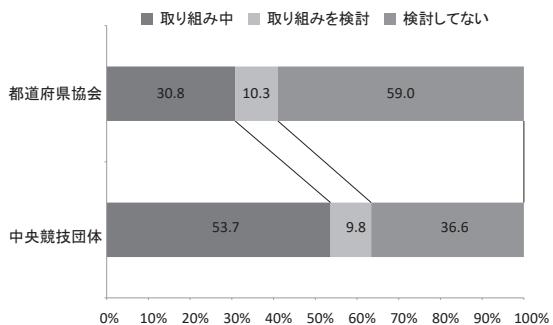
#### C. 女子競技者増加の取り組み

女子競技者増加の取り組みについては、「取り組みを検討」と回答した割合が、中央競技団体では半数以上の53.7%となり、都道府県協会では30.8%となった。「検討していない」では、都道府県協会が59.0%と6割近くを占めたものの、中央競技団体では36.6%と違いがみられた。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、「女子競技会や大会の開催」「女子種目の追加」「女子合宿の開催」など女子が競技できる環境整備や、「女子委員会や女子強化部の設置」「女子強化事業における助成金の獲得」など女子競技を支援する組織の強化を行なっていることがわかった。また、「女性の活躍をメディアに公開」したり、「女性指

導者や女性審判員の養成」に力を入れている団体もみられた。

「検討していない」内容としては、「男女一緒に楽しめるスポーツなので、特に女性だけを増加する取り組みはしていない」や「男女ほぼ同数なので女性だけの競技者の増加はしていない」「女性の競技者の方が多いので、男性の競技者の参加を促している」などの意見がみられた。

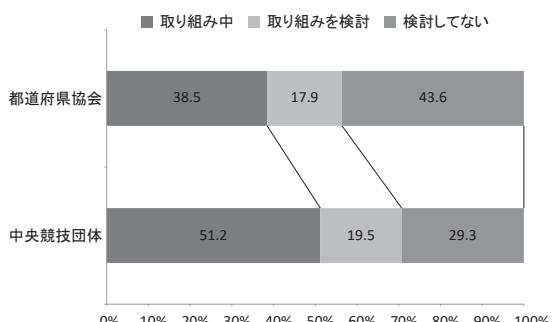


C 女子競技者増加の取り組み

#### D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み

役員の男女比の偏りをなくす取り組みについては、「取り組みを検討」と回答した割合が、中央競技団体は51.2%と半数以上であったが、都道府県協会では38.5%であった。「検討していない」は、都道府県協会が43.6%と4割を超える、中央競技団体では29.3%と3割弱となり違いがみられた。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、「役員選挙や役員登用において積極的に女性を登用している」という回答が多くみられた。

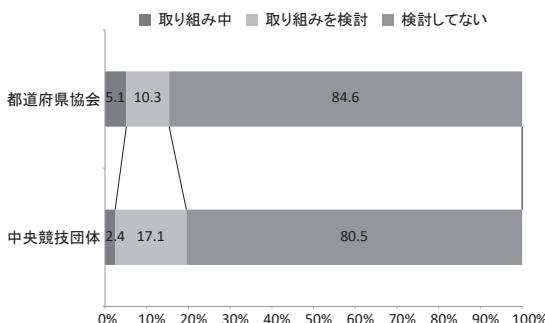


D 役員の男女比の偏りをなくす取り組み

## E. LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強会の開催

LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強会の開催については、「検討していない」と回答した割合が、中央競技団体は80.5%、都道府県協会は84.6%と両団体とも8割以上となった。「取り組みを検討」では、都道府県協会が5.1%と中央競技団体の2.4%より高かった。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、中央競技団体では、「女子委員会で実施している」という回答がみられ、都道府県協会では「人権教育研修会」において実施という回答がみられた。「取り組みを検討」の内容では、「勉強会を開催したいと考えているが、知見が十分でない」や「研修会参加者にLGBTの方がおり、LGBT研修会を開催するかもしくは講習会に参加することが急務と考えている」「女性特有の課題やLGBTを含むタイムリーな課題については常に研修会の内容として検討」という回答がみられ、取り組みの必要性を感じていることがうかがえた。



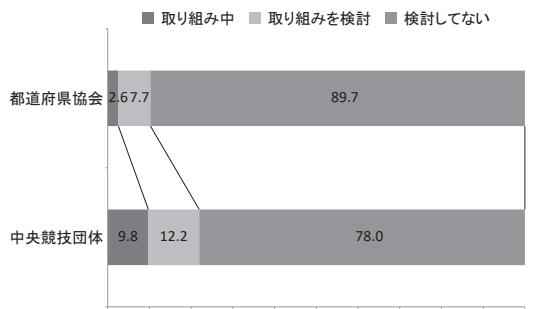
## E. LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強会の開催

## F. LGBTに関する相談窓口の設置

LGBTに関する相談窓口の設置については、「検討していない」と回答した割合が、都道府県協会では89.7%と約9割となり、中央競技団体では78.0%と8割となった。しかし、中央競技団体では「取り組み中」が9.8%、「取り組みを検討」が12.2%となり、約2割が取り組みについて関心のあることがうかがえた。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、

「相談窓口や通報窓口の設置」「産業医の設置」がみられた。

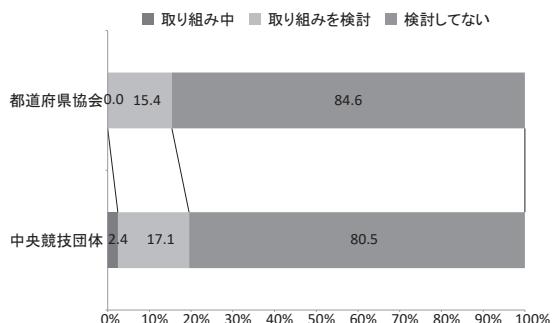


## F. LGBTに関する相談窓口の設置

## G. 指導者などへのLGBTに関する研修会・勉強会の開催

指導者などへのLGBTに関する研修会・勉強会の開催については、「検討していない」と回答した割合が、都道府県協会は84.6%、中央競技団体は80.5%と両団体とも8割以上となった。しかし、中央競技団体では「取り組みを検討」が2.4%あり、都道府県協会の0.0%と違いがみられた。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、「JOCによる機会を活用」という回答がみられた。「取り組みを検討」では、研究会や勉強会を開催したいと思っているが、実施方法、内容について十分な知見がなく困っている様子がうかがえた。



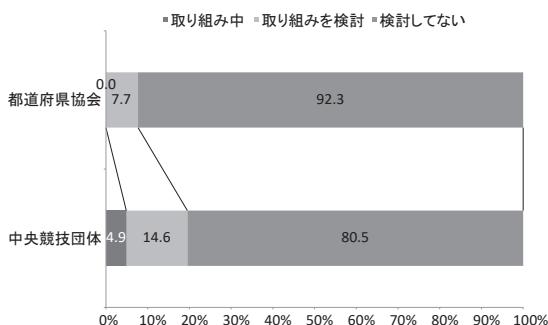
## G. 指導者などへのLGBTに関する研修会・勉強会の開催

## H. LGBTに対する対応事例の収集

LGBTに対する対応事例の収集については、「検

討していない」と回答した割合が、都道府県協会は92.3%と9割以上、中央競技団体も80.5%と8割となり、ほとんど検討されていないことが明らかとなった。

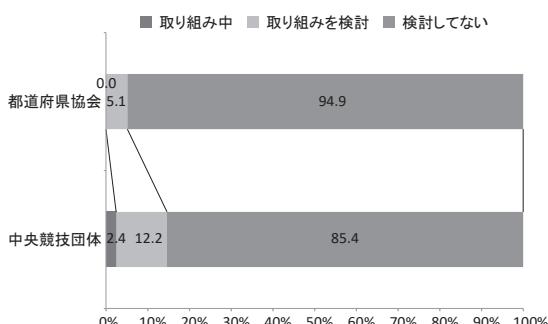
「検討していない」理由をみると、「事例を聞いていない」「必要性は感じるが具体的に動いていない」など、事例が少なく現実的な問題としてまだ認識が十分でないことがうかがえた。



#### H LGBTに対する対応事例の収集

### I. 性別変更したアスリートに関する担当委員会・部署の設置

性別変更したアスリートに関する担当委員会・部署の設置については、「検討していない」と回答した割合が、都道府県協会は94.9%と9割以上、中央競技団体は85.4%と8割以上となった。しかしながら、中央競技団体では、2.4%と少数ではあるが「取り組み中」と回答、12.2%が「取り組みを検討」と回答しており、その必要性を認識していることがうかがえた。



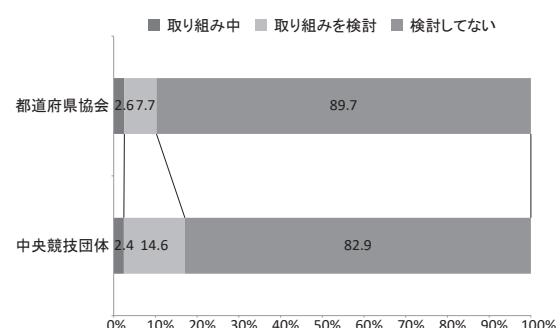
### I 性別変更したアスリートに関する担当委員会・部署の設置

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、「女子委員会を中心とした都度特別委員会を設定している」という回答がみられた。「取り組みを検討」や「検討していない」に対する自由回答では、その都度個別に対応している様子がうかがえたが、担当委員会や部署までの設置には至っていないことがうかがえた。

### J. LGBTの指導に関する情報を指導現場に提供する何らかの仕組みづくり

LGBTの指導に関する情報を指導現場に提供する何らかの仕組みづくりについては、「検討していない」と回答した割合が、都道府県協会は89.7%と約9割、中央競技団体は82.9%と8割以上となった。「取り組みを検討」の割合は都道府県協会も中央競技団体もほとんど違いはみられなかつたが、中央競技団体では「取り組みを検討」が14.6%と都道府県協会より多い割合となった。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、「事象ごとに都度対応」してきた団体がみられた。「取り組みを検討」では、「パンフレットや教材、啓発ポスターなどの資料があれば、所属団体に配布できないか検討している」「指導者が参加する講習会内で情報提供することを検討している」など、何らかの情報提供を検討している団体と、「課題を確認」している段階にある団体がみられた。



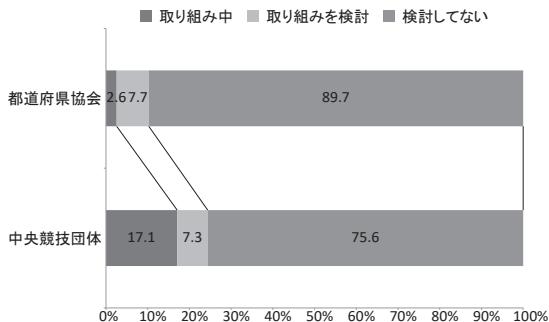
### J. LGBTの指導に関する情報を指導現場に提供する何らかの仕組みづくり

### K. LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規程や行動綱領等の制定

LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規

程や行動綱領等の制定については、「検討してない」と回答した割合が、都道府県協会は89.7%と約9割、中央競技団体は75.6%と7割以上となつた。しかし、中央競技団体では「取り組みを検討」が17.1%あり、都道府県協会の2.6%と違いがみられた。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、「倫理規程の改定を計画」や「行動規範に差別排除の項目を記載・追加」などを行った団体がみられた。一方、「取り組みを検討」や「検討してない」の具体的な内容では、「セクハラや差別の禁止を明記しているが、LGBTを特に明記するか検討中」や「IFの指導待ち」「必要であれば検討する」などの回答がみられた。

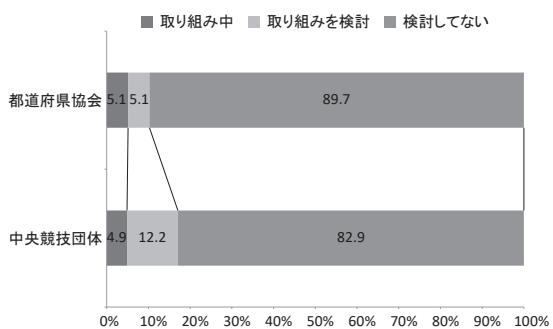


#### K LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規定や行動綱領等の制定

#### L 練習施設、大会会場におけるLGBTに配慮した施設整備（トイレ・更衣室など）

練習施設、大会会場におけるLGBTに配慮した施設整備については、都道府県協会では89.7%と9割近くが「検討してない」と回答した。中央競技団体でも82.9%と8割以上が「検討してない」と回答したが、12.2%が「取り組みを検討」と回答しており、都道府県協会と違いがみられた。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、「多目的トイレの設置」がみられた。「取り組みを検討」では、「連盟の施設や大会会場において設置できないため、どのような配慮が必要か検討中」「連盟独自では対応が困難なため、行政や関係組織などへの働きかけについて検討」などの回答がみられた。

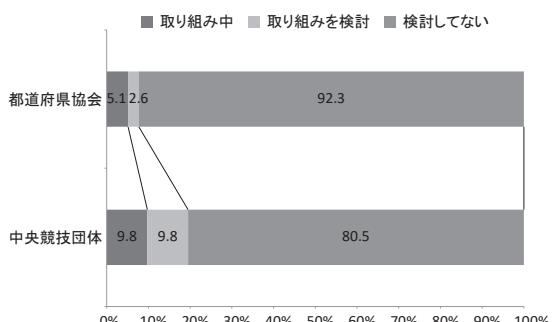


#### L 練習施設、大会会場におけるLGBTに配慮した施設整備（トイレ・更衣室など）

#### M 練習施設、大会会場における託児所の整備

練習施設、大会会場における託児所の整備については、「検討してない」と回答した割合が、都道府県協会では92.3%と9割以上となり、中央競技団体では80.5%と8割となった。しかし、中央競技団体では、約2割が「取り組み中」「取り組みを検討」と回答しており、都道府県協会との違いがみられた。

自由回答から具体的な取り組み内容をみると、「チャイルドルームの設置」「各大会で授乳室を設置」「大会ごとに設置の有無を検討、対応可能な体制をとっている」などの回答がみられた。「検討してない」の具体的な内容としては、「行事によって子ども向けの場所は設置しているが整備はしていない」「都道府県競技レベルでは設置の実績はある」など、各大会で託児所等の設置を行っているものの、練習施設や大会会場全てにおいて整備する状態にはないことがうかがえた。



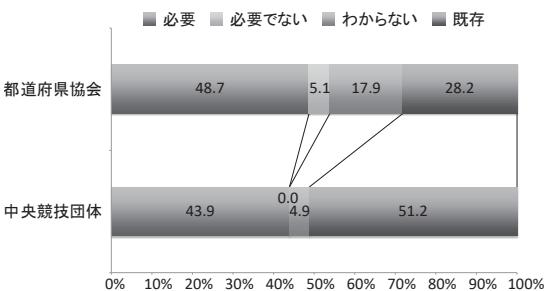
#### M 練習施設、大会会場における託児所の整備

## (2) 今後の取り組みの必要性について

### A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置

セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置については、中央競技団体は、すでに実施済みの団体が半数を超えていた。また、「必要」と回答している団体が43.9%となっており、セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置の必要性が高く認識されていることがうかがえた。一方、都道府県協会では、「わからない」と回答した団体が17.9%あった。

「必要」の具体的な内容としては、「早期対応」「早期発見」「再発防止」「抑止効果」「被害者への対応」「団体のガバナンス維持」「インテグリティのため」などの理由がみられた。



A セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置

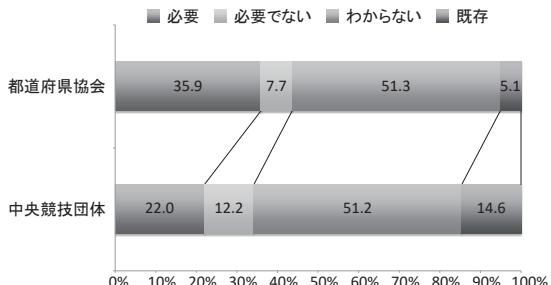
### B. ジェンダー平等に関する相談窓口の設置

ジェンダー平等に関する相談窓口の設置については、都道府県協会の35.9%が「必要」と回答しているものの、中央競技団体では22.0%と低くなっていた。また、「必要でない」と回答した割合が中央競技団体では12.2%と都道府県協会の7.7%と違った。また、「必要でない」と回答した割合が中央競技団体では12.2%と都道府県協会の7.7%と違った。

「必要」の具体的な内容としては、「当事者の保護及び問題解決」のためという回答や、「世論として必要性を感じる」「話題となっているので」など社会的な問題となっているため取り組む必要があると考える団体がみられた。

「わからない」や「必要でない」の具体的回答としては、「セクハラやパワハラ、暴力などの相談窓口で一緒に対応できるのではないか」というように、ジェンダー平等に特化した窓口の設置の

必要性に対して疑問を感じている団体や、「必要性に迫られていない」「現時点では必要ない」「希望者があるかわからない」など、実際に必要とされるのかそれに対する疑問がなされていた。



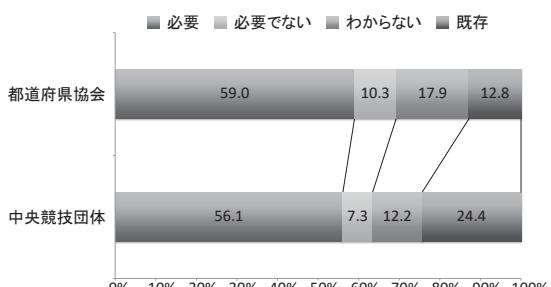
B ジェンダー平等に関する相談窓口の設置

### C. 女子競技者増加の取り組み

女子競技者増加の取り組みについては、都道府県協会では59.0%が、中央競技団体では56.1%が「必要」と回答していた。また、中央競技団体では24.4%が「既に実施している」と回答しており、認識の高さがうかがえた。

「必要」と回答した具体的な内容としては、「女性の活躍の場を広げることは必要」という意見とともに、「男女関係なく競技者が増加することが必要」という意見もみられた。また、「女性指導者の増加」や「老若男女の増加」が必要という意見や、「スポーツ界における国際的課題」として必要というように国際的な流れとして女性競技者増加の取り組みの必要性を感じている団体もみられた。

「必要でない」「わからない」に対する具体的な内容としては、「女性の方が多いから」「男女を



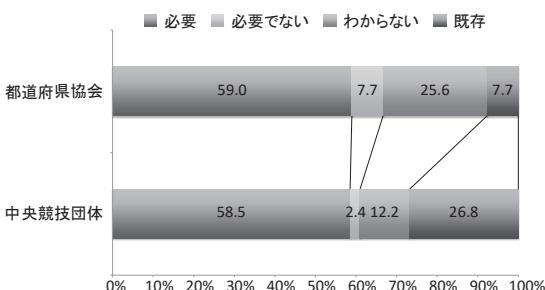
C 女子競技者増加の取り組み

分けた競技者増加の取り組みは必要か」などの意見がみられた。

#### D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み

役員の男女比の偏りをなくす取り組みについては、都道府県協会も中央競技団体も約6割が「必要」と回答した。また、中央競技団体では既に取り組んでいる団体も26.8%存在し、この取り組みの必要性の認識が高いことがうかがえた。

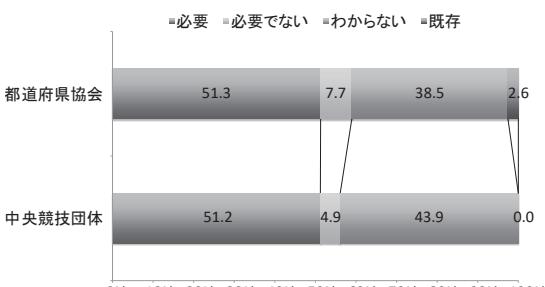
「必要」の具体的な内容としては、「公平・公正な社会の確立」「男女共同参画」「新たな視点や多様な意見の導入」などの意見がみられた。「わからない」の意見としては、「男女一定数必要ではあるが、男女という理由だけではなく、個々人の特徴を持って選任されるべき」「男女に関わらず、適材適所でふさわしい人を選任すべき」などの意見がみられた。



D 役員の男女比の偏りをなくす取り組み

#### E. LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強会の開催

LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強会



E LGBTに関する役員・職員対象の研修会・勉強会の開催

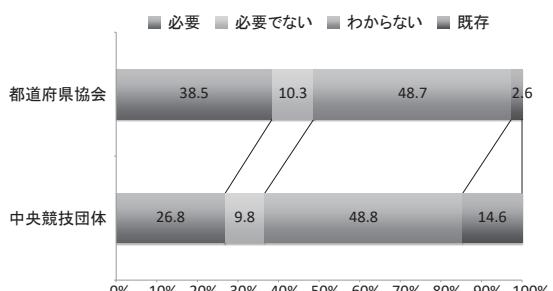
会の開催については、都道府県協会も中央競技団体も半数以上が「必要」と回答した。しかし一方で、4割程度が「わからない」と回答した。

「必要」の具体的な意見としては、「多様性を理解するため」「正しい知識と理解、対応を知るため」などがあげられた。「わからない」では、「LGBTの具体的な事例がない」「課題が把握しきれていない」などの回答がみられた。

#### F. LGBTに関する相談窓口の設置

LGBTに関する相談窓口の設置については、都道府県協会は38.5%と4割近くが「必要」と回答したが、中央競技団体は26.8%となった。しかし、「既に設置」が中央競技団体では14.6%と都道府県協会の2.6%と違いがみられた。

「必要」の具体的な意見としては、「多様性を認め合う共生社会には必要」「当事者の保護と問題解決のため」「ジェンダー課題について理解するため」などの意見がみられた。「わからない」では、「セクハラ・パワハラなどの相談窓口と別に設置する必要があるのか」という意見と、「LGBTに対してどのようなことが課題かわからない」「利用者があるのかわからない」など具体的な事例に直面していないことによる理由があげられていた。



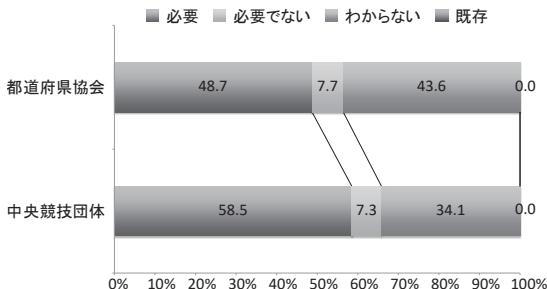
F LGBTに関する相談窓口の設置

#### G. 指導者などへのLGBTに関する研修会・勉強会の開催

指導者などへのLGBTに関する研究会・勉強会の開催については、中央競技団体が58.5%と約6割が「必要」と回答し、都道府県協会の48.7%と違いがみられた。

「必要」の具体的な意見としては、「指導者は

選手に近い存在であるため十分な知見が必要」「正しい知識と理解、指導のあり方を習得することは必要」などの意見がみられた。

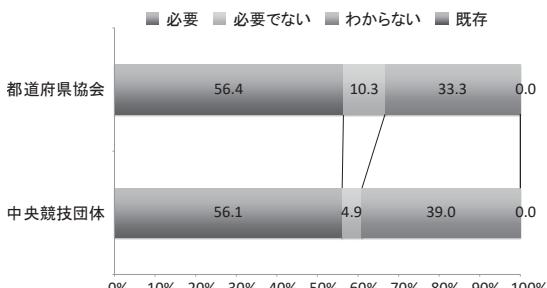


#### G 指導者などへのLGBTに関する研修会・勉強会の開催

#### H. LGBTに対する対応事例の収集

LGBTに対する対応事例の収集については、都道府県協会も中央競技団体も半数以上が「必要」と回答した。しかし、「わからない」も中央競技団体では4割、都道府県協会では3割と必要性そのものがわからない団体もあることがうかがえた。

「必要」の具体的意見としては、「ノウハウがないため」「基本的な知識や好例の情報把握」「知見の共有化」などがみられた。「わからない」では、「具体的な事例がないため取り組み方法が不明」などみられた。



#### H. LGBTに対する対応事例の収集

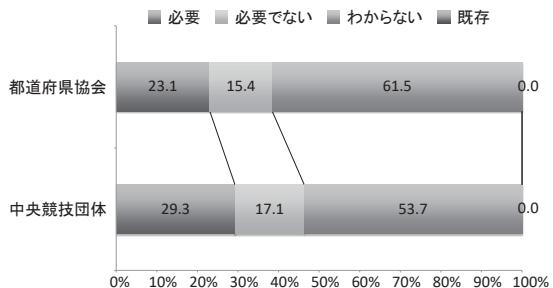
#### I. 性別変更したアスリートに関する担当委員会・部署の設置

性別変更したアスリートに関する担当委員会・部署の設置については、中央競技団体で約3割が「必要」と回答した。しかし、中央競技団体では

約半数、都道府県協会では6割が「わからない」と回答した。

「必要」の具体的な内容としては、「必要と思うが、対応方法などが不明な点が多い」「既に相談があった」「他の種目で類似もあり、今後起こり得ることと認識している」などの回答がみられた。

「わからない」では、「具体的な事例がない」「LGBTがどう問題となるか認識できていない」「必要となれば指導委員会内に設置する」などの意見がみられた。

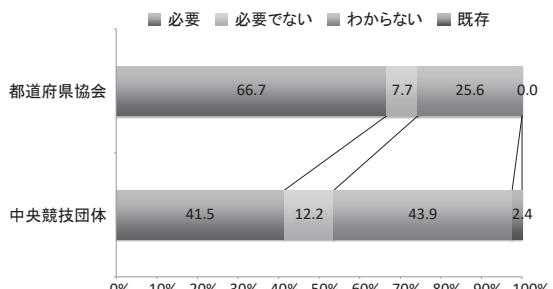


#### I. 性別変更したアスリートに関する担当委員会・部署の設置

#### J. LGBTの指導に関する情報を指導現場に提供する何らかの仕組みづくり

LGBTの指導に関する情報を指導現場に提供する何らかの仕組みづくりについては、都道府県協会では66.7%と7割近くが「必要」と回答した。中央競技団体では、「必要」が41.5%、「わからない」が43.5%となった。

「必要」の具体的な内容としては、「情報共有のため」「正しい知識と対応のあり方の修得」「最新



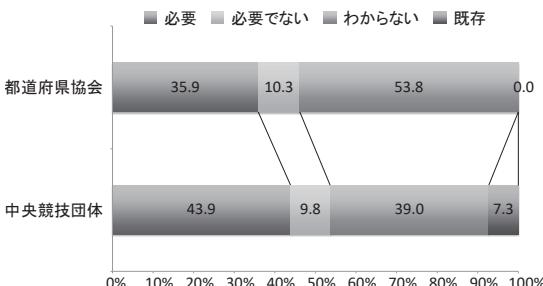
#### J. LGBTの指導に関する情報を指導現場に提供する何らかの仕組みづくり

の情報提供は必要」「具体的に必要な配慮を、パンフレットなどで提供できることが望ましい」などがみられた。「わからない」では、「具体的な事例がない」「現状がわからない」などの理由がみられた。

#### K. LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規程や行動綱領等の制定

LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規程や行動綱領等の制定については、中央競技団体は43.9%が「必要」と回答した。都道府県協会は「わからない」が53.8%と半数を超えた。

「必要」の具体的な内容としては、「基本的人権に関わるものだから」「倫理規程の改定で対応」などがみられた。「わからない」の内容としては、「具体的な事例がない」「課題の把握ができていない」「現時点では必要ない」などの意見がみられた。



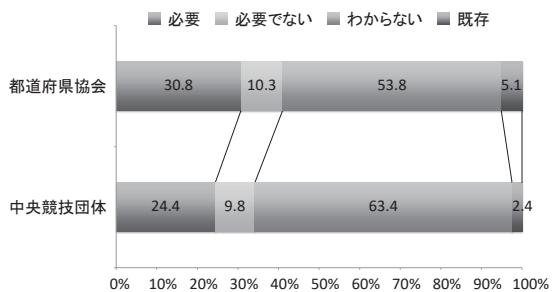
#### K. LGBTに対する差別の禁止や人権保障を含む規程や行動綱領等の制定

#### L. 練習施設、大会会場におけるLGBTに配慮した施設整備（トイレ・更衣室など）

練習施設、大会会場におけるLGBTに配慮した施設整備については、中央競技団体の63.4%，都道府県協会の53.8%が「わからない」と回答した。

「必要」の具体的な内容としては、「多目的トイレの設置」「気兼ねなく利用していただくには必要だが、どのような設備になるのか、対応になるのか行政や関係組織と検討」「LGBTに限らず、あらゆる競技者が快適性を感じられる施設は必要」などの意見がみられた。「わからない」の意見としては、「具体的な事例がない」「必要だと考えるが、物理的に対応が難しい」「組織として対応

が難しい」などがみられた。

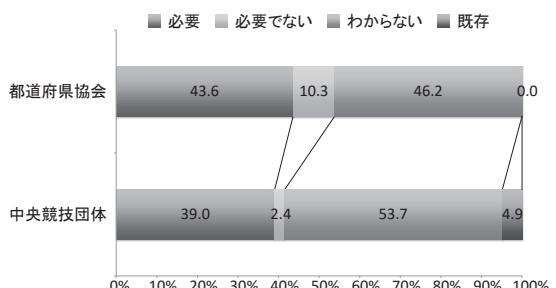


#### L. 練習施設、大会会場におけるLGBTに配慮した施設整備（トイレ・更衣室など）

#### M. 練習施設、大会会場における託児所の整備

練習施設、大会会場における託児所の整備については、都道府県協会の43.6%，中央競技団体の39.0%が「必要」と回答した。中央競技団体では4.9%が既に取り組んでおり、どちらの団体も約4割程度が託児所整備の必要性を認識していることがうかがえた。

「必要」の具体的な内容としては、「乳幼児や児童を養育している競技者の負担を減らし参加を促すため」「母親世代への普及」など子どもを持つ世代がスポーツに取り組めるための環境整備は必要という意見が多くみられた。「わからない」では、「必要性は認識するが常設は難しい」「近隣の既存託児所などで代替え方法もあるのでは」「具体的な事例がない」「現実的にどの程度必要かわからない」などの意見がみられた。



#### M. 練習施設、大会会場における託児所の整備

## 5. ま と め

スポーツ団体が、ジェンダー課題や性的マイノリティの人々に対してどのような取り組みを行っているのか、その実態を把握するためにアンケート調査を行った。ここでは、全体的な傾向をまとめる。

取り組み状況については、ガバナンスに関する問題やジェンダー課題（アンケートⅠの項目）に対しては、取り組みを実施している団体が多いことが明らかとなった。特に、「セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」に対する取り組みは、中央競技団体では8割と多くの団体が実施していることが明らかとなった。「役員の男女比の偏りをなくす取り組み」や「女子競技者増加の取り組み」も中央競技団体では半数以上が、都道府県協会では3割から4割の団体が実施していた。一方、LGBTに関する取り組みについては、ほとんどの団体が「検討していない」状況にあることが明らかとなった。

今後の取り組みの必要性については、ガバナンスやジェンダー課題に関する4項目において、必要性を認識している団体が多いことが明らかとなった。中央競技団体では、「セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」「女子競技者増加の取り組み」「役員の男女比の偏りをなくすこと」の3項目において、「必要」と「既に実施」が8割から9割を占め、これら項目に対する認識の高さがうかがえた。

LGBTに関連する取り組みについては、中央競技団体も都道府県協会も取り組みの必要性を感じ

ていることがうかがえた。特に、中央競技団体では指導者に対する研修会や勉強会の必要性を多くの団体が感じており、都道府県協会では指導現場に提供するための仕組みづくりに対する必要性を多くの団体が感じていることが明らかとなった。また、LGBTに関する項目では、多くの項目において「わからない」と回答する割合が多くみられた。具体的な理由をみると、「具体的な事例がないから」「必要性があるかわからない」など直面する事象として認識されていないこと、情報や知識不足であることがうかがえた。これらのことから、LGBTに関連する取り組みを促進していくためには、まず適切な情報を提供していくことが必要だと言えるだろう。LGBTに関する勉強会や研修会開催については、「必要だ」と考える団体が半数から6割近くあることから、今後、この取り組みを進める必要があるだろう。

スポーツ界における暴力やセクハラ・パワハラの問題も、ほんの少し前まで問題と認識されていなかった。それが、現在では多くのスポーツ団体が取り組むべき課題として認識している。LGBTに関する課題は、今はまだ多くの団体が取り組むべき課題として認識していない。しかし、LGBTを含め多様な性に対する知識や情報が増えれば、状況は変化していくだろう。「具体的な事例がないからわからない」ではなく、関係団体が協力し、情報提供できる仕組みづくりや機会を増やすことが求められるだろう。また、スポーツ団体や指導者に適切な知識を提供する教材や資料も求められるだろう。

## 第4章 加盟団体へのヒアリング調査結果

藤山 新<sup>1)</sup> 松宮 智生<sup>2)</sup>

### 1. ヒアリング調査の目的および方法

本研究プロジェクトでは、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が認定する資格を持つスポーツ指導者を対象に、LGBTに関して体育・スポーツの現場で生じている諸課題の把握、およびスポーツ指導者のLGBTに関する知識やニーズの把握を目的としたWeb調査を2017年度に実施した。2018年度には、スポーツ指導に求められる指導上の配慮、および競技参加における配慮について、スポーツ関係団体における事例を把握することを目的として、JSPOに加盟している117団体（都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体、準加盟団体および関係スポーツ団体、以下、加盟団体）を対象とし、「スポーツ団体のジェンダー課題等への取り組みに関する調査」をWeb調査の形で行い、84団体からの回答を得た。

これらの調査結果を踏まえ、今回は加盟団体としてのLGBTに関する対応方針や、これまでの対応事例、課題などを把握することを目的として、複数の団体を対象にヒアリング調査を行うこととした。

ヒアリング調査の対象団体は、先に行った「スポーツ団体のジェンダー課題等への取り組みに関する調査」の調査結果を検討したうえで候補を選定した。特に自由記述の回答から、LGBTに関する規定の制定や相談窓口の設置、役員や指導者を対象とした研修会などの開催について、すでに取り組んでいたり、必要性を認識し、前向きに検討している様子がうかがえた15団体をヒアリング調査の対象団体候補としてピックアップし、調査を依頼した。その中で、調査に承諾していただいた7団体のうち、調査者の日程が調整できなかつた一般財団法人少林寺拳法連盟を除き、公益財団

法人日本障がい者スポーツ協会、公益社団法人日本武術太極拳連盟、公益財団法人日本セーリング連盟、公益社団法人日本トライアスロン連合、公益財団法人日本自転車競技連盟、公益財団法人全日本スキー連盟の6団体にヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査は、2019年2月18日から22日にかけて、各団体の事務局において行われた。調査者は本研究班員の藤山と松宮、およびJSPOスポーツ科学研究室研究員の石塚創也が務めた。ヒアリングは3名の調査者と各団体の担当者による半構造化インタビューの形式で行われ、各団体担当者の了承を得たうえでICレコーダーによる録音を行い、内容の文字起こしを行った。

本稿では、各団体のヒアリング内容をいくつかの論点に沿ってまとめ、各団体に共通する対応方針や課題の抽出、各団体に特徴的な対応方針や課題の抽出、過去の対応事例、ヒアリングの中で各団体の担当者から出された本研究への要望などを取りまとめ、本研究プロジェクトの目的の一つである啓発ハンドブックの作成に寄与することを目指す。

### 2. 団体ごとのヒアリング内容抄録

#### (1) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

##### 1) 相談窓口および相談事例等について

2016年5月、スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口を協会事務局と外部の弁護士事務所の2か所に設置した。競技団体のガバナンスやコンプライアンス問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する相談も、こちらの窓口で対応することを想定しており、LGBTについても同様に考えている。2019年2月の段階では、LGBTに関する相談事例はない。また、自身がLGBTであることをオープンにして競技に参加している事例は、現段階では把握していない。当事者はいるかもしれないが、こちらには

1) 首都大学東京

2) 清和大学

伝わってきていない。選手ではなく、障がい者スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という）で職員として働く人の中に、トランスジェンダーの当事者がいると聞いている。

LGBTに関する相談事例としては、10年ほど前に、全国障がい者スポーツ大会におけるMale to Female（生まれながらの性は男性だが、女性として生きたい或いは女性として接して欲しいと思う：MtF）トランスジェンダー選手の競技への参加資格について、県の担当者から問い合わせがあった。協会は日本体育協会（当時）に問い合わせ、当時の国際オリンピック委員会（IOC）のトランスジェンダー・ポリシーをサジェストしていただき、県の担当者に情報提供を行った。当該選手は都道府県レベルの予選で女性として出場し、上位の記録を出したが、全国障がい者スポーツ大会には出場していない。

## 2) LGBTに関する研修などの実施状況

2017年度に各競技団体を集めてガバナンス研修会を実施。その際に、認定NPO法人グッド・エイジング・エールズ代表の松中権氏を講師として、LGBTに関する講演を行った。各競技団体に知識を持ってもらい、基本的な考え方や情報をアップデートしてもらうことが目的。参加者の反応としては、「初めて聞く内容も多かったので、大変参考になりました」という感想を頂いている。今後もこうした研修は必要と考えているが、ガバナンスに関して扱うべき課題が多岐にわたるため、2018年度以降、この課題をとりあげていない。

## 3) LGBTの競技者に関する対応方針

LGBT競技者、特にトランスジェンダーの競技者の参加資格については、国際パラリンピック委員会（IPC）がどう考えるかによる。現段階では、IPCからは特段のアナウンスはない。障がい者スポーツ協会が取り扱う障がいは、身体、精神、知的障がいが対象となっているが、LGBTもこうした各種の障がい者と同様に、社会的困難があると考える。

障がい者スポーツは、基本的には一般的のスポーツをそのままできればやるということが原則で、

障がいがあるためにできないとか、やりづらい、楽しくない、けがの恐れがあるという場合にルールや用具を一部工夫しており、また障がいの程度や種類の違いによる不公平さをなくすために障害区分を設けている。そこにジェンダーの問題が出てきてしまうと、公平さをどう担保することができるのか、現状では何とも言えない。

障がい者スポーツに固有な事情として、たとえば宿泊を伴う遠征などが発生する場合には入浴介助が必要になるケースなどもあるため、選手だけでなく介助に携わるスタッフのセクシュアリティも視野に入れて対応する必要があると考える。また、LGBTに関する啓発に関しては、発達障がいや知的障がいのある人への周知、啓発に困難があると考える。

トップレベルの競技の場面よりも、日常的なスポーツの場面の方が、LGBTに関する課題が多い可能性もあるのではないか。LGBTの当事者が日常的なスポーツの場面で参加を阻害され、スポーツを楽しむことができない環境があるのかもしれない。日常でできなければ、競技まで到達できない。日常の中で居心地が悪い状態であったがために、スポーツを続けることができなかった可能性はあるのではないか。各地のスポーツセンターであれば、そうした情報を持っているかもしれない。

## 4) その他

スポーツセンターは全国に26か所あり、程度の差はあるが、基本的には家族更衣室や多目的トイレなどが整備されており、設備面ではLGBT当事者にとっても使いやすい環境にあると言えるのではないか。

### (2) 公益社団法人日本武術太極拳連盟

#### 1) 相談窓口および相談事例等について

ガバナンスの強化を目指して倫理規定などを整備する中で、2017年6月に事務局と外部の弁護士事務所の2か所に相談窓口を設置した。事務局の相談電話は担当者を1名に限定することで、相談内容の拡散、情報の漏えいを防ぐ工夫をしている。暴力、ハラスメント、コンプライアンス関係の相談を想定して設置しているが、今後どのような

ことが起こってくるか分からぬいため、幅広く対応することを基本としている。LGBT関係の相談もこちらの窓口で対応することを想定している。2019年2月の時点で、LGBT関係の相談事例はない。

## 2) LGBTに関する研修などの実施状況

LGBTに関する研修会や勉強会については、必要性を感じている。年2回の総会の際に実施することも可能とは考えるが、現状は実施していない。LGBTとスポーツに関する情報や知識について、たとえば理事、役員に情報や知識を伝えることはできる体制にあるが、その情報をさらに選手や愛好者へ伝えるとなると、どうやって行うことができるか難しい。伝え方にも、どのようにすれば当事者の方を自然に受け入れができるのか、あまり大きく摩擦を生む形で導入してしまうと、いろいろな部分でうまく行きづらくなってしまうと思うので、社会の方がどういった対応をしているのか、そうした状況も見ながら検討していく。

## 3) LGBTの競技者に関する対応方針

参加資格に関して言えば、現状、トランスジェンダー選手の大会参加などの事例はなく、国際武術連盟（IWUF）にも特段の規定はない。もしそうした事例が生じた場合は、IOCの指針があるので、基本的にはそれに沿って対応するつもり。特にMtFの選手については難しさが予測されるが、「条件をそろえる」ことを基本に対応したい。参加資格やルールについては、基本的には世界的な趨勢に沿うべきと考えている。基本的には、LGBTの選手が参加するためにはどうしたらいいのかという方向で考える。

競技上のルールに関しては、武術太極拳は男女で競技種目や採点項目に差異はないが、跳躍動作が採点基準に含まれており、男性の競技者の方が高く跳べて、回転回数も増やすため、より高い得点を得る傾向にあると言える。必ずしも男女で筋力や跳躍力に差があるわけではないが、MtFの場合、不公平感が現れる可能性もあるため、何らかの形で条件をそろえることが必要になるのではないかと考える。ただ、実際の競技における事例

がなく、国際大会などの高いレベルの競技に出場する競技者を想定した独自の基準もまだない。

その他、毎年開催している全国大会においては、選手が必ず多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレから選択できるよう配慮している。更衣室については、現状要望がないため対応はしていないが、要望があれば何らかの対応をとる必要があると考える。

## 4) その他

武術太極拳連盟として組織化する以前から太極拳の愛好者には女性が多く、結果として女性の会員数が多い。また、各地域で長年活動に貢献してきた人が役員に推薦される傾向にあるため、役員に占める女性の割合も比較的高い状況にある。また、競技に参加する人々の年齢層も幅広く、全国大会に80代の選手が出席したこともある。そうした意味では、武術太極拳はいろいろな人が参加できるスポーツと言える。

JSPOがハンドブックを作成するのであれば、今ある課題を解決することが必要と考えると、現場、教室のレベルで生じている困りごとや、当事者の抱えるデメリットなどを提示してほしい。それとともに、今後スポーツの場面ではどういったありかたが望ましいのか、競技を統括する側がどうあるべきかといったような、大きなビジョンやモデルケースなどを提示してもらえると、今後の方針を定めるうえで参考になると考える。

## (3) 公益財団法人日本セーリング連盟

### 1) 相談窓口および相談事例等について

2013年4月25日に日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「暴力行為根絶宣言」を踏まえ、2013年6月、事務局と外部の弁護士事務所の2か所に相談窓口を設置した。暴力やハラスメント、コンプライアンスなど、広く全般的な相談を想定。LGBTについての相談も想定しているが、現在のところ相談事例はない。

ハラスメント等があった場合は、それにふたをするのではなく、こうした問題が生じる状況を根

本から変えていく必要があると考えている。もし問題事例が生じた場合には、そのように対応する考え。指導者のコーチングスキルの向上、プレイヤーズセンタードの考え方を徹底している。

## 2) LGBTに関する研修などの実施状況

連盟では現在、暴力の廃絶に向けて、コーチングのあり方に力点を置いている。その中で、指導者の育成体系を構築するとともに、すでに資格を取りっている指導者向けのアップデート研修の機会を設けるようにした。今後、そうした研修の機会において、LGBTに関する情報提供等も行う予定。現時点では、暴力廃絶やハラスメントの防止など、幅広にいろいろな対策を、積極的に取り入れる姿勢を持っている。将来現れてくるであろうLGBTの課題についても、指導者の立場の意識改革も含めて、できるところはやっていこうというスタンスでいる。

## 3) LGBTの競技者に関する対応方針

LGBTについては、現在のところ相談事例や大会での事例はないが、競技者としているはずという想定で物事を考える必要があると認識しており、2019年4月1日からの事業計画においては、「実行計画」に「LGBTに配慮したセーリング環境確保への取り組み」を、「総務・広報グループ」に「スポーツ・インテグリティ、ガバナンス向上、ジェンダー・イコール、LGBT対応等の諸課題に対する研修事業の企画立案及び実施」を、それぞれ明文化している。

競技上のルールとしては、一部の種目では男女でセール面積が異なるが、それ以外には違いはなく、基本的にはオープンと女性部門という分け方。男女ペアでの参加も多く、あまり性別で明確に区分けする競技ではないという特徴がある。筋力だけではなく、判断力や経験値も勝敗を左右する大きなファクターとなるため、必ずしも若い人、男性が優位の競技ではない。船という道具を使うので、その人の身体特性に応じた調整ができる。過去、全日本選手権において女性ペアが優勝したこともある。MtFの選手が競技に参加することになった場合、オープンの競技があるのでその場合

は何ら問題ないと認識している。体格の差というものが競争の絶対的優勢に出てこない競技ゆえ、競技への参加に向けたハードルは他の競技よりは低いのではないかと考える。

こうした競技特性を考えた時に、セーリングにおいては競技への参加やルールの整備よりも、トイレや更衣室など、ベニュー（会場）側のインフラ整備の方が対応すべき優先度の高い課題なのではないかと考える。総務委員会でも去年あたりから、LGBTの課題を視野に入れて内部的に議論はしているが、現状としては多機能トイレで対応するしかないのではないかと考えている。

## 4) その他

セーリングは比較的、体力的なギャップや身体的なハンディキャップというものを、船がカバーしてくれるという部分があるので、そのような意味で、共生社会の実現には相当前向きにコミットできる競技ではないかと考える。

ジェンダーに関して言えば、レディース委員会を設置し、課題等に対応している。2018年11月にはレディース委員会が女性競技者の課題を抽出して連盟全体に共有し、今後の解決を目指している。女性が抱えている課題を女性だけの問題として固い込まずに、連盟全体で対応することが大切と考える。役員の人員構成においても、女性の比率を20%にすることを理事会で決議し、その後2018年6月の役員改選で8人の女性が役員となり、女性比率が22.9%となった。また、2002年高知国体から、大会会場にチャイルドルームを設置している。

パンフレットについては、実際に困っていることを提示してほしい。様々なケース、競技特性の違いによって異なる困りごとや対応の方法があると思うので、そうした例を提示して、その中からチョイスできるとよいと考える。競技によっていろいろ歴史的な背景が違いがあり、世界の動向も違う中で、それぞれの競技団体がどのようにLGBTの問題にアプローチをするかというのは、競技特性にまで掘り下げていかないと一般論で終わってしまうと考える。

#### (4) 公益社団法人日本トライアスロン連合

##### 1 ) 相談窓口および相談事例等について

2013年6月に倫理規程及び通報相談処理規程を制定したことに伴い、通報相談窓口を設置。ハラスメントやコンプライアンスをはじめ、すべての相談を一本化している。LGBTについても同じ相談窓口で相談を受ける体制にある。現在のところ、LGBTに関する相談事例はない。

また、相談窓口を設置する以前の1990年代には、地方のエイジ部門の競技にMtFの選手が通称名を用いて女性として参加したという事例がある。競技に参加していた他の女性選手からアピールがあり、その後当事者とNFとで話し合った結果、女性としての競技参加を認める一方で、記録は参考記録として表彰の対象外とすることで折り合ったことがある。当該選手は、その後も各地の大会に出席したが、そのたびごとに主催者及びNFは当該選手とコミュニケーションをとり、特に更衣室など施設面において必要な配慮について調整し、可能な範囲で対応した。この時の事例については、国際トライアスロン連合（ITU）に報告している。（その後、該当選手は都道府県での性別変更が認められた）

##### 2 ) LGBTに関する研修などの実施状況

トライアスロンの競技特性として、個人で着順を争う競技であるとともに、完走した全員が勝者というマインドが基本にあるため、1974年に競技が始まった当初から、障がい者を含め、参加を希望するすべての人を受け入れることを前提とし、全員が同じスタートラインに立つことを基本として行われている。そのため、LGBTのことを特別視して研修会や講習会をやること自体が差別になる可能性があるのではないかという考え方もあり、現在のところ、LGBTに特化した研修は行っていない。

##### 3 ) LGBTの競技者に関する対応方針

ITUがIOCのポリシーにならう形でLGBT選手の参加ルールを制定したことから、日本トライアスロン連合（ITU）でも2019年1月にトランスジェンダーおよび高アンドロゲン血症の選手が参

加する際のルールを競技規則に明文化した<sup>(注1)</sup>。この規定に基づいて事例の対応をきちんとできたら、このルールで良いと考える。また、そういう事例があれば、その他のLGBTの方も堂々と大会に出れるようになるのではないかと考える。

トライアスロンはエリート部門とエイジ部門というカテゴリー分類があり、さらにエイジ部門の中で5歳ごとの細かい年齢区分を設けている。それぞれの楽しみ方に応じた競技レベルを設けており、細かく分けることが生涯スポーツとしてメリットを生んでいるとも言える。そうした意味では、例えば選手数が増えれば、将来的にはトランスジェンダーの部門を作るという選択肢もあるかもしれないし、性別ではない分け方を模索することも必要なかもしれません。

大会会場においては、仮設テントで男女別の更衣室を用意しているが、それの中にも個人スペースを設け、周囲に人がいる中で着替えることが苦手な選手や授乳などに対応できるようにした事例がある。個室の男女兼用トイレはどの大会でも用意している。

スポーツ界がトランスジェンダーやLGBTの選手にいかに対応するかということは、社会がいかに対応するかという課題とリンクしていると考える。ITUとしては、その社会対応に率先するスポーツとして、LGBT当事者のトライアスリートが自らのことをオープンにして競技に参加できるような環境を作ることができるとよいと考える。トランスジェンダーだけではなく、自分の性別が明確ではない人などがどうすれば大会に参加することができるのか。その人の好きなことを妨げない、その人の生き方としていい道を選んで、満足できるような環境を作りたいと考える。

#### 4 ) その他

ジェンダーに関連した問題としては、性別を問わず観客による選手の盗撮が問題。警察との連携なども検討する必要があるが、どうしても会場が広いため根本的な解決方法が見出せない中、テクニカルオフィシャルによる取り締まりを強化している（迷惑防止条例の適用）。

ハンドブックについては、一律的なガイドラインのようなものではなく、競技特性に応じたものを作成してほしい。コンタクトスポーツや団体スポーツと、身体的接触のない競技や個人競技とは、課題が異なり、対処方法やガイドラインも様々と考える。LGBTの選手をスポーツ界が受け入れるために、社会がLGBTの人々を受け入れていくことが前提になると考える。われわれはぜひ、JSPOが作成する競技別ガイドラインを活用して、差別がないように、振興、普及していきたいと考える。

また、人間は男性性、女性性どちらも持つておらず、そのバランスに個人差があると考えており、男性、女性で指導法や対応を変えるのではなくて、社会が人間として見るということが大事なのかなと感じている。ハンドブックにはそういう点をスポーツ界から投げかけてほしいと思っている。

#### (5) 公益財団法人日本自転車競技連盟

##### 1) 相談窓口および相談事例等について

2019年3月に倫理規定を改正し、あらゆる差別の禁止を明文化する。LGBTについては、文言としては入っていないが、当然含まれると考えている。通報窓口も3月にオープン。セクハラ、パワーハラを含め、あらゆる手段の不当行為、不正行為の通報窓口として、外部の弁護士に一元化。連盟のWebサイトから担当の弁護士へ直接相談・通報が行くようになっている。「通報」という性質が強いため、LGBTに関する相談が来るかどうかは未知数。

##### 2) LGBTに関する研修などの実施状況

ハラスメントの講習会とコンプライアンスの講習会をすでに実施しており、今後も開催する予定がある。来年度では指導者向けのハラスメント講習会を開く予定。LGBTに関しては、これまでのところ実施していないが、実施することを念頭において、関係する企業などを通じて研修に関する情報を収集している。

##### 3) LGBTの競技者に関する対応方針

トランスジェンダーの選手の有無については、

現段階では事例として把握していない。国際自転車競技連合(UCI)にもルールがないため、現段階では対応できない。競技は男女差があるので、身体の性別で分けざるを得ないという考え方もあるが、事例が生じた場合はUCIに従うことが基本と考えている。自転車競技においては、性別でルールが異なるのは距離くらいのもので、練習においては合同で行うことも珍しくない。ただ、選手数が男女で大きく異なり、女性選手が非常に少ないため、レベルの問題などがあって、国際大会への代表派遣基準を男女で変えたりすることはある。競技においては「不公平ではないのか」という声が当事者以外の選手や観客から出ないようなルールを作ることが基本と考える。

更衣室など施設の問題については、連盟の方で施設をあまり持っていないため、検討する段階にはないと考える。要望があった場合には個別に対応することになると考えるが、すべての要望に応えることは、現実としては難しいのではないか。対応はきちんと、お互いに理解していく必要があると考える。導入部分で「LGBTが特別なこと」という認識にならないようにしたい。

##### 4) その他

競技者の女性比率は高くはない。約8,600人のうち600人程度、指導者はもっと少ない。女性役員は2人。加盟団体から理事を推薦する方式なので、意図的に女性を増やすことは現状としては難しい。2018年度から女子育成部会がスタートし、選手の発掘・育成、課題対応を行っている。国体のトラック競技やガールズケイリンの定着などにより、女性の競技者は増えている実感はある。自転車競技は基本的に身体的接触がなく、競技体系にも性別で違いはほとんどない。またウェアも男女で大きな違いはないため、LGBTの選手が比較的参加しやすいのではないかと考えられる。

ハンドブックについては、どうしたら当事者と自然に接することができるかというイメージを教えてもらえるとありがたい。差別的に見ではないのは当然だが、一方で腫れ物に触るように接しても、当事者も困ると考える所以、対応の基本を教えてほしい。また、たとえば当事者は自分が

LGBTであることについてあまり知られたくないという気持ちが強いのか、それとも知つてもらつてきちんと対応してもらいたいという気持ちが強いのかといったことなど、何が正解なのか、何が一般的なのかというのをご指導というか、情報を頂きたい。企業向けにはハラスメント研修やLGBT研修の資料はあるが、スポーツ界向けの資料はあまりないので、ハンドブックは活用したい。

#### (6) 公益財団法人全日本スキー連盟

##### 1) 相談窓口および相談事例等について

2017年6月に相談窓口を事務局と外部弁護士の2か所に設置。メール、電話、FAXに対応。設置以来、約60件の相談があったが、ほとんどが「スキー学校」の講師に対する苦情や疑惑であったことは想定外。連盟としては、主に選手の強化指定や選考基準などにかかる通報や相談を想定していた。

窓口を作るきっかけは、スノーボード選手の違法薬物吸引が問題になる中、未成年選手の飲酒やコーチのパワハラ、セクハラなど、コンプライアンスにかかる問題が相次いで明らかになったこと。他団体の事例を参考にしながら弁護士、学識経験者、他団体の役員からなる第三者委員会を設置し、当事者へのヒアリングなど調査を実施、処分を定め、再発防止策を作成した。その一つとして、相談窓口を開設した。

国際レベルの競技になると、ジャンプやアルペンの競技は男女が全く異なった日程で動くことが多いので、セクハラなどの問題は比較的起こりにくい構造にあると言えるのではないか。

相談窓口を設置する前に、第三者委員会がヒアリングを行った際に、パワハラとセクハラが疑われる事例の通報があった。いずれも当事者へのヒアリング調査を行い、対応を行った事例はある。いずれも、パワハラやセクハラに該当する事例とは認定されなかった。

##### 2) LGBTに関する研修などの実施状況

オリンピックに出る種目の選手たちを指導している指導者に対しては、合宿や会議などの機会があるごとに、ガバナンスやコンプライアンス、イ

ンテグリティに関して周知を行っており、LGBTに関する同様に周知を行うことは可能。しかし、スキー学校などでレッスンをしている指導者の人たちは、個人で資格を取つて活動している人たちで、全国におよそ4万人いるため、その人たちを一人ずつ指導することは不可能と考える。そのため、全体的な啓蒙については、県のスキー連盟などを通して下にどんどん落としていってもらうという形でそのたびごとに行うよりほかにないのが現状。

指導者の資格を取ると、その資格を維持していく上で、2年に1回は研修会を受講する必要がある。現在、こうした研修会では技術的な部分と、指導テクニックを主なテーマとしているが、今後、こうした場でLGBTに関する情報提供などをプラスしていくというのも1つの方法ではないかと考える。

##### 3) LGBTの競技者に関する対応方針

LGBTの競技者については現在のところ事例を把握していないが、5年ほど前、連盟への会員登録の際にMtFの方が性別を変更したいという申請があった。競技に関わることではないこともあって、本人の申し出を尊重し、特段の議論になることもなく、女性としての登録を行った。もし競技の場でそのような事例が生じた場合は、どう対応するのが良いのかわからないのが正直なところ。

競技の記録がその日の天候の影響を受ける場合もあるので、競技によっては必ずしも男性が優位とは言えないかもしれない。例えばジャンプの大倉山シャンツエでは、ヒルサイズ137メートルのバッケンレコードを女性の伊藤友希が保持していたこともある<sup>(注2)</sup>。こうした意味では、スキーはトランスジェンダーの選手を比較的受け入れやすい部分もあるのかとも思う。採点系の競技も、男女で分けるのではなく、一緒に競技を行うことも可能かもしれない。

また、女子アルペンスキーのリンゼイ・ボン選手がエキシビションではあるが、男子のレースに参戦したことがある。女性のまま男子のレースに出ることを試みている選手がいるので、アルペンスキーの中でも場合によっては、そういうケース

も出て来る可能性はあり得るのではないか。

#### 4) その他

LGBT当事者への対応や相談する先を探すにも、なかなか情報も人手もなく、もし事例が生じた場合でも、こういうことに精通している人が必ずしも内部にいるとは限らず、実際に対応することが困難であるのが正直なところ。JSPOなどでこうした課題を相談できるような、一元化された窓口、相談できる体制があるとありがたい。

### 3. 全体を通してのまとめおよび今後の展望

各団体のヒアリングを概観し、いくつかの共通点が浮かび上がってきた。まず、トイレや更衣室の配慮の必要性はどの団体も感じていると同時に、多目的トイレが整備されている会場が増えているため、現状においても比較的、対応しやすい面もある。

また、トランスジェンダー当事者の競技への参加については、国際競技団体(IF)の規定に準ずる方向性が基本であり、事例のないうちから国内の競技団体だけで指針を定めることは難しいと考えている団体が多くいた。日本トライアスロン連合のように事例を国際競技団体へ報告するなど情報提供を行うことで、規則の整備につながる可能性があると言えよう。

加盟団体としてのLGBTへの対応については、ハラスメントや暴力の防止、組織のガバナンス強化やコンプライアンス強化の流れの一つとして、取り組むべき課題との認識であること、多くの団体で共通していた。これらの課題の中には多様な視点から改善が求められるものがあり、そうした意味では、女性の競技者や役員の増加に取り組んでいる団体ほど、LGBTに関する課題として認識し、取り組むべきとの意向を持つ傾向にあるように感じられた。

一方で、特に日本障がい者スポーツ協会へのヒアリングで指摘されたように、生涯スポーツや日常的なスポーツと競技スポーツにおける課題には違いがあることもうかがえた。ハンドブックの作成においては、競技レベルの違いによって生じる問題や必要とされる配慮が異なる可能性があること

を考慮すべきであろう。

また、ハンドブック作成に関して、各団体から寄せられた要望の中では、競技特性によって困難や必要な配慮、可能な対応が異なるケースがあると思われるので、啓発資料を作成する際にはそうした競技特性の違いも反映する必要があるという意見が複数寄せられた<sup>(注3)</sup>。

また、現実にはどの団体もガバナンスやコンプライアンスの強化、選手の育成、裾野拡大など、すでに対応すべき課題が多数存在し、LGBTについて対応の必要性を感じながらもなかなかそこまで手が回らないという状態にあることがうかがえた。全日本スキー連盟のヒアリングにあったように、当事者への対応や相談する先を探すにも、なかなか情報も人手もなく、もし事例が生じた場合でも、実際に対応することが困難であるのが正直なところであろう。そのため、できる限り加盟団体の負担を減らすことができるよう、JSPOなどで方針を明確にしたり、情報を提供したりといった支援があるとよいという意見が複数寄せられたが、それに対して答えていく必要もあると考える。

今後については、日本障がい者スポーツ協会へのヒアリングにおいて示唆を受けたように、日常的なスポーツを行う場であるスポーツセンターの関係者へのヒアリング実施について検討する必要があると考える。同時に、日本武術太極拳連盟のヒアリングで要望を受けたように、競技大会や指導の場など個々の現場でどういった課題があるのか、何に気をつけなければならないのかをより理解するためには、より現場に近い場所、例えば都道府県の体育協会などへの調査も実施する必要があるのではないかと考えられる。この点については、本研究プロジェクトで既に実施した指導者調査結果との照合を行うことで、LGBTに関する課題の認識について、組織と現場の指導者との間での異同を把握するという方法も有効であろう。

今後、ハンドブックの作成にあたっては、先に述べたように競技レベルの違いによって生じる問題や必要とされる配慮が異なる可能性に留意するほか、スポーツの場面で実際に生じている、あるいは起こりうる課題について、望ましい対応の方

法まで含めてできる限り具体的に提示することとともに、比較的抽象的な、組織として目指すべき方向性や望ましい組織のあり方についても提示することができるよう、ヒアリングで得られた意見などを参考にし、多様な視点から内容を検討していくことが望まれる。また、ハンドブックの活用にあたっては、より有効に活用してもらうことと、加盟団体の負担を軽減することを念頭に置き、加盟団体への配布にとどまらず、こちらから積極的に働きかけて研修会や講習会を実施することを検討する余地があろう。

## 注　　記

注 1) JTUの競技規則は以下の通り。

「(性転換手術後の選手)

第16条 性転換手術を受け、いずれかの競技に  
出場を希望する選手は、事前にIOC（国際オ  
リンピック委員会）やWADA〔世界アンチ・  
ドーピング機構〕の基準に適合していなければ  
ならない。

- (1) 選手は、性転換手術を受けたことを表明  
し、男女区分いずれかへの出場希望を示  
し、希望大会日の30日以上前にITUメディ  
カル・アンチドーピング委員会へ提出しな  
ければならない。
- (2) ITUメディカル・アンチドーピング委員  
会は、IOCやWADAの基準により審査し、  
書面で通知する。いかなる決定についても、  
ITU競技規則により訴えることができる。

2 女性選手の資格が高アンドロゲン血症に  
より疑問視され、正式書面での疑義が提出

された場合、ITUメディカル・アンチドー  
ピング委員会や他の専門家は、女性のアン  
ドロゲン過剰症について検証する。

- (1) ITUメディカル・アンチドーピング委員  
会は、その時点で有効な女性アンドロゲン  
過剰症に関するIOC規則を準用する。
- (2) ITUメディカル・アンチドーピング委員  
会は、当該選手に結果を書面で通知する。  
いかなる決定についても、ITU競技規則に  
より訴えることができる。」

公益社団法人日本トライアスロン連合（2019）  
『競技規則』p.7-8

注 2) 2016年3月19日に伊藤友希が145.0メート  
ルを記録。2017年2月4日に柄本翔平が146.0  
メートルを飛ぶまでバッケンレコードであつ  
た。

注 3) LGBTに関連する競技特性には、①参加資  
格をめぐる特性と、②競技における特性が考  
えられる。前者については、例えば、馬術は種目  
が男女別に分かれておらず、また、セーリング  
にはオープン（性別不問）のカテゴリーがあ  
り、LGBTの参加資格に関する問題は発生しに  
くい。後者については、競技における身体の大  
きさ（筋量の多さ）などが競技成績に与える影  
響の大きさや、競技における身体接触の有無や  
コンタクトの強弱などが考えられる。スポーツ  
においては、一般社会と同様（あるいはそれ以  
上に）、性別二元制が当然の前提とされている。  
LGBTアスリートたちは、競技者を男女に厳格  
に区分しようとするスポーツのあり方について  
再考を促す存在でもある。

# 第5章 スポーツにおけるLGBTが抱える課題と求められる対応 －支援組織・医師・大学教員等の専門家への聞き取り調査の結果から－

## 第1項 調査の概要

來田 享子<sup>1)</sup> 建石真公子<sup>2)</sup>

本章では、LGBT当事者やその家族・友人等の関係者を支援する組織、医師、大学教員等（以下、「専門家」とする）に実施した聞き取り調査の結果から、スポーツにおけるLGBTが抱える困難さや課題と求められる対応について検討を行う。

2017年度の本研究プロジェクトは、公益財団法人日本スポーツ協会（調査実施時は公益財団法人日本体育協会）のマイページに登録する公認スポーツ指導者を対象とする調査を実施した。その結果、指導者の属性（性別・最終学歴・指導者資格・指導レベル）によって、種々の傾向が明らかになった<sup>1)</sup>。この調査結果を含むプロジェクトの報告書から明らかになった内容を総括すれば、次の2点にまとめられるであろう。第一は、LGBTに関する知識は一定程度普及し、人権の観点からの配慮や対応の必要性についても認識されつつあることである。第二に、国内のスポーツ指導現場においては、指導者に知識はあってもLGBT当事者の存在は不可視化されており、残念ながら他人事の域を脱しているとは言い難い状況があった。また、指導者の中には、配慮や適切な対応のための知識や制度整備に対するニーズが存在した。

こうした調査結果を踏まえ、本章では、LGBT当事者やその関係者が抱える課題をより具体的に描きだすことを狙いとした。スポーツ指導者だけでは対応が困難な場面では、専門家との連携が必要となる。円滑な連携により、指導対象である選手の人権を擁護し、スポーツを継続するための環境を提示するためには、どのような立場の専門家がどのような対応を行っているかについて知ることが重要であると考えられる。

実施した調査における問題意識は、主に以下の5点である。

- 1) LGBT当事者である人々が抱える困難とはどのようなものだと考えられるか
- 2) LGBT当事者が体育・身体活動・スポーツにおいて抱える困難とはどのようなものだと考えられるか
- 3) 教育的な場面・機関においてLGBT当事者が抱える困難とはどのようなものだと考えられるか
- 4) 上記1)～3) の困難に対し専門家としてどのような配慮や支援を行ったか、またその際に経験した課題はどのようなものであったか
- 5) スポーツを経験する場において必要と考えられる組織的な体制整備はどのようなものだと考えられるか

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査対象

- 調査対象は、以下に示した4名の専門家とした。
- ヨヘイル氏（ネクスDSDジャパン<sup>2)</sup>、臨床心理士）（2019年1月9日調査実施）
  - 中塚幹也氏（岡山大学大学院保健学研究科教授・岡山大学ジェンダークリニック医師・GID（性同一性障害）学会<sup>3)</sup>理事長）（2019年2月19日調査実施）
  - 大賀一樹氏（早稲田大学GSセンター<sup>4)</sup>専門職員）（2019年2月25日調査実施）
  - 荒井弘和氏（法政大学文学部心理学科教授・スポーツ心理学専攻）（2019年2月25日調査実施）

#### (2) 調査方法

調査は、本プロジェクト研究員1名または2名が対面調査により、前述の5点の問題意識を中心

1) 中京大学

2) 法政大学

とする半構造化インタビューによって実施した。個々の専門家へのインタビュー時間は1時間半から2時間であった。

調査の目的および調査結果の公表方法について事前に伝達し、専門家を対象とする調査であることから氏名および支援を行っている立場（支援組織、所属等）を公表することについて承諾を得た。

## 2. 調査結果

以下第2項～第5項では、個々の専門家に対するインタビューおよび提供資料にもとづき得られた情報の概要を記す。

## 注・参考文献

- 1) 大勝志津穂・高峰修(2018)來田享子編「平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅱ『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究－第1報－』」公益財団法人日本体育協会, pp.66-91.
- 2) ネクスDSDジャパン公式サイト, <https://www.nexdsd.com/>
- 3) GID（性同一性障害）学会公式サイト, <http://www.gid-soc.org/>
- 4) 早稲田大学GSセンター（Gender and Sexuality Center）公式サイト, <https://www.waseda.jp/inst/gscenter/>

## 第2項 DSDs（性分化疾患）を持つ人々とその家族が抱える困難、求められる対応

ヨヘイル氏（ネクスDSD）への聞き取り調査結果を中心に

來田 享子<sup>1)</sup> 建石真公子<sup>2)</sup>

### 1. ネクスDSDジャパンの活動

ネクスDSDジャパン（以下、ネクスDSD）は、体の性の様々な発達（Differences of Sex Development, DSDs）：性分化疾患を持つ子どもとその家族のための医療的ケア、社会的・心理的サポートを実施するために、欧米の医療従事者やDSDサポートグループと連携し、情報発信を行っている。また、DSDsに関する正しい情報発信により、社会的偏見を取り除き、人権侵害を防止することや、日本国内の当事者・当事者家族と医療関係者の連携を促進することをめざしている。

ホームページでは、アメリカで発行されている家族のためのハンドブックの日本語翻訳版<sup>1)</sup>、オランダ社会文化計画局報告書「インターフェックスの状態／性分化疾患と共に生きる」<sup>2)</sup>、ベルギー国家機関によるDSDsを持つ人々と家族に関する実態報告書の翻訳<sup>3)</sup>等、海外の有用な情報が公開されている。

### 2. DSDs（性分化疾患）を持つ人々とその家族が抱える困難

#### （1）課題：DSDsに関する知識の欠如

社会的な意味での性別、すなわちジェンダー（女らしさ／男らしさ）に関する規範的な理解が性別の不平等をもたらすことについての理解は進んでいる。しかし一方で、生物学的な身体については、「あるべき女性身体／男性身体」に対する固定観念が存在し、生物学的に「こうでなければ（十分な）男性・女性とは言えない」という社会的固定観点が根強い。特に女性の臍や子宮等の内性器の有無、外性器の形状・サイズ、不妊等は、性に関

わる「プライベートゾーン」であることから、当事者や家族が抱える悩みや苦しみは第三者にはそもそも伝えづらく、また伝えた場合にも尊厳が損なわれる事例が多々発生する可能性がある。こうした状況が、DSDs当事者やその家族の困難の根底には存在する。

社会に浸透している生物学的な意味での女性・男性の体の性の構造に関する固定観念は、過去には医学にも浸透し、出生時にはペニス／クリトリスの大きさで性別が単純に割り振られた。過去には、新生児男児のペニスを引っ張って2.5cm未満の場合、陰茎切除・精巣摘出の上、本人には知らせず女児として育てるようにした欧米の事例が存在する。現在では、染色体・遺伝子・性腺の状態・ホルモン値等を厳密に調べ、多様な症例から体の状態を特定した上で、男性か女性かが判定される。

ネクスDSDでは、DSDsを「染色体や性腺、外性器の形状、女性の臍・子宮などの内性器、性ホルモンの産生などが、男性ならばこういう体の構造のはず、女性ならばこういう体の構造のはずとされる固定観念とは、生まれつき一部異なる発達を遂げた体の状態」と説明している。出生時に判明するDSDsもあるし、思春期前後に判明するDSDsもある。

特にスポーツにおいてセンセーショナルに問題とされるのがXY染色体で性腺が精巣でも女性に生まれ育つアンドロゲン不応症（AIS）などのDSDsである。「XY・精巣＝男性」という固定観念は21世紀の現代においてもかなり根強いが、AIS女性は体の細胞全体、もしくは一部がアンドロゲン（テストステロン）に全く反応しない体の状態で、この場合は全くの女性に生まれ育つのである。これは、トランスジェンダーの人々の性自認の話ではなく、あくまで生物学的事実である。間違っているのは、体の性の発達についてまだ基

1) 中京大学

2) 法政大学

基礎的なことしか記述されていない教科書の方なのだ。

DSDsは包括用語でしかなく、AIS女性以外にもいくつかの体の状態がある。当事者家族の圧倒的大多数が、「インター・セックス」や「性分化疾患」という用語で括られて語られることに拒否的であることから、「AIS<sup>4)</sup>」「CAH<sup>5)</sup>」「ターナー症候群<sup>6)</sup>」などそれぞれの状態に応じた名称が用いられている。

## (2) 課題：LGBTとの混同

DSDsは、社会で急速に認知されるようになったLGBTの用語が指す性的マイノリティや「性のグラデーション」と同様に理解されているケースが多い。

LGBTに[I]（インター・セックス）を加えたLGBTIという接頭語が使われることがあるが、実はDSDsを持つ女性・男性の大多数は、自身をLGBTなどの性的マイノリティの一員とは全く考えておらず、そのような加え方には否定的であることも分かっている。

DSDsを持つ人々にもLGBTなどの性的マイノ



ネクスDSDによるDSDsを持つ人々と他の性的マイノリティとの関係性を示す図

リティの人はいるが、DSDsはジェンダー、性自認、性的指向の多様性とは異なる位置づけで理解する必要がある。

また、ジェンダー研究が進展する中で、男女二元制を批判する際の論点として取り扱われることもある。しかし、オランダの実態調査でも示されているが、DSDsを持つ人々の大多数は一般的に、「インター・セックスの状態／性分化疾患を持つ人々」という集団の一員であるとは感じておらず、男性・女性以外の別のカテゴリーと見なされたいとも望んでいない。また、男女二元制を打ち崩したいという希望を全く持っていない。それどころか、自分が男性もしくは女性であると感じるかどうかさえ、ほとんど全く疑いを持ったこともない。むしろ、他人が自分を完全な女性／完全な男性として見てくれるかどうか不安に思っている。ベルギー共同参画省の調査報告書では、DSDsを持つ人々の性別が「第三の性別のカテゴリーである」とする神話は、医療提供者やマスコミ、学校の教師によってさらに強められていることが指摘されている。

## (3) 課題：社会の偏見やセンセーショナルな取扱い

DSDs当事者に対する誤解や偏見には以下のようなものがある。

- 男性・女性以外の性別
- 男性女性の両方の特徴を持った人
- 完全な男性・女性ではない
- 男女に分けられない人
- 第3の性
- 男性と女性の中間
- 彼ら／彼女らは、同性愛者、トランスジェンダーである
- 性器が曖昧な形である

上述のような偏見や神話は、自分が女性もしくは男性としての資格が十分なのかどうかに不安を抱えるDSDsを持つ人々の大多数にとって、自己イメージを毀損する、極めて大きな苦痛となる。多様な性的マイノリティの人々に親和性のある（LGBTフレンドリー）配慮や対応の中には、DSDsとトランスジェンダーの区別がついていな

かったり、「第3の性」という短絡をとるケースがある。たとえばDSDsを持つ女性に対して、善意から「性自認は女性なんですね」という“フォロー”をすると、DSDsを持つ女性にとっては「あなたは女性とは言えないけれども、自分で女性だと思っているから、女性だと認めてあげます」という意味合いになり、傷を深めることが十分にあり得る。

メディア、教科書を含む社会が単純化しすぎたイメージやステレオタイプ化してDSDsを表現することにより、DSDsを持つ人々は自分の体の状態をオープンにすることに関する抑圧や困難を抱えることになる。また、DSDsを持つ人々は「両性具有」「半陰陽」などの語で表象されること、国内では「セックス」という語自体に性的イメージがあることから「インターフェックス」という語が用いられることに対し、否定的である。テレビ番組等において、当事者が望まない形でDSDsを取り上げることは、「見世物小屋」的な取り扱いを行っていることになる。創作物におけるステレオタイプな「男でも女でもない」というイメージが暴力的に投影されることは、悩みを抱えている当事者にとっては、尊厳を傷つけられることに結びつく。

これらは、DSDsを持つ人々やその家族が社会的抑圧を感じたり、社会から孤立する状況を生み出すことになる。

#### (4) 困難の実際

DSDsを持つ人々と家族が実際に抱えている困難の例には、以下のものがある。

- 思春期前後に判明するDSDsにおいて、専門ではない医療機関で「本当は男だった」「男でも女でもない」等の誤った告知をされることによるトラウマ
- 女性／男性としての自尊心・自己イメージの既存
- 不妊の喪失感と苦悩
- 恋愛関係等のライフイベントにおける苦悩
- 臨床的に顕著な精神的苦痛状態、自殺念慮率の高さ

### 3. スポーツ指導場面における留意事項と必要とされる対応

国際レベルのスポーツにおいては、Dutee ChandさんやCaster Semenyaさんが競技への参加資格をめぐって国際スポーツ仲裁裁判所（CAS）に提訴した事例が注目されている。彼女たちを支援する動きもある一方で、選手同士であっても、非常に「偏狭な心」で女性の身体を定義し、彼女たちを批判する声があることも事実である。そうした偏狭な身体に対する理解によって、「精巣もあるなんて女性とは認められない」「男性ホルモンが出ている。子宮もない。女性ではないのだから、女性競技に出るべきではない」などの言葉があふれている。

また、ジェンダーの観点から性別二元論を批判する際に「こういう男でも女でもないインターフェックスの人もいるから、男と女に境界はない」「スポーツや社会は男と女を分けるべきではない」ということの論点として、DSDsの選手を置くことにも問題がある。学術的議論であっても、こうした捉えは「一方通行の心」だといえる。さらには、競技カテゴリーとして、第3の性別カテゴリーを設定すれば良いという主張がなされる場合もあるが、それらはすべて、DSDsのアスリートを、固定観念から「女性以外の何か」であると当たり前に見なしていることになる。

アスリートの人間としての存在そのものに関わる私的な領域に土足で踏み込むことは、アスリートとしての権利だけでなく、その人の尊厳とプライバシーの権利を含む、人間としての根本的な権利を侵害するものだとみなす必要がある。

国際レベルのアスリートに対してではなくても、スポーツの指導者が直面する可能性があるのは、思春期前後に判明する女性のDSDsである場合が多いと考えられる。たとえば、女性アスリートの三主徴（Female Athlete Triad）<sup>7)</sup>のうち「運動性無月経」は、DSDsの女性における原発性無月経とは、機序や体験が全く異なるため、見極めが重要である。DSDsによる原発性無月経であるアスリートの場合、「生理なんてない方がいい」という指導者や周囲の女性アスリートの反応によ

り、傷つく場合もある。

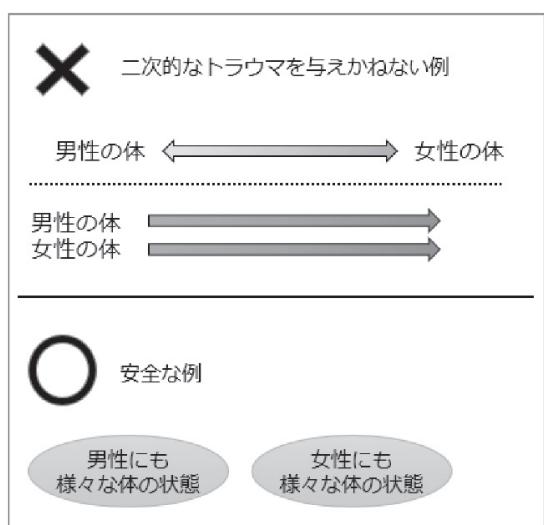
学校教育の現場において避けるべきこと、工夫できること、相談があった場合の注意点は、スポーツの指導現場においても応用できる可能性がある。以下に、それらをスポーツ指導の現場に引き寄せて示す。

#### (1) 性の多様性に関する説明を行う際に生物学的な身体についてグラデーションモデルを用いることの危険性

LGBTに対する理解を促進する目的で、性的指向・性自認・性表現等の多様性を表現するため、グラデーションモデルが使われることが多い。

しかし、性器の形状やサイズ、子宮の有無、性腺の種類、染色体の違いなどに悩み、女性・男性としての尊厳を損なわれているDSDsを持つ児童生徒には、グラデーションモデルは「100%の女性または男性ではない」という含意を与える可能性がある。

そのため、生物学的な身体に関しては「女性にも男性にも様々な体の状態がある」というモデルを用いることが望ましいと考えられる。こうしたモデルを用いることによって、DSDsを持つ児童生徒だけでなく、自分の容姿に悩みを持つ児童生徒にとっても望ましい対応が可能になる。



#### (2) 外性器の形状やサイズ、二次性徴について

女性・男性の一般的な生殖器官の構造を踏まえた何らかの指導が必要な場合には、生物や保健体育で学習する構造は、あくまでも平均的なものに過ぎないことを十分に理解しておく必要がある。スポーツ指導者は、性器だけでなく、身体のすべての部位について「顔ってみんな違うよね。同じ顔の人っている？みんなが同じ顔だったら見分けもつかないし、ちょっと怖いよね。」といった説明ができることが望ましいのではないか。

#### (3) X・Y染色体の理解について

近年の医学では、男女の体の性の発達は、X・Y染色体の構成数ではなく、X・Y以外の染色体を含む100以上の遺伝子が関連していることが明らかになっている。アスリートが学校教育場面で十分な知識を得ることができていない場合を想定し、性染色体という表現を避け、上述のような多くの遺伝子の関与について説明する必要がある。またテストステロンやエストロゲン等の性ホルモンに関しても「男性ホルモン・女性ホルモン」ではなく「女性に多いエストロゲン、男性に多いテストステロン」といった表現を用いることが良いと考えられる。

#### (4) 相談への対応上の留意点

DSDsを持つ人々の場合は、LGBT等性的マイノリティの人々のように、「自分の愛の形やアイデンティティを知ってもらいたい」という流れとは全く趣が異なることに注意しなければならない。DSDsはその人の生殖器というまた別の意味での極めて私的でセンシティブな領域の話だからだ。

問題があるのは、女性選手が何らかの理由で「DSDsを持っているのではないか？」と疑いを持たれることである。一般的に、女性選手が卓越した記録を出したり、その容姿や体つきが「女性らしくない」といった短絡的な理由でDSDsが疑われる場合があるが、現実には容姿・体つきは、何らかのDSDsがあるという指標にはならない。いわゆる「犯人探し」のような目線は、DSDsを持つ女性選手だけでなく、女性選手全体に対する人

権侵害に他ならない。

DSDsを持つ本人・家族からの相談は、いまだ誤解・偏見も多く、社会でセンセーショナルな扱いを受ける恐怖のため、極めて少ないと考えられる。もし相談があった場合は、プライバシーを厳格に守りながら、検査などを強要しないことが重要だ。本人が望まない流れでの検査の強要や診断告知は、その後の精神的予後を悪化させる。もし本人が検査などを希望する場合は、専門的な医療の紹介を行うことが必要である。

現在は、大阪母子医療センター<sup>8)</sup>、あいち小児保健医療総合センター<sup>9)</sup>、東京都立小児総合医療センター<sup>10)</sup>ではDSDsチーム医療体制の整備がなされている。

なお、一般的な先入観とは異なり、いわゆる性別違和がある人(トランスジェンダーや自分を「男でも女でもない」などと自認する人)でDSDsが判明することは実はほとんどない。性別違和のある人は、DSDs医療機関ではなくジェンダークリニックへの紹介になる。

### 引用・参考文献

- 1) <https://www.nexdsd.com/handbook>
- 2) [https://docs.wixstatic.com/ugd/0c8e2d\\_36b9ccb9aa864fca821ad8bf5ab35b25.pdf](https://docs.wixstatic.com/ugd/0c8e2d_36b9ccb9aa864fca821ad8bf5ab35b25.pdf)
- 3) <https://www.nexdsd.com/blog/categories/%E3%83%99%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E6%A9%9F%E9%96%A2%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8>

- E3%83%BC%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E6%A9%9F%E9%96%A2%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8
- 4) Androgen Insensitivity Syndromeの略称。アンドロゲン不応症。遺伝子由来のホルモンの作用異常が原因で発症する。
- 5) Congenital adrenal hyperplasiaの略称。先天性副腎過形成症。副腎酵素欠損症のうち、副腎皮質ホルモンの一種であるコルチゾールができないために、副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)が過剰に分泌される。
- 6) 染色体がXひとつの女性にみられる身体症状。
- 7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター・国立スポーツ科学センター (JISS) (2014)成長期女性アスリート 指導者のためのハンドブック, pp.18-21. [https://www.jpnsport.go.jp/jiss/Portals/0/column/woman/seichoki\\_handobook\\_5.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/jiss/Portals/0/column/woman/seichoki_handobook_5.pdf)
- 8) 大阪母子医療センター (<https://www.wchopho.jp/>)
- 9) あいち小児保健医療総合センター (<https://www.achmc.pref.aichi.jp/>)
- 10) 東京都立小児総合医療センター (<http://www.byouin.metro.tokyo.jp/shouni/>)

## 第3項 トランスジェンダーの人々とその家族が抱える困難、 求められる対応

中塚幹也氏（GID学会理事長）への聞き取り調査結果を中心に

來田 享子<sup>1)</sup> 建石真公子<sup>2)</sup>

### 1. トランスジェンダーの人々とその家族が抱える困難

#### (1) トランスジェンダー／性同一性障害に関する基礎知識

トランスジェンダーの人々は、「心の性（性自認）」と遺伝子・染色体・身体の状態などの「身体の性」が一致しない状態にある、という点が異なっている。トランスジェンダーの人々は、自分の身体が自分のものではないような感覚を持っている。この感覚を持つ人は、自分が間違った身体で生まれてきたように感じるだけでなく、自分の身体の性を嫌悪し、性自認と一致する身体であること、性自認と一致した存在として社会の中で生きることを強く求める心理状態で居続けることになる。この感覚は「性別違和感」とされている。

このうち、医学的対応を希望し、医療施設を受信した場合に使用する診断名は「性同一性障害」である。

性のあり方は多様<sup>1)</sup>で、トランスジェンダーの人々とは異なる困難を抱える人々もいる。同性愛（LGB）は、性自認と身体の性が一致していて、自分の身体の性と同じ性別の人に好きになる場合である。Xジェンダーは、身体の性とは関わりなく、性自認が男性／女性に定まらなかったり、変動する場合を総称する。シスジェンダーは、女性か男性かに区別した場合のいずれかについて、性自認と身体の性が一致している人々、ヘテロセクシュアルは自分の性自認とは異なる性の人を好きになる場合の総称である。

「フェイスブック社が英語版のプロフィールの性別（ジェンダー）欄には男性と女性の二つしか

なかつたため、選択肢を多様化しようと考へて募集したところ、56種類の性のあり方を示す用語が集まり、それらを選択できるように設定を変更した」とされるが、LGBTIQA…などのように文字を加えていっても「どれも『しっくりこない』と思う人々が残ってしまう。」<sup>2)</sup>

#### (2) 課題：親・先生・指導者に話すことの難しさ

文部科学省から「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（平成27年4月30日）が通知された。教員への研修も行われるようになり意識も変わってきてている。通知により、学校内での体育や運動部・サークル活動においては、性自認に沿って対応する例も見られている。しかし、配慮できるかどうかは、親や先生に自分の状況を話せることが前提になる。自分自身の性別違和感を言えない子どもは多くいるので、対応できないことが多い。また、周囲の児童、生徒にまではカミングアウトしないことも多く、「なんか分からないけど、体育の授業の水泳を休んでいる」となってしまう。言えるかどうか（カミングアウト），が一番大きな壁である。

実際には、文科省の通知を念頭に、個別に対応をしていくことになる。

#### (3) 課題：医療的な問題

小学生くらいであれば、男子も女子も一緒に交じって学校でのさまざまな活動を行うことも多く問題も少ないとと思うが、二次性徴が起こる時期になると男女の身体の差が著しくなり課題が発生する。二次性徴抑制療法を実施した場合には、身体が男性であっても、筋量の増加が抑制されるなどするため、女子としての活動が可能な場合もあり得る。しかし、そうした医療を受けない場合に

1) 中京大学

2) 法政大学

は、性自認が女性であっても、身体には筋肉がついてきたりするため、男性ホルモンによる変化がスポーツ能力に影響を及ぼす可能性はある。

それぞれの子どもにあわせてどのような医療的な処置をとることができるかも、結局はカミングアウトできるかどうかに大きく拠ることになる。また、二次性徴によってひげや乳房なども変化するため、スポーツだけでなく、その後の生涯にとって、その人が「どのように見えるか」ということと関わる問題になる。

#### (4) 課題：学校やクラブの関係者がチームとして対応できる体制の整備

先生や指導者などの中に、理解があり、窓口になって、子どもがカミングアウトしやすくなる「人の存在」があるかどうかは重要である。ただ、カミングアウトされた人がひとりで対応することでは不十分である。過去によく見られたのは、養護教諭だけが一生懸命がんばるというケースであった。そうではなくて、学校であれば、様々なことの決定権を持つ校長がリーダーシップをとれる体制が必要である。こうした体制をとって、子どもの学内外での活動を支援したり、ジェンダークリニックのような専門機関に相談したりすることが望ましい。

教師等の研修参加を促進する、積極的な自治体は増えてきているが「医療施設と連携する」という点は、進んでいない。対応できる医療施設が周囲に存在しないことも一因だ。

文科省で全国の教員向けの通知や資料を作成するための委員会に参加させて頂いたが、文科省の通知に沿った「教職員向け」Q&A形式の文書では、具体的に分かりやすくするための例をいろいろ書くことになった。しかし、あのとおりにしないといけないと考えている学校関係者等がかなりいて、弊害も出ている。本人が望んでいないにもかかわらず、先生に勧められてしないといけなくなった、というケースがある。身近な例では、研修の宿泊で個室を用意したケースがある。本人も友だちも枕投げと一緒にしたかったのに、個室に入れられてしまった、というような対応例もある。その子、その子で良い対応になったり、それが逆

効果になることがあります、そのように明確に記載をすべきだったと考えている。

#### (5) 課題：保健体育教師の知識の欠如

学校でいえば、養護教諭は知識を比較的持っている場合が多いが、保健体育の教師の理解が不十分な例と時に遭遇する。保健体育の教師自身が「男は男らしく」といった規範的な環境で生きていた場合には「何を女の子みたいにしているんだ」などと言って、子どもを傷つけるケースもある。

実際に対応している学校現場での経験では「頭ではわかるけど、自分ではそういうふうに思えません」と言われる学校の先生もおり、保健体育の先生も含まれる。文科省の通知があって、教育長や教育委員会が主導して研修会が開催されており、保健体育の先生も参加するが、スポーツが男女に区別して実施されることの影響が大きいためか、「男は男らしく」というジェンダー規範意識が強く、事実として子どもの悩みを受け止めることが難しいようである。

#### (6) 発達・学校教育段階別の課題

窓口となる教師・指導者がいること、対応するチーム体制に校長等の責任者がいること、保護者と相談しながら専門機関と連携すること、という方法は、小・中・高校段階にかかわらず、同じである。高校段階では、保護者にはまったく話さず本人が医療機関に相談に来るケースはあるが、原則として保護者と連携することは、高校段階までは必要だと考えられる。大学生の場合には、自分一人でできる面も増えてくるし、当事者の学生グループもある。また、保健管理センターのような組織に知識を持った専門家がいる場合には、医療機関との連携も図りやすい。

大きな大学では、学生支援センターや保健管理センター等に知識を持った職員がいる場合が増えているが、こうした対応ができる組織体制は必要だと考えられる。

現在は、自治体などを通じて、企業での研修機会を増やし、人事関係担当者をはじめとする対象に向けた情報提供を進めようとしているし、企業側のニーズもある。学校を卒業後の職場で対応で

きる体制を促進することは課題だと考えられる。

### (7) 学校体育に特化した課題

学校では、男子はサッカーで女子はマラソンなど、男子と女子で実施する種目を分けて体育やクラブ活動を実施する場合がみられる。トランスジェンダーの児童・生徒への配慮として望ましいのは、できる範囲で当事者の希望を実現させてあげることである。性別で種目を選ぶ制度そのものを見直して、マラソンをやりたい人はマラソンをやる、というように、やろうと思えばできることもある。

### (8) スポーツ指導場面関わる困難の実際

現在の法律では条件が整えば20歳（これは18歳になるかもしれないが）で戸籍の性別を変えることができる。高校までのスポーツでは戸籍の性別は変えられないため、結局のところ、自分の身体の性のカテゴリーで競技をすることになる。しかし、ごくわずかな例かもしれないが、FtMの高校生が男子として高校に入学し、男子とともに競技をして県大会でも勝っているケースがある。大会の主催者も知らないのではないかと考えられる。20歳未満なので、戸籍は女子のままである。こうした例を見ると、早い段階で本人が性別違和感を持っていることが分かった場合には、早めに対応することによって、競技生活をスムーズに送れるケースもあり得る。

ただし、本人の生き方、心の性を優先するのか、それとも女子の一流選手であることを優先するのかという状況もある。つらいけれども、女子選手としてやって、引退した後に、医療的な処置を受けたいという一流選手はいるし、中にはつらさを我慢しきれなくなって、引退を早めて医療機関に来る人もいる。

性別違和感を抱えたまま身体の性で競技を続けることによって、非常に高い苦痛をあたえる競技として考えられるのは、身体接触があるものとフィギュアスケートなどの審美的なもの、チアリーディングなども本人にとっての抵抗感は強いと考えられる。

ドーピングチェックがないレベルの競技大会に

出場する選手の中には、密かにホルモン療法を受ける場合があるが、身体の変化が起こるため、これは結果としてアウティング（本人が公表していない性的指向や性同一性に関わる秘密を第三者に暴露すること）につながる可能性がある。しかしFtM当事者の場合には、生理がこないほうが良いということで、外見が変化しない範囲で少量だけホルモン療法を受けたいという人もいる。

## 2. スポーツ指導場面における留意事項と必要とされる対応

上記(1)～(8)に示した課題に関する配慮や課題解決に向けた対応は、スポーツ指導者個人のレベルで必要である。さらに組織的な対応としてスポーツ界に求められる事柄を4点にまとめる。

①スポーツ指導者（保健体育教員を含む）の知識を増やし受け入れ態度の形成

課題(5)にも示したとおり、スポーツ関係者のジェンダー規範意識の強さによって、カミングアウトのしづらさや、カミングアウト後の対応による本人の傷つきが発生している事例がある。これを解消するためには、指導者の知識を増やし、トランスジェンダーとしての困難さを抱える人の悩みを受け入れができる態度を形成する必要がある。

GID学会による認定医や認定施設、メンタルヘルス専門職が所属する施設の一覧は、GID学会のホームページにも掲載されているので、相談や支援を行うことが可能である。

②競技成績を重視した指導者による強制の排除

競技的な運動部活動やクラブでは、公平性のことなどが問題とされてしまう。一方で、身体の性にあわせて女子として競技をしていた人が、男子として競技することになると、相対的にみて競技結果が下がる場合があり得る。指導者にとっては、これが非常にネガティブな要素になることから、本人の思いどおりにさせないケースがあるかもしれない。本人がどちらの性別カテゴリーで競技をするか、メリットとデメリットを知る機会がないため、そういう何かの機会があることが望ましい。

### ③国内の学校競技レベルの参加条件を示した基準を競技団体が作成する

特に日本では、競技ごとに、IOCが出しているような条件、こういう条件であれば望む性で参加が可能、というような規定が存在していないのは、大きな課題である。医療の立場だけの判断では不十分かもしれないが、弓道だったら腕力の違いをどう考えるか、レスリングならばどうなのか、射撃なら別に大きな条件はないのではないかなど、競技ごとに条件が変わる可能性が十分にあると考えている。世界レベルの競技であれば、国内の学校競技レベルとは異なる基準が必要になる可能性はある。しかし、現状では、インターハイぐらいのレベルでどのようにすればトランスジェンダーの選手が参加できるかに関する議論もまったく行われていない。「そういう基準はつくりたくない、トランスジェンダーの人には入って欲しくない」ということではないと言うのであれば、「国内ではこういう基準で、本人の心の性に合ったかたちでの競技への参加が可能です」という基準が、公平性や危険性も含めた総合的な観点から、競技ごとに示されるべきである。実際に目の前にいる参加希望者をどうするのか、ということを専門家と協力しながら検討することが求められている。

### ④相談窓口の設置と認定資格等の検討

スポーツ組織が競技レベルの高さに関わりなく相談窓口を設けることが望ましい。性的マイノリティのスポーツに特化した相談窓口ということでは対象が狭すぎて設置は難しい場合もあるため、性的マイノリティのための既存の相談窓口と連携し、そこの相談員に対してスポーツに関連する知識を提供するなど、スポーツ界から働きかけることは可能である。こうした働きかけを競技団体および都道府県等自治体単位の体育協会・スポーツ協会が行えることが望ましい。GID学会も、スポーツのことで相談があった場合に医療関係者が対応できるよう研修などを進めたい。

スポーツ指導者、トレーナー、スポーツドクター等、スポーツ側の専門家がGID学会の研修を受け、修了証を受けるなどの認定資格を設けることについても検討の余地がある。

### <参考資料>

学校教育・スポーツ指導場面で参考になる情報を含んだ図書・論文

- 中塚幹也（2007）封じ込められた子ども、その心を聴く 性同一性障害の生徒に向き合う、ふくろう出版
- 中塚幹也監修（2019）個「性」ってなんだろう LGBTの本、あかね書房
- 中塚幹也（2013）思春期診療グレードアップ【思春期の性】思春期の性同一性障害、臨床婦人科産科、67(7) : 712-716
- 中塚幹也（2013）性同一性障害へのホルモン療法と子どもへの対応（第59回日本小児保健協会学術集会シンポジウム3 性同一性障害診療の実際と子どもに関する課題）小児保健研究72(2)227-230
- 中塚幹也（2014）<性同一性障害の概念と治療 第1回>性同一性障害の基礎知識と社会的課題、都薬雑誌36(2)4-7
- 中塚幹也（2014）<性同一性障害の概念と治療 第2回>性同一性障害治療の実際、都薬雑誌36(3)39-43
- 中塚幹也（2014）<性同一性障害の概念と治療 第3回>性同一性障害の子どもと二次性徴抑制治療、都薬雑誌36(4)4-8
- 久保光太郎・末石佳代・長谷川徹・富岡美佳・新井富士美・中塚幹也（2014）性同一性障害の生徒がスポーツ競技大会へ参加することへの意識、GID（性同一性障害）学会雑誌7 : 7-17
- 林田桃子・肥後沙也子・宮崎寛子・薬師地仁美・横田泉・吉海歩美・吉村沙耶香・嶋田雅子・花口裕美・中塚幹也（2015）教員における制服、髪型への意識－性同一性障害の子どもへの支援に向けて－、GID（性同一性障害）学会雑誌8 : 51-60
- 藤田志保・松本麻衣・久保光太郎・長谷川徹・新井富士美・富岡美佳・中塚幹也（2015）小学生の頃の性同一性障害当事者のカミングアウト、GID（性同一性障害）学会雑誌8 : 33-39
- 中塚幹也（2016）性別違和感を持つ思春期当事者への支援、精神科29(2)88-93

- ・少年写真新聞社（2016）保健ニュース・心の健康ニュース縮刷活用版 体と心 保健総合大百科<中・高校編>2016年
- ・中塚幹也（2017）性同一性障害の子どもへの支援 学校と医療との連携、日本小児科医会会報 54：97-100

## 参考文献

- 1) 中塚幹也(2007)封じ込められた子ども、その心を聴く 性同一性障害の生徒に向き合う、ふくろう出版, pp.3-6.
- 2) 同上, p.13.

## 第4項 大学の専門部署におけるLGBT支援経験にもとづく LGBT当事者の困難と求められる対応

大賀一樹氏（早稲田大学GSセンター）への聞き取り調査結果を中心に

來田 享子<sup>1)</sup> 建石真公子<sup>2)</sup>

### 1. 国内初の専門支援組織「早稲田大学GSセンター」について

#### (1) 設立の契機と主旨

早稲田大学では2015年3月 Waseda Vision 150 Student Competitionにおいて、学生が企画した『日本初！ LGBT学生センターを早稲田に！』が総長賞を受賞した。これが契機となって、学内の様々な部署やLGBTサークル等が連携し、シンポジウムや講演会などの学術的な議論が深まり、センターを設置するための学内機運が高まった。

GS (Gender and Sexuality) センター<sup>1)</sup>は、学生部の中のスチューデントダイバーシティセンター内に、ICC (異文化交流センター)、障がい学生支援室とともに設置されている。スチューデントダイバーシティセンターは、もともと男女共同参画推進室という名称であった組織が2016年にダイバーシティ推進室に名称変更したものである。翌2017年4月に、性的マイノリティの支援を明確に打ち出す組織としてGSセンターが開設された。

スチューデントダイバーシティセンター内の3つの組織は、以下の2つの共通理念を持って活動を行っている。

- ・大学生活全般において不利益を被りうる多様なマイノリティ学生が安心して学業に専念できる学生生活環境の確保
- ・大学に集う全構成員が多様な価値観や生き方を受容するキャンパスづくりの推進

この背景には、「国籍、性別（男女だけではない性の多様性）、障がいの有無等に関わらず、大学内に多様な個性が共存し、それぞれの目線で学

習、教育・研究・就労に関わることにより、大学の更なる進化につながる新たな発想が生まれるようなアカデミック・コミュニティの形成」をめざす早稲田大学の理念がある。

GSセンターの最大の特徴は、学生のプレゼンテーションが総長の目にとまって実現したという、ボトムアップなセンターであることだ。現在は、大学内におけるジェンダー及びセクシュアリティの多様性と流動性を尊重することをめざし、当事者の支援や啓発活動に取り組んでいる。主な業務は、以下の3つである。

- ①安心・安全に相談ができるクローズドな相談支援センターとしての機能
- ②知識にアクセスできるオープンなリソースセンターとしての機能
- ③イベント等を実施するセミオープンなコミュニティスペースとしての機能

#### (2) 活動体制と利用状況

開設から2年を経過した現在（※2019年2月）、専門職員は非常勤職員3名である。常勤の専任職員は、学生生活課という学生支援全体をサポートする部署との兼任で、通常はGSセンターの学生対応について直接担当していない。

また、学生スタッフをアルバイトとして6名雇用しており、週に5日間、10時から17時までオープンさせている。人的には十分ではないが、専門職員による相談支援、DVD・書籍・パンフレット・関連団体のチラシなどのリソースを収集して知識を提供する場となることが日常業務である。さらに、ジェンダーやセクシュアリティに関係なく、オープンに、安全に、自分の話したいことを話すことができるコミュニティスペースを設けている。

1年目の来室者は約980名で、2年目は約1,340

1) 中京大学

2) 法政大学

名<sup>2)</sup> であった。相談件数は1年目が158件、2年目が241件で、来室者・相談件数は1.5倍前後増えている。これらの人数や件数からは見えづらいが、1日に7名以上が利用していることから、かなりニーズが高いセンターになっているといえる。以前は可視化されていなかったニーズが、確実に可視化されるようになった。スタッフの人数は変わらないため、大変にはなっているが、相談支援を受ける中で、深刻なケースがたくさんあることもわかつってきた。そのため、次年度以降は学内での関係組織、たとえばキャリアセンターや保健センターでの研修・啓発活動を行いながら、連携を図りたいと考えている。

## 2. LGBTの人々が抱える困難

LGBTの人々にとっては、男女は違う、という認識からくる男性らしさ／女性らしさの規範が浸透したマジョリティーの文化に支配されていることによって、非常に居心地の悪い状態がある。これは特に日本の場合に強い傾向がある。

男性と女性を非常に綿密に分けていく男女二元論という考え方を中心で、さらに人は必ず異性を好きになるはずだ、という前提にもとづいた異性愛規範という文化の中で、LGBTの人々は生きていかなければならず、そこから逃れることができないという困難がある。

異性愛ではない人、トランスジェンダーの人のほとんどが、LGBTに関する教育を受けないまま大人になっていくため、自分がマジョリティーの文化を持っていないこと、マジョリティーではないと認識すること自体が、自分自身を尊重できない、ネガティブなこととして捉えてしまうことになる。人と違うこと、普通ではないことが、異常なこと、おかしいこととして受け止められてしまう現状がある。

こうした状況で生きることは、メンタルヘルスの低下を招き、また同性愛者の場合は笑いのネタとして茶化される中で「存在しない者」として扱われ、傷ついていくことが多い。

GSセンターでの相談支援によって、キャンパス内で学生たちが抱えている困難をキャッチし、それをもとに「セクシュアルマイノリティ学生へ

の配慮・対応ガイド（教職員向）」（2018年4月第1版）を作成した。実際に学生たちが抱える困難から具体的な配慮・対応例を作成したので、参考になると思う。（資料1）

## 3. 体育やスポーツの指導場面においてLGBTの人々が抱える困難

### (1) 男女に区別して活動を実施することから抱える困難

体育・スポーツの場面は、必ずといっていいほど男女分けされる。これは、小学校低学年を含む学校教育全般に見られる傾向だ。男女分けは、異性同士の間でのトラブルをなくすことには効果的かもしれない。しかし、性的指向が同性に向く人にとっては、身体接触に関し、非常に恥ずかしい思いをしていたり、自分が同性愛であることを悟られないようにしなければならないという強迫観念に囚われることになる。思春期では、着替えるところを見られたくない、という思いも発生する。これらは、LGBの場合に抱える困難の例である。

一方、トランスジェンダーの場合、自分の身体に対する違和感がある場合にはより深刻で、自分の身体を明かすことができないとか、分けられた先が自分の性自認と異なる性別、望まない性別になってしまうことになる。つまり、自分の居場所ではないと思う場所に居なければならない、といううらさを抱えることになる。

LGBの場合も、トランスジェンダーの場合も、このような困難を抱えた状態では、自分の置かれた状況に対応するのに精一杯で、実際の活動には集中できなくなってしまう。

### (2) トランスジェンダーの競技キャリア継続に関する困難

FtMの人の場合、スポーツに関するある一定のキャリアがあるにもかかわらず、性別を変更して男性カテゴリーで競技をすることになると、これまでのキャリアを失ってしまい、競技成績も下がる可能性がある。そうしたときにどちらを優先するかについては、その人が感じている身体に対する違和感よりも、スポーツのキャリアを優先しようという選択をするケースは、よく見る。問題

## 2 配慮・対応について

以下のような配慮・対応が必要と考えられます。各事例はGSセンターに寄せられた相談の内容を参考にしています。

### ① セクシュアルマイノリティがいることを前提として接する。異性愛や性別二元論を前提として話すなど、当事者の存在を否定するような言動は行わない。

**事例** アンケートの性別回答欄が「男・女」の二者択一となっていた。

→ **対応例** 性別情報が必要である場合、たとえば、自由記述の形式に変更して「男・女」以外的回答ができるようにする。  
または、任意回答とする。

**事例** 「まさか、ここにはいないと思いますが」と、当事者がいないことを前提として話し出した。

→ **対応例** セクシュアルマイノリティがいることを前提とすることはもちろん、仮に当事者がいないとしても、その存在を否定するような発言は控える。

### ② 見た目や氏名でジェンダー・セクシュアリティを決めつけない。

**事例** 見た目や振る舞いが中性的であることから、周囲から「オネエ」として女性的な振る舞いを期待されるようになり不快だった。

→ **対応例** セクシュアルマイノリティにステレオタイプを押し付けない。多様な個人のあり方を尊重する。

**事例** ゼミ合宿で希望も聞かれないまま、男女で部屋割りがされた。

→ **対応例** 事前に本人の希望を聞く、または本人が希望を伝えることができる機会を設ける。

### ③ 学生に呼びかける場合、共通の敬称を用いる。または本人の希望に沿った敬称を用いる。

**事例** 見た目や名前の印象で「さん」「くん」付けをされ、知らない学生にまで自分の望むジェンダーとは違う性別で認識をされて嫌な思いをした。

→ **対応例** 「さん」「くん」という呼び分けは行わず、共通の敬称を用いる。  
語学の敬称(たとえばMr./Ms., he/she)などで呼び分けを必要とする場合は、本人の希望する敬称を聞く、または本人が希望を伝えることができる機会を設ける。

### ④ 「オカマ」「ホモ」「レズ」「オトコオンナ」「アッチ・ソッチ系」など差別的なニュアンスを持つ言葉やジェスチャーは使わない。また学生にも使わないよう指導する

**事例** 「おまえコレか?」と言いながら、右手の甲を左頬につけるジェスチャーをされた。

→ **対応例** 差別的なニュアンスを持つ言葉やジェスチャーを理解し、特段の事情がないかぎりこれらを使わない。

**事例** ゼミのメンバーが「ホモ」「レズ」といった言葉を使っていたが、同席していた教員が注意をしなかった。

→ **対応例** 学生に対しては、「ホモ」「レズ」といった表現が侮辱となり得ることを指摘し、使用しないよう指導する。  
見過ごさない。



- 万一、誤って不適切な言動をしてしまった場合は、「すぐに」「その場で」謝罪・訂正する必要があります。
- ジェンダーやセクシュアリティに関する配慮のない言動に傷ついたり苦痛を感じたりするのは、セクシュアルマイノリティ当事者に限りません。
- セクシュアルマイノリティに配慮することは、どんなジェンダーやセクシュアリティを持つ人にとっても過ごしやすい環境につながります。

は、そうした選択ができるようになる以前の段階では、身体の違和感を抱えながらスポーツをする、ということになり、これは相当苦しい可能性があるのではないか。

### (3) スポーツにLGBTを受け入れない土壌があることによる困難

そもそもスポーツや身体活動では、自分自身の感覚やアイデンティティが「人と違っている」ということ自体が許容されづらい雰囲気がある。そのために、スポーツに関わらないでいようとするLGBTの人はいるかもしれない。

また、スポーツを通じて育成される人間関係は、ホモソーシャルな連帯感<sup>3)</sup>であるため、LGBTの人々が存在しているという事実を前提としない雰囲気がある。クラブの中では、たとえば「女子力」という名の下に、チームの力や結束を高め合おうというような文化もみられる。FtMの人が身体の違和感を我慢してスポーツをしている場合に、心の性別は男なのに、女子力を求められる、ということになってしまふ。これらの人間関係の中では、本当の意味での信頼関係は生まれにくいため、結局、そこからバーンアウトすることになる。自分のことを打ち明けられる人がいないために、スポーツが得意であっても、スポーツをやりたいと思っていても、信頼してそこに身を置くことができず、人間関係の悩みのために辞めてしまう人は多い。

### (4) 「男らしさ」が称賛されるスポーツの世界で起きる困難

どちらかというとFtMの学生のほうがスポーツ場面では比較的、自己実現がしやすいのではないかといわれる。確かに、ライフィベントのうち、学校の義務教育レベルではボーイッシュであることは強さに結びつくので歓迎される。しかし、実際にハイパフォーマンスなスポーツになっていけば、おまえはどうせ女でしょ、ということになり、ボーイッシュでは認められてもメンズにはなれない、という大きな壁にぶつかることになる。学校教育で万能感があっても、社会に出た途端に失望するという例がFtMには多い。社会人になってからのライフプランで深刻な問題を抱えることにな

る。

一方、MtFの人の場合、身体的なパフォーマンスは男性であるにもかかわらず、性自認は女性である人がスポーツをする、ということ自体、特に日本の文化の中では理解してくれる人が少ないかもしれません。女性になりたい、ということまでは理解されても、たとえば女性になりたいのならスポーツをする必要はないだろう、というような話をされたり、女性として競技しようするとトランスジェンダーなのだからパフォーマンスが高くてずるい、と非難される。スポーツを実施するということの中で、過酷な偏見にさらされることになる。

### (5) 体育・スポーツの服装によって生じる困難

日本の学校教育では体操着が決まっていて、しかもそれがユニセックスのようなものではなく、2種類しかなく、そこに性別が付随してしまっている。トランスジェンダーであっても、実際には自分の好きな色や格好はさまざまなのだが、性別に2つしか選択肢がないと、より性自認に近いほうしか着られない、ということになり、そうした経験によって、身体的な違和感が強くなっていくというケースがある。

フランスではどの学校教育段階でも体操着は決まっていないため、こうした問題は生じない。体育の男女共修／共習といっても、教育現場の実際としては区別されていることも多く、結局、身体の性、戸籍の性で学習内容を押しつけられることになる。体育で何を学ぶのか、ということを考えると、性的マイノリティのためというだけでなく、すべての子どもにとって柔軟であってほしい面がある。男女混合チームが体育ではあり得なくなってしまっていて、なぜこの可能性を追求しないのか、体育やスポーツの门外漢には理解しづらい。

### (6) 大学体育会・サークル活動について生じる困難

体育会やサークルに関しては、トランスジェンダーの学生からの相談件数が多くみられる。たとえば、FtMの学生が体育会の野球部に入ろうとした場合、女性だからということで入部できなかつた。入部要件には男子のみとは書かれていたが、入ろうとしたら断られた。

このたとえの中では、第一に、女子の野球部が存在しないという点で、男女の不平等がある。ただし、FtMの学生が男子の野球部に入部を希望した場合に、女子の野球部に入れ、というのは、やはりおかしい。

上述したとおり、女子の体育会では「女子力」でチームの結束を高めるとして、公式な服装はスカートのスーツだとしているケースがある。仮に、野球部に入れなかつたFtMの学生が、こうした女子の体育会に入ると、こんどは性自認に適合しない服装を強制されることになる。

伝統的な体育会という制度においては、セクシュアリティやジェンダーに配慮したあり方が確立されていない場合が多く見受けられる。こうした古い体制の組織を変えて行く場合に、被害を受けている人ががんばらないといけない環境があるのが現状だ。

#### 4. スポーツ指導場面・スポーツ組織に求められる対応

前項で示したような、体育・スポーツの場面で生じている困難への対応は、指導者や関係組織において行う必要があると考えられる。教職員向けの配慮・対応ガイドもぜひ参考にしていただきたい。それら以外に、今後に向けて必要だと考えられる対応を以下5点にまとめる。

##### ①LGBTのニーズをボトムアップで拾い上げることができる組織の整備

スポーツ組織でいえば、選手と意思決定機関（役員）や指導者とがお互いを理解しあうための橋渡しをする機関を設けることが円滑な対応につながる。

##### ②人権侵害を受けている当事者が自分の力で戦わなければならない状態を変える

ハラスメント相談の部署を備えた組織が存在する場合でも、留意すべき点がある。ハラスメントの相談部署は、中立性・客観性を求める必要があるため、LGBTに関しては1名の指導者だけが抱え込むのではなく、専門的な知識を持った複数分野のチーム体制で弁護ができることが望ましい。LGBTの場合は、信頼できる人間関係を築きづら

く、孤立感を持っているケースが多いので、一般的なハラスメント対応では不十分な場合があることに留意する必要がある。

##### ③アライ（Ally）<sup>4)</sup>を増やす

組織の中にLGBTに関する正しい知識を持ち、理解・支援する人を増やすことにより、ボトムアップした結果をボトムダウンして共有することが可能になる。そのために、専門家による研修などを積極的に実施することが重要である。

##### ④だれでもトイレの設置

スポーツは更衣が必要な活動であることを踏まえ、競技施設に「だれでもトイレ」や個室のシャワールームを設置する。たとえば早稲田大学では、ユニバーサルデザインマップ<sup>5)</sup>を作成し、だれでもトイレ・授乳室・託児室・身体の不自由な方や車いすが使いやすい入口、礼拝のできるスペース・各種の相談センターの場所を明示している。

##### ⑤ジェンダークリニックに行くことの強制や性同一性障害の診断書提出を強要しない

トランスジェンダーの方が医療的な措置を取っているかどうかと、人権侵害とは別の問題である。困難さが深い場合には、ジェンダークリニックに行きたいと考えていない場合もあるし、性同一性障害であるとの診断とは、長ければ1年以上かかる場合があることを理解しておく必要がある。

#### 注・参考資料

- 1) <https://www.waseda.jp/inst/gscenter/>
- 2) 筆者注：早稲田大学の2018年度の学生・大学院生数は、全キャンパスをあわせて約5万人。
- 3) 筆者注：恋愛または性的な意味を持たない、同性間の結びつきや関係性。スポーツのクラブ等におけるチームメイト同士、指導者と選手の間で形成されやすい連帯感とされる。
- 4) LGBTを理解し支援する人。英語のアライアンス（同盟）から来ている言葉。LGBT当事者もそうでない人もアライであり得る。
- 5) <https://www.waseda.jp/inst/diversity/support/accessibility-map/>

## 第5項 大学教育におけるスポーツ指導場面から想定される LGBT当事者の困難と求められる対応

### 荒井弘和氏（法政大学文学部心理学科教授・保健体育科目担当者）への 聞き取り調査結果を中心に

來田 享子<sup>1)</sup> 建石真公子<sup>2)</sup>

#### 1. スポーツ総合演習（アダプテッドコース） の設置について

##### （1）授業の位置づけ

スポーツ総合演習は市ヶ谷リベラルアーツセンター開講科目として設置されている。国内の各大学では教養科目、全学共通科目として開講される保健体育科目のひとつに相当し、必修／選択の別も大学や学部によって異なっている。法政大学の場合、原則として学部・所属クラスごとに履修する学期・曜日・時限が限定され、ほとんどの学部で必修科目となっている。アダプテッドコースは、学部を横断して履修することが可能である。

「アダプテッド」というコース名が意味するところ、履修する学生が「自らの身心の状況を考慮しつつ、自己に適した運動・スポーツを行うことを重視」している。授業の目的は、他のスポーツ総合演習と同様、「身体活動の意義や役割について理解を深め、生涯を通じて身体的・精神的・社会的な健康の維持増進や自己管理に関する基礎的な知識の習得や態度を講義および実習を通じて育成する」ことである。

##### （2）受講者の条件

アダプテッド・コースを受講するための条件は、シラバスに以下のように明示されている。

- ①スポーツ総合演習の受講に影響のある疾患または障がいのある者
- ②負傷しており、所属学部・学科に割り当てられたスポーツ総合演習の受講が困難な者

③所属学部・学科に割り当てられたスポーツ総合演習を履修する者の中で、授業期間中に授業参加が困難なほどに負傷した者

④その他、妥当だと判断される理由のある者

また、負傷や障がいがある者であっても、このコースを履修するかどうかについては、本人の希望が尊重されている。履修を検討している学生は、事前に大学の保健体育部事務に連絡をし、担当教員との面談や情報交換を行った上で、受講の可否が決定されることになっている。

##### （3）履修状況

年度によって人数の変動はあるが、10名程度で運営している。履修学生の所属学部は5学部前後にまたがるなど、学部を横断して大学での仲間づくりを促進する機会になると考えられる。

##### （4）具体的な内容

ガイダンスを除く12回において（法政大学では1コマ100分）、以下の表1のような学習を想定し、シラバスに記載している。

ただし、履修学生の身心の状況に応じて、適宜、教材や講義内容の調整を行っている。たとえば、2018年度には、日々の睡眠・食事・身体活動の記録を分析するワーク、ハラスマント・差別（LGBTや人種）とスポーツ、オリンピック・パラリンピックのレガシー、災害時に身心両面に配慮した健康活動や健康支援を理解するための講義、ワークライフバランスを意識できるようになるためのゲーム、ストレスと上手につきあう方法の理解と実践などを内容に組み込んだ。スポーツ活動についても、履修者に望まれる運動量を考慮しつつ、取り組みやすい課題を採用している。フライングディ

1) 中京大学

2) 法政大学

表1 13回の講義の概要

- |   |
|---|
| 1. 体力測定（自らの測定結果の評価および考察を含む、講義および実習）                       |
| 2. コミュニケーションの基礎知識を学び、コミュニケーション促進のためのアクティビティを実践する（講義および実習） |
| 3. 運動と身体的・精神的健康の関連を学ぶ（講義および意見交換等の実習）                      |
| 4. 運動と社会的健康の関連を学ぶ（講義およびグループワーク形式の実習）                      |
| 5. トレーニング演習（トレーニング理論と実践方法を学ぶ講義とトレーニングルームで実践する実習）          |
| 6. 卓球を教材とするスポーツ活動（ルールや技術に関する講義と実習）                        |
| 7. ウォーキングを教材とするスポーツ活動（ウォーキングの理論を学ぶ講義と大学周辺での実践）            |
| 8. スポーツと文化の関連を学ぶ（講義）                                      |
| 9. フライングディスクを教材とするスポーツ活動（ルールや技術に関する講義と実践）                 |
| 10. ストレッチを学ぶ（ストレッチの概要に関する講義と実践）                           |
| 11. ピラティスを学ぶ（ピラティスの概要に関する講義と実践）                           |
| 12. ボッチャを教材とするスポーツ活動（ルールや技術に関する講義と実践）                     |
| 13. バドミントンを教材とするスポーツ活動（ルールや技術に関する講義と実践）                   |

スクを用いたスポーツ活動では、運動量を多くするには、アルティメットのゲームを採用するのが一般的であると考えられる。しかし、この講義では、履修者の身体状況にあわせ、個々のパフォーマンスの向上を実感することができるアキュラシーを採用するなど工夫している。

#### (5) 他の教員や他部署との連携

学生の履修状況や各回の授業内容は、市ヶ谷リベラルアーツセンターの保管体育分科会の担当教員と共有している。また、履修した学生が所属する学部にも学生の同意を得た上で報告を行い、共有している。

## 2. 指導場面においてLGBTの学生が抱える困難

### (1) 更衣室とトイレの問題

トランスジェンダーの学生の場合、学内では、戸籍上、男性である場合には男性用の更衣室やトイレしか利用できることになっているため、困難を抱えることになる。トランスジェンダーの学生が履修した場合を想定し、学生支援の事務部署とも相談し、特定の教室を利用する、更衣室に仕切りを設けるなども検討しているが、他の学生にカミングアウトができていない場合には、アウティングの危険性もあることから、実施すべきではない場合が多いと考えられる。「だれでもトイレ」はひとつの解決策になり得るが、トイレは更衣室に比べると清潔とはいえない場所であることから、トランスジェンダーの学生だけがそこを使用して着替えなければならないということには問題があると考えている。現実的にも、そこで着替えて出てきたら、車椅子の学生がトイレを利用しようとするのと鉢合わせして、なんとなく居心地が悪くなってしまう、などのシーンも想定できる。現段階では、誰でもトイレを使用せざるを得ないかもしれないが、この状況は改善しなければいけないと考えている。

### (2) 男女別クラスでの実施によってLGBTの学生が抱える困難

学部によって、名簿の記載方法は異なるかもしれないが、保健体育科目では、名簿に性別が表示されるようになっている。この表示がないと男女別にクラスを分けられないことがある。スポーツ総合演習を男女混合で履修するか、男女別に履修するかは、学部によって異なっている。混合の場合では、男子学生と女子学生がスポーツ活動中にぶつかり、女子学生が骨折した過去の事例がある。体格やパワー、スピードの面で、男子と女子がぶつかれば、どうしても女子が怪我をするケースが多くなる。もちろん、女子同士がぶつかって一方が骨折をする、ということも十分あるわけだが、社会や保護者からの批判は、男女混合の場合のほうが厳しくなる。そういう経験からすれば、

指導者側としては混合の難しさを感じる。

このテーマに関して、最も困難を抱えるのは、やはりトランスジェンダーの学生だと考えられる。トランスジェンダーの学生にとっても、性別クラスと混合クラスでは、メリット、デメリットの両面があるかもしれない。違和を感じている身体の性のクラスでスポーツ活動をすることは、自分が孤立した、居場所のない状況にいることになる。一方で、運動能力の面では、元の性のクラスで履修したほうが、ストレスがない場合もあり得るのかもしれない。

混合クラスであっても男女別にチームを編成するようなケースには、十分な注意が必要だと考えられる。仮に自分の状況について伝えた友人たちがいたとしても、周囲に十分な理解がなければ、トランスジェンダーの学生が「どちらの性だと主張するか」が周囲の関心をひくことになり、トランスジェンダーの学生が大きな負担を感じる可能性がある。

LGBの学生については、具体的な事例に出会っていない、もしくは学生がカミングアウトできていない状況があるのか、LGBの学生たち自身がアダプテッドコースを履修することは意識していないのか、いずれにしても課題が可視化されている状況ではない。個々の履修学生の状況に配慮することを目的に開講されているアダプテッドコースの場合は、同性愛者の尊厳を傷つけるような冷やかし、軽口などが発生しないよう留意すれば、実質的な課題は発生しづらい可能性がある。

### (3) 呼称によって生じる困難

性別に「くん」「さん」を使い分けることによって、トランスジェンダーの学生は苦痛を感じることになるとを考えている。全員を「さん」づけで呼ぶ手法を理解している教員は、以前に比べて増加したように思う。実際に自分もそのようにしているが、スポーツの指導場面では、指導者側に抵抗感が生まれる可能性があるとは考えている。スポーツ指導場面は、教室より学生と教員の物理的距離が近いため、男子だと思われる学生に、「さん」をつけて呼ぶことを難しいと感じることがある。では、呼び捨てが良いのか、というと、そう

ではないと考えている。特に運動嫌いの学生の嫌悪感を軽減するためには、和やかで温かい雰囲気での運営が欠かせない。そのためには、学生を呼び捨てにするのは、好ましいとはいえないだろう。

## 3. 体育・スポーツ指導場面・スポーツ組織にもとめられる対応

### (1) 更衣室とトイレの課題の解決

先述したとおり、「だれでもトイレ」一時避難的な解決策にはなっているが、清潔さ、明かすことのできない自分のことが周辺情報からわかつてしまうという不都合さを考えると、より根本的な解決策が必要である。

スポーツ関連の施設では、海外で実施されているように、トイレ、更衣室、シャールムなどを性別に関わらず使用できる個室化していくことなども検討する必要があるかもしれない。スペースや費用の点で、容易ではないかもしれないが、変えていくことができるポイントだと考えられる。

### (2) 「すべてのスポーツ活動で更衣が必要か」という問い合わせ立てる

LGBTの学生への配慮という観点から、更衣室やトイレの問題について考えるようになったが、最近では、そもそも実技に更衣は必要なのだろうか、ということも考えてみるようにしている。季節にもよるが、よほど激しい運動をして汗をかくことがなければ、いわゆるジャージを着なくてもよい可能性がある。空調設備をうまく利用し、服装の面で気楽に運動やスポーツに取り組めることは、LGBTの学生だけでなく、障がいのある学生、運動が嫌いな学生にとっても、「スポーツ活動は堅苦しいものである」という固定観念を覆すような機会になるかもしれない。

高い競技パフォーマンスをめざすタイプの指導や安全面に各段の配慮が必要でなければ、「着替えないでできることやる」という、指導者側の工夫、柔軟な発想は、大切だと考える。現状では、ベテラン教員ほど、更衣をしないで身体活動をする、ということへの抵抗は強いかもしれない。

LGBTの学生への配慮を検討する中で、指導者である自分の固定観念に気づかされることが多い

く、非常に良い機会になっている。

### (3) 指導者のジェンダーバランスやダイバーシティを確保する

大学の実技担当者、スポーツ指導者では、男性の比率が高い状況がある。共通科目的実技担当者の人事は、学部におけるニーズとの兼ね合いで決定するため、全学的なレベルでジェンダー・バランスを図るだけでは十分ではない場合があるかもしれない。同様に、スポーツ組織では、既存の体制が踏襲されがちであることから、やはりダイバーシティの確保は難しいとされている。

指導者側のダイバーシティを高めていくことが、LGBTをはじめとする多様な人々のスポーツ場面でのニーズに応えることと結びつくと考えている。

### (4) 教職員や指導者に対する支援の必要性

LGBTの学生や選手との信頼関係を築き、支援やスポーツ指導を行う指導者自身、教育機関における教職員は、当事者との秘密を一人で抱え込むことによるストレス、アウティングてしまわぬかという危惧からくるストレス、当事者からの信頼を失うような不適切なことを言っていないだろうかというストレスを感じることがあるとされる。このような場面に備え、ただ一人で支援や指導をしなくても良いような、チーム体制が組めたり、専門家への相談窓口に関する情報を得やすい体制が必要ではないか。

### (5) LGBTの指導経験に関する多様な事例を参考にすることができる仕組みの必要性

トランスジェンダーの学生や選手に対する指導に関しては、MtFの場合とFtMの場合に分けて課題を整理する必要があるのかどうか、迷うことがある。スポーツ場面では、MtFの指導対象者が瞬発力や筋力の面で他の男子と同様のパフォーマンスで生き生きと活動しているのを見ると、やはり性別違和を感じていても、身体の性のクラスで活動したほうが良いのではないかと感じてしまう。

トランスジェンダーだから、全員が心の性に一致した性別のチームやクラスで活動するのだとい

うマニュアル的な対応ではなく、どちらが自分らしくスポーツをすることができますのか、という目線で対応していく必要があるのではないか。もちろん、当事者と相談していくことは大前提となるが、当事者も指導者も手探りで進んでいくことが想定されるため、LGBTの人々に対する多様な指導事例を指導者が共有することができる仕組みが必要であるように思われる。それらを参考に、柔軟な指導環境を模索することができれば、当事者にとっても、指導者にとっても、孤立感を生まないかもしれません。

### (6) スポーツ指導者の研修等でオープンに語る場を設定する

現在、スポーツ指導者養成カリキュラムでは、アクティブ・ラーニングが採り入れられつつある。講義を聞くだけではない講習会へと移行している。そのような講習会の中で、LGBTに関するテーマをオープンに話し合えることは重要だと考えている。現段階では、実際には、差別的な発言をしたり、もし自分の指導対象者がLGBTだったらということに対して戸惑うような態度になる指導者がいたとしても、それを可視化することではじめて、本質的な変化を導くことができるのではないか。お題目のように、それは差別です、人権侵害ですといわれただけでは、実際の意識を変化させることはできないよう思う。LGBTに関する知識がない人々や、LGBTの人々と接したことのない（接したと認識していない）人々を差別していないかという視点も忘れないようにしたい。

知識や経験を持っていない指導者に頭ごなしに「それは差別だ」といって押さえつけたとしても、心には響かない。向上心のある指導者は、知識に対するニーズも高いので、指導者たちがLGBTの人々への配慮や対応に関し、「何を」学ぶのかということだけでなく、「どのように」学ぶのかについても、今後、工夫していく必要がある。

体育会のOB・OG会や偉大な先輩方が取り仕切っているスポーツ組織の意思決定機関などを変えていくのは困難だとは考えられるが、そうしたところにも、時間をかけて粘り強く働きかけていく必要があるのではないか。

## 第6章 ヨーロッパ評議会「スポーツに関する拡大部分協定（EPAS）」に もとづく公開ハンドブック “LGBT inclusion in Sport”

來田 享子<sup>1)</sup>

ここでは、スポーツにおいてLGBTの人々を包摂するための好事例となる実践をハンドブック形式でまとめた“LGBT inclusion in Sport”を参考資料として紹介する。

このハンドブックが公開されることになった経緯を理解するために、スポーツ政策に関わる国際的な動向、特にヨーロッパにおける動向を示しておきたい。

各国のスポーツ政策に影響を与える国際的な動向のひとつに、ユネスコが主催する体育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS）<sup>1)</sup>がある。この会議では、ユネスコ加盟国および準加盟地域のスポーツ担当大臣および上級実務者が一堂に会し、スポーツにおける国際的重要課題について議論が行われる。2017年の同会議は「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」<sup>2)</sup>やオリンピック憲章に記された理念を実現し、過去の会議の成果を実行するために「カザン行動計画」<sup>3, 4)</sup>が策定された。この計画では、以下の3つの主要領域が設定された。

- 主要政策領域Ⅰ：あらゆる人のスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開
- 主要政策領域Ⅱ：持続可能な開発と平和に対するスポーツによる貢献を最大化する
- 主要政策領域Ⅲ：スポーツ・インテグリティの保護

このうち主要領域ⅠおよびⅡの具体的な目標には「スポーツ界のジェンダー平等と女性の地位向上」が含まれた。

この他、国連が2015年9月に設定した国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>5)</sup>」の1つにもジェンダー平等の実現が含まれ、国連開発と平和のためのスポーツ局（UNOSDP）の活動もこれと連動している。また、2010年にWHOが刊行した「健

康のための身体活動に関する国際勧告」<sup>6)</sup>は、健康の側面から国や自治体のスポーツ政策に影響を与えており、競技的なスポーツ界の政策に影響を与える動向としては、IOCが2014年に採択した「アジェンダ2020」がある。この提言には、40項目からなるオリンピック・ムーブメントの将来戦略が示されており、ジェンダー平等の達成やスポーツ界の多様性の促進が含まれている。

スポーツ界における性にもとづく不平等の解消は、1980年代後半から、国際的な課題になってきた。近年、この問題は、性に関わる不平等という文脈から、性的マイノリティ（LGBT）に対する差別の解消やスポーツにおける性的マイノリティの人権保障の課題ともリンクして、政策が展開されるようになっている。

ヨーロッパでは、ヨーロッパ連合（EU）の専門委員会がスポーツに関する行動計画（EU Work Plan for sport）を2011–2014期および2014–2017期に策定し、WHOヨーロッパ委員会がPhysical activity strategy for the WHO European Region 2016–2025を策定した。EU加盟国はこれらに則りながら、各国の状況に応じたスポーツ政策を進めている。本プロジェクトがテーマとするLGBTの人々に配慮したスポーツ環境の構築においても、モデルとなる取り組みが含まれている。

ヨーロッパがモデルになることの背景には、ヨーロッパ評議会（Council of Europe, 以下CE）<sup>7)</sup>にヨーロッパ人権条約があることがある。また、スポーツにおける権利保障に関しては、1975年に世界に先駆けて「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」を採択し、スポーツが人間性を開花させる文化であることを明記した。以来、各国のスポーツ大臣による公式・非公式の会議を継続的に開催し、スポーツにおける観客の暴力、アンチ・ドーピングなどの分野で条約の採択や委員会の設置を進めてきた歴史がある。

1) 中京大学

1992年には「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」「ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領」が採択され、スポーツが人々の権利であることとともに、個人と社会にどのような役割を果たすかについても明記された。近年では、2014年に「スポーツにおける八百長防止条約」を採択するなど、新しい社会的課題にも対応している。

スポーツにおけるジェンダー・セクシュアリティの観点からの権利保障に関する重要な動きのひとつは、2007年に「スポーツに関する拡大部分協定（EPAS）<sup>8)</sup>」が採択されたことである。この協定では、多様性の促進、スポーツへの平等な参加等が方針とされ、国とスポーツ組織、NGO間の政策調整等が行われている。2016年1月には“Balance in Sport (BIS)-Tools to implement Gender Equality”プロジェクトの立ち上げイベントが開催された。このプロジェクトの2018年の主な内容は、①リーダーシップ、コーチング、参加、ジェンダー不平等に基づく暴力、メディア等の分野における関連データを幅広く収集すること、②公的機関やスポーツ組織に対し、根拠に基づいた企画、実現に向けた政策、戦略づくりを支援すること、とされている。

このようなプロジェクトの推進と同時に、CEはインターネット上にハンドブックを公開している。EPASで連携する国々において実践されている好事例を公開することによって、国際的な課題をより迅速に合理的に解決することがめざされている。

現在、EPASのサイト<sup>9)</sup>では、8つのハンドブックが公開されており<sup>10)</sup>、たとえば“Gender equality in sports<sup>11)</sup>”では、スポーツにおけるジェンダーやその他の差別の現状を簡単に示した上で、子どもや若者に身体活動への参加を促すためのスポーツ施設公開プロジェクト（イスス）、地方のスポーツ政策におけるジェンダー主流化の具体例（スペイン）などが紹介されている。

ハンドブック“LGBT inclusion in sport<sup>12)</sup>”の目次を表1に示した。

第2章では、11-19歳のサッカーを行っている若者をターゲットにした「同性愛嫌悪と闘う」キャンペーンや16-21歳のLGBT当事者の若者による

表1 LGBT inclusion in Sportの目次

序文
導入
1. 環境
1.1 スポーツにおけるホモフォビア
1.2 スポーツにおけるトランスフォビア
1.3 制度的な差別
1.4 スポーツにおけるLGBTの人々の包摂
2. 若者、性的指向・ジェンダー・アイデンティティとスポーツ（8つの好事例となる実践）
3. 成人のLGBTに関する取り組み-LGBTスポーツ・ムーブメント（5つの好事例となる実践）
4.まとめ
参考文献

「プライド・ユース・ゲームズ」の開催（イギリス）、同性愛者である大人の選手が、ジュニア世代の若い選手と交流し、競技することを通して、偏見を取り除こうとする水泳競技会（オランダ）などが紹介されている。

これらの実践事例は、チームや組織の関係者の理解を促進し、LGBTの人々がよりスポーツに取り組みやすい環境を構築するための実践として機能するに留まらない。それぞれの実践が、スポーツを通じ、社会により良い影響を与えようとする試みであることが読み取れる。

国内でのLGBTの人々に対する環境整備は、ヨーロッパと比較すれば、進んでいるとは言いがたい現状がある。しかし、ハンドブックの実践事例を参考に、スポーツ組織が積極的に取り組みを進め、社会に影響を与えることは、そのスポーツの社会的価値を向上させることに結びつくのではないだろうか。

### 注・参考文献

- 1) 第1回は1976年にパリで開催。2017年には第6回が開催された。
- 2) 1978年採択、1991年小改定を経て、2015年全面改定。この改定では従来の憲章名「体育・スポーツ」に「身体活動」を含めて対象領域を拡大し、ジェンダー平等の達成を明記した。
- 3) スポーツ庁による仮訳が公開されている。[http:](http://)

- //www.mext.go.jp/sports/b\_menu/shingi/014\_index/shiryo/\_\_icsFiles/afieldfile/2017/09/11/1395318\_5.pdf
- 4) スポーツ庁のサイトには、ジェンダー不平等の解消とスポーツにおける女性の地位向上に章典を充てたカザン行動計画の概要説明書が公開されている。  
[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/014\\_index/shiryo/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/19/1399622\\_0004.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/014_index/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2017/12/19/1399622_0004.pdf)
- 5) 2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として採択。17のゴール・169のターゲットから構成されている。
- 6) Global Recommendations on Physical Activity for Healthは宮地元彌ら(独立行政法人国立健康・栄養研究所)による日本語版がある(<http://www.nibiohn.go.jp/files/kenzo20120306.pdf>)。
- 7) ヨーロッパ評議会(Council of Europe)は、28カ国が加盟するEUとは異なる機関で、1949年に民主主義と人権を保障する目的で設立。1950年採択のヨーロッパ人権条約は現在の加盟国47カ国、8億人の人権保障を担う。1954年「ヨーロッパ文化条約」にはじめてスポーツ領域に関する規定を設け、近年ではスポーツは社会統合や寛容、相互理解の重要な推進力とされている。
- 8) Enlarged Partial Agreement on Sportの略。38の加盟国の公的機関がスポーツに関する政府間協力をを行い、スポーツが直面する課題に取り組むための基盤を提供。
- 9) <https://www.coe.int/en/web/sport/epas>
- 10) <https://www.coe.int/en/web/sport/publications>
- 11) Clotilde Talleu (2011) Gender equality in sports, Access for Girls and Women to Sport Practices, Good practices Handbooks, No.2., Council of Europe.
- 12) Louise Englefield (2012) LGBT Inclusion in sport, Good practice handbooks, No.4., Council of Europe.

## 補章 中央競技団体におけるハラスメントへの取り組み －2016年日本体育協会による国民体育大会に係る 競技団体書面調査の結果から－

田原 淳子<sup>1)</sup>

### はじめに

本章では、中央競技団体（NF）におけるLGBTへの対応の背景として、潜在的に関係があると考えられるNFのハラスメントへの取り組みについて取り上げる。

ここでは、2016年4月に公益財團法人日本体育協会（現日本スポーツ協会）国民体育大会委員会が実施した「国民体育大会第3期実施競技選定に係る競技団体書面調査」の結果を用いた<sup>注1)</sup>。ここでの分析は、特にジェンダー／セクシュアリティに関連して発生する人権侵害を防止するための取り組みが各NFにおいてどのように実施されているかに着目して行った。具体的には、競技団体のガバナンスに関する調査項目から、セクハラ・パワハラ防止等の取り組みに関するものを分析し、NFにおけるそれらの傾向を明らかにするものである。回答総数は、51団体であった。

なお、本報告書第3章においても、スポーツ団体におけるセクハラ・パワハラ防止に対する取り組みに関する言及がある。先述のとおり、本章は2016年時点での調査結果を提示する内容である。なお、第3章の調査結果とあわせた傾向を考察することは、一定程度、可能であるが、第3章ではNFのうち41団体から回答を得た結果が示されていることに留意する必要がある。

### 調査結果

#### A セクハラ・パワハラ防止に関する規程・指針等の有無

セクハラ・パワハラ防止に関する規程・指針等の有無については、「あり」が44団体（86.3%）、「整備予定」が3団体（5.9%）、「なし」が4団体（7.8%）

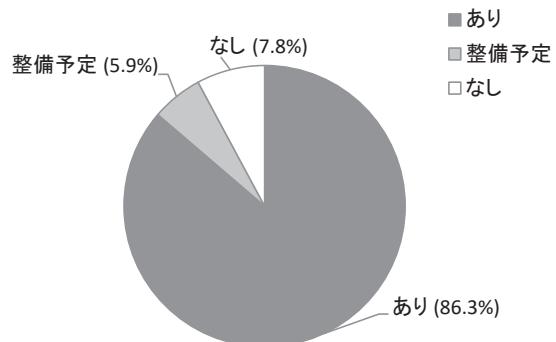


図1 規程・指針等の有無

であった（図1）。

規程・指針等の名称をみると、「倫理規程」等の「倫理」という用語を含むものが34団体にみられ、大多数を占めた。「セクハラ」等のジェンダーに関する表記を含むものは、2団体にみられた。その他は「コンプライアンス」という表記を用いたものが4団体にみられた。これらの規程・指針等については、NFを限定して追跡的に内容を精査し、LGBTの人々への配慮や取り組みにもつながっているかどうかを踏まえた調査へと発展させることとした。その調査結果については、第3章および第4章に示されている。

#### B セクハラ・パワハラ防止に関する取り組みの有無

セクハラ・パワハラ防止に関する取り組みの有無については、「あり」が43団体（84.3%）、「なし」が6団体（11.8%）、空欄が2団体（3.9%）であった。セクハラ・パワハラ防止に関する規程・指針等をもたない団体においても、取り組みを行っている団体が複数みられた。具体的には、規程・指針等を「整備予定」と回答した3団体はいずれも取り組みを行っていた。このことから、「整備予定」

1) 国士館大学

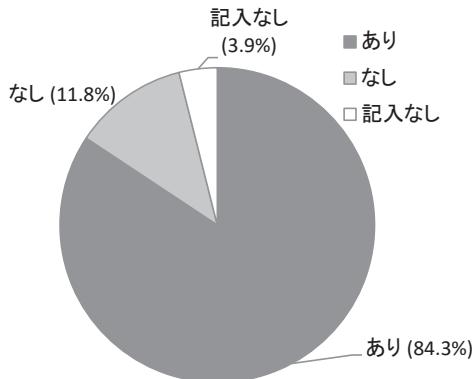


図2 取組みの有無

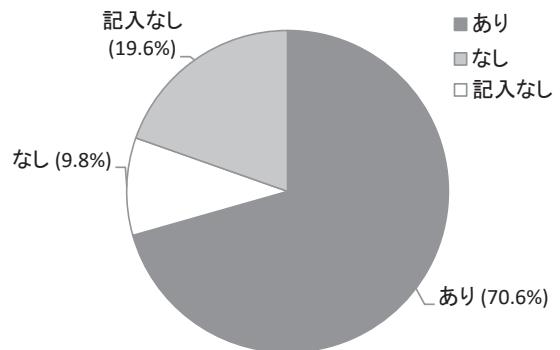


図3 成果の有無

と回答した団体においては、すでに高い意識を有していることが伺えた。また、規程・指針等がないと回答した4団体のうち、半数の2団体が取り組みを行っていた。

取り組みの内容をみると、セクハラ・パワハラ防止に関する関係者への周知徹底（各種会合や研修会、HPや資料配布による啓発）が24団体で最も多く、通報・相談窓口の設置が8団体、規則の制定が5団体、その他には、ガイドブックの作成、ヒアリングの実施、アンケートによる実態把握、審議委員会での対処など、問題発生への対応とみられるものがあげられた（図2）。

本報告書第3章では、組織内に相談窓口の設置に取り組んでいる、または設置を検討しているNFは95%程度であることが明らかになっている。関係者への周知徹底というフェーズをさらに発展させ、2年を経て、専門的部署の設置へと結びつけようとするNFが多数を占めるようになった点に、変化がみられる。

### C セクハラ・パワハラ防止に関する取り組みの成果の有無

セクハラ・パワハラ防止に関する取り組みの成果の有無については、「あり」が36団体（70.6%）、「なし」が5団体（9.8%）、空欄が10団体（19.6%）であった。

取り組みの成果の内容としては、問題が発生していないことをあげた団体が15団体、一方、問題の発生に対して対応を行ったことや事案の受

付をしたことを取り組みの成果としてあげた団体が2団体、その他、役員・選手等の意識の向上が2団体、セクハラ・パワハラ行為の減少が1団体であった（図3）。

### 今後期待される取り組み

2016年調査の段階では、全体として、セクハラ・パワハラに関する規程・指針等が団体内に存在することが当該問題についての対策・対応の基準となっていることが伺えた。したがって、倫理的な規程や行動綱領等が存在することは、スポーツ団体における人権保障に向けた取り組みの柱として機能しえることが示唆されている。

第3章では、本プロジェクトの対象であるLGBTへの取り組みの一環として、40%のNFが倫理的な規程や行動綱領の必要性を認識していることが示された。こうした必要性の認識を具体化するための知識の提供、先行的な好事例となる具体的・積極的な実践例の提示、刊行物等の参考資料等を日本スポーツ協会の加盟団体間で共有できる仕組みづくりや、同協会によって公認されたガイドブックの制作・出版などが求められると考えられる。

ただし、2016年時点、2018年度時点のいずれにおいても、セクハラ・パワハラ問題、LGBTへの配慮に関する取り組みには、NFによって大きな温度差がみられる。したがって、取り組みの重要性に対する認識が十分に醸成されていない組織に焦点をあてた啓発活動も必要であると考えられる。

## 注

注1) 本章の執筆にあたり、公益財団法人日本ス  
ポーツ協会国体課の了承を得た。

## 資 料

本文献リストは、LGBTや性的マイノリティなどに関する基礎知識を提供する文献を選定したものである。

文献の選定は、中京大学図書館のデータベースを用い、下記のキーワードで検索を行った。上記のデータベースは、中京大学に加え、他大学や国立国会図書館などの図書データベースを横断的に検索できるため使用した。検索結果の中から、基礎知識を記した文献、ガイドブック的内容、当事者の実体験をもとにしたエッセイなどを選定し、五十音順にリスト化した。また、選定において、歴史学や宗教学など別分野からの視点で書かれたものはリストから省くこととした。

**検索キーワード：LGBT、セクシュアルマイノリティ、ジェンダー、同性愛**

### 文献リスト

		タイトル	著者	出版社	出版年
A	1	After Marriage Equality : The Future of Lgbt Rights	Carlos A. Ball	New York Univ Pr ; Reprint版	2019
L	2	LGBTウェディング	葛和フクエ	ビオ・マガジン	2017
	3	「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう？	LGBT法連合会	かもがわ出版	2016
	4	LGBTサポートブック：学校・病院で必ず役立つ	はたちさこ・藤井ひろみ 他	保育社	2016
	5	LGBT初級講座 まずは、ゲイの友だちをつくりなさい	松中権	講談社	2015
	6	LGBTだけじゃ、ない！「性別」のハナシ（本当にあった笑える話）	新井祥	ぶんか社	2016
	7	LGBTってなんだろう？－からだの性・こころの性・好きになる性	薬師実芳・笹原千奈未 他	合同出版	2014
	8	LGBTと家族のコトバ	LGBTTER	双葉社	2018
	9	LGBTと女子大学：誰もが自分らしく輝ける大学を目指して	日本女子大学人間社会学部LGBT研究会	学文社	2018
	10	LGBTなんでも聞いてみよう 中・高生が知りたいホントのところ	徳永桂子・QWRC	子どもの未来社	2016
	11	LGBTの子どもに寄り添うための本：カミングアウトから始まる日常に向き合うQ&A	ダニエル オウェンズ=リード・クリスティン ルッソ 他	白桃書房	2016
	12	LGBTのひろば（こころの科学）	大塚隆史・城戸健太郎	日本評論社	2017
	13	LGBTのBです	きゅうり	総合科学出版	2017
	14	LGBT法律相談対応ガイド	東京弁護士会 LGBT法務研究部	第一法規株式会社	2017
	15	LGBTsの法律問題Q&A	大阪弁護士会人権擁護委員会性的指向と性自認に関するプロジェクトチーム	LABO；版	2016
	16	LGBT問題と教育現場：いま、わたしたちにできること	金井景子・薬師実芳 他	学文社	2015

		タイトル	著者	出版社	出版年
	17	LGBTQを知っていますか？	星野慎二・日高庸晴	株式会社少年写真新聞社	2015
	18	LGBTを知る	森永貴彦	日本経済新聞出版社	2018
	19	LGBTを読みとく：クィア・スタディーズ入門	森山至貴	筑摩書房	2017
	20	LGBTQってなに？－セクシュアル・マイノリティのためのハンドブック	ケリー ヒューゲル・上田勢子	明石書店	2011
Q	21	Queer : The Ultimate LGBT Guide for Teens	Kathy Belge・Marke Bieschke	Zest Books	2019
S	22	SDGsの基礎	事業構想大学院大学出版部・沖大幹他	宣伝会議	2018
X	23	X ジェンダーって何？－日本における多様な性のあり方	Label X	緑風出版	2016
あ	24	アクティブラーニングで学ぶジェンダー	青野篤子	ミネルヴァ書房	2016
	25	アメリカ・ロサンゼルスにおけるLGBT支援の現場（日本LGBT協会ブックレット）	日本LGBT協会	総合教育出版	2018
	26	男たち/女たちの恋愛：近代日本の「自己」とジェンダー	田中亜以子	勁草書房	2019
	27	男であれず、女になれない	鈴木信平	小学館	2017
	28	男に生まれて、女になって、結婚もできました。	吉井奈々	日本文芸社	2013
	29	女も男も no.125(2015年春)－自立・平等 セクシュアルマイノリティ	労働教育センター編集部	労働教育センター	2015
	30	改訂新版 LGBT ってなんだろう？：自認する性・からだの性・好きになる性・表現する性	薬師実芳・笛原千奈未 他	合同出版	2019
	31	かぞくって なあに？ All about families	フェリシティ・ブルックス・石津ちひろ	文化出版局	2019
	32	カナダのセクシュアル・マイノリティたち－人権を求めつづけて	サンダース宮松敬子	教育史料出版会	2005
	33	カミングアウト	砂川秀樹	朝日新聞出版	2018
	34	カミングアウト－LGBTの社員とその同僚に贈るメッセージ	ジョン・ブラウン・松本裕	英治出版	2018
	35	カミングアウト・レターズ	砂川秀樹・RYOJI	太郎次郎社エディタス	2007
	36	カムアウトする親子：同性愛と家族の社会学	三部倫子	御茶の水書房	2014
	37	彼女が好きなものはホモであって僕ではない	浅原ナオト	KADOKAWA	2018
	38	教養としてのジェンダーと平和	風間孝・加治宏基 他	法律文化社	2016
	39	教養のためのセクシュアリティ・スタディーズ	風間孝・河口和也 他	法律文化社	2018
	40	クィア・サイエンス－同性愛をめぐる科学言説の変遷	サイモンルベイ・伏見憲明 他	勁草書房	2002

		タイトル	著者	出版社	出版年
か	41	ゲイカップルに萌えたら迷惑ですか？－聞きたい！けど聞けない！LGBTsのこと－	牧村朝子	イースト・プレス	2016
	42	ゲイカップルのワークライフバランス－同性愛者のパートナー関係・親密性・生活	神谷悠介	新曜社	2017
	43	ゲイだけど質問ある？	鈴掛真	講談社	2018
	44	ゲイの誕生：同性愛者が歩んだ歴史	匠雅音	彩流社	2013
	45	ゲイのボクから伝えたい「好き」の？（ハテナ）がわかる本－みんなが知らないLGBT	石川大我	太郎次郎社エディタス	2011
	46	現代思想 2015年10月号 特集=LGBT 日本と世界のリアル	東小雪・信田さよ子・牧村朝子・田亀源五郎・三橋順子・砂川秀樹・岡野八代	青土社	2015
	47	現代思想 2019年2月号 特集=「男性学」の現在－<男>というジェンダーのゆくえ－	瀧谷知美・金田淳子 他	青土社	2019
	48	現地レポート 世界LGBT事情－変わりつつある人権と文化の地政学	フレデリック・マルテル・林はる芽	岩波書店	2016
	49	ケーススタディ 職場のLGBT 場面で学ぶ正しい理解と適切な対応	弁護士法人東京表参道法律事務所・寺原真希子	ぎょうせい	2018
	50	子どもと健康 No.107 ゼロから知る「LGBT」	「子どもと健康」編集委員会	労働教育センター	2018
	51	心とからだを大切にしよう（わたしらしく、LGBTQ）	ロバート ロディ・ローラ ロス 他	大月書店	2017
	52	こころの科学 189号 特別企画：LGBTと性別違和	針間克己	日本評論社	2016
	53	孤独な世界の歩き方 ゲイの心理力 ウンセラーの僕があなたに伝えた い7つのこと	村上裕	イースト・プレス	2017
さ	54	ジェンダー／セクシュアリティ	田崎英明	岩波書店	2018
	55	ジェンダー・スタディーズ	ジェイン ピルチャー・イメリダ ウィラハン 他	新曜社	2009
	56	ジェンダーってなんのこと？	ジュノ・ドーソン・岡本早織	創元社	2018
	57	ジェンダーで考える教育の現在	木村涼子・吉久保さくら 他	解放出版社	2008
	58	ジェンダーで学ぶ社会学	伊藤公雄・牟田 和恵	世界思想社；全訂新版	2015
	59	ジェンダー・トラブル 新装版－フェミニズムとアイデンティティの攪乱－	ジュディス・バトラー・竹村和子	青土社；新装版	2018
	60	ジェンダーとわたし－〈違和感〉から社会を読み解く	笹川あゆみ・北原零未 他	北樹出版	2017
	61	ジェンダーの社会学入門	江原由美子・山田昌弘	岩波書店	2008
	62	ジェンダーフリー・性教育バッシング－ここが知りたい50のQ&A	浅井春夫・橋本紀子 他	大月書店	2003
	63	ジェンダー論をつかむ	千田有紀・中西祐子 他	有斐閣	2013

		タイトル	著者	出版社	出版年
	64	実践するセクシュアリティー同性愛・異性愛の政治学	風間孝・河口和也 他	動くゲイとレズビアンの会	1998
	65	知っていますか？ジェンダーと人権一問一答	船橋邦子	解放出版社；第2版	2006
	66	知っていますか？同性愛ってなに一問一答	遠藤和士・ひびのまこと	解放出版社	2004
	67	自分らしく生きる－同性愛とフェミニズム	落合恵子・伊藤悟	かもがわ出版	1998
	68	知らないと恥ずかしい ジェンダー入門	加藤秀一	朝日新聞出版	2013
	69	「社会を作る人」を作る：だれもが生まれてきてよかったと思える社会に（花園大学人権論集）	花園大学人権教育研究センター	批評社	2019
	70	職場のLGBT読本：「ありのままの自分」で働く環境を目指して	柳沢正和・村木真紀 他	実務教育出版	2015
	71	新同性愛って何？－わかりあうことから共に生きるために（プロブレムQ&A）	伊藤悟・三宅大二郎 他	緑風出版；改訂新版	2017
	72	精神科治療学 Vol.31 No.8 2016年8月号〈特集〉LGBTを正しく理解し、適切に対応するために		星和書店	2016
	73	性教育はどうして必要なんだろう？：包括的性教育をすすめるための50のQ&A	浅井春夫・良香織 他	大月書店	2018
	74	性とジェンダー	日経サイエンス編集部	日本経済新聞出版社	2018
	75	性の多様性ってなんだろう？	渡辺大輔	平凡社	2018
	76	「性別が、ない！」人たちとのつきあい方～実はあなたにも当たる20の性別パターンガイド～(本当にあった笑える話)	新井祥	ぶんか社	2017
	77	セクシュアル・マイノリティ Q&A	LGBT支援法律家ネットワーク出版プロジェクト	弘文堂	2016
	78	セクシュアルマイノリティ－同性愛、性同一性障害、インターセックスの当事者が語る人間の多様な性	池田久美子・木村一紀 他	明石書店	2003
	79	セクシュアルマイノリティ第3版	ロニー アレキサンダー・池田久美子 他	明石書店；第3版	2012
	80	セクシュアルマイノリティってなに？（ドキドキワクワク性教育）	日高庸晴・中山成子	少年写真新聞社	2017
	81	セクシュアルマイノリティの教科書	桜井秀人	銀聲舎出版会	2015
	82	セクシュアル・マイノリティの法律相談LGBTを含む多様な性的指向・性自認の法的問題	東京弁護士会 性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティプロジェクトチーム	ぎょうせい	2016
	83	セクシュアル・マイノリティへの心理的支援－同性愛、性同一性障害を理解する	針間克己・平田俊明 他	岩崎学術出版社	2014

		タイトル	著者	出版社	出版年
	84	セクシュアルマイノリティをめぐる学校教育と支援－エンパワメントにつながるネットワークの構築にむけて	渡辺大輔・加藤慶	開成出版	2012
	85	先生と親のためのLGBTガイド：もしあながたがカミングアウトされたなら	遠藤まめた	合同出版	2016
	86	想像力欠如社会	水島 宏明 編・水島ゼミ取材班	弘文堂	2018
	87	そうだったのかLGBT	一般社団法人LGBT理解増進会	エピック	2018
た	88	たたかうLGBT&アート：同性パートナーシップからハイオスピーチまで、人権と表現を考えるために(URP先端的都市研究シリーズ)	箱田 徹・あかたちかこ 他	法律文化社	2016
	89	〈男性同性愛者〉の社会史－アイデンティティの受容/クローゼットへの解放	前川 直哉	作品社	2017
	90	データでみるスポーツとジェンダー	日本スポーツとジェンダー学会	八千代出版	2016
	91	同性愛がわかる本	伊藤悟・すこたん企画	明石書店	2000
	92	同性愛者として生きる	伊藤悟	明石書店	1998
	93	同性愛者における他者からの拒絶と受容－ダイアリー法と質問紙によるマルチメソッド・アプローチ（シリーズ・臨床心理学研究の最前線）	石丸径一郎・下山晴彦	ミネルヴァ書房	2008
	94	同性愛・多様なセクシュアリティ－人権と共生を学ぶ授業	“人間と性”教育研究所	子どもの未来社	2002
	95	同性愛と異性愛	風間孝・河口和也	岩波書店	2010
	96	同性愛と同性婚の政治学－ノーマルの虚像	アンドリュー・サリヴァン・本山哲人 他	明石書店	2015
	97	同性愛のカルチャー研究	ギルバート ハート・Gilbert Herdt他	現代書館	2002
	98	同性愛の基礎知識	伊藤悟	あゆみ出版	1996
	99	同性愛の社会史	アラン・ブレイ・田口孝夫 他	彩流社	2013
	100	同性愛は「病気」なの？僕たちを振り分けた世界の「同性愛診断法」クロニクル	牧村朝子	講談社	2016
	101	同性愛をめぐる歴史と法－尊厳としてのセクシュアリティ（世界人権問題叢書）	三成美保	明石書店	2015
	102	同性婚 だれもが自由に結婚する権利	同性婚人権救済弁護団	明石書店	2016
	103	同性婚のリアル	東小雪・増原裕子	ボプラ社	2016
	104	同性婚 私たち弁護士夫夫（ふうふ）です	南和行	祥伝社	2015
	105	同性パートナーシップ証明、はじまりました。渋谷区・世田谷区の成立物語と手続きの方法	エスムラルダ・KIRA	ポット出版	2015
	106	同性パートナーシップ制度－世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望－	棚村政行・中川重徳	日本加除出版	2016

		タイトル	著者	出版社	出版年
わ	107	トランスジェンダーってなに？(わたしらしく、LGBTQ)	ロバート ロディ・ローラ ロス 他	大月書店	2017
	108	トランスジェンダーと職場環境ハンドブック だれもが働きやすい職場づくり	東優子・虹色ダイバーシティ 他	日本能率協会マネジメントセンター	2018
	109	トランスジェンダーの心理学－多様な性同一性の発達メカニズムと形成	佐々木掌子	晃洋書房	2017
	110	トランスジェンダー・フェミニズム	田中玲	インパクト出版会	2006
な	111	なぜクラスに一人いるのか 同性愛の謎	竹内久美子	文藝春秋	2012
	112	悩める日本人「人生案内」に見る現代社会の姿	山田昌弘	ディスカヴァー・トゥエンティワン	2017
	113	にじ色の本棚－LGBTブックガイド	原ミナ汰・土肥いつき 他	三一書房	2016
	114	日本のジェンダーを考える	川口章	有斐閣	2013
は	115	はじめてのジェンダー論	加藤秀一	有斐閣	2017
	116	はじめて学ぶLGBT 基礎からトレンドまで（スッキリわかる！）	石田仁	ナツメ社	2019
	117	フィギュアスケートとジェンダー－ぼくらに寄り添うスポーツの力	後藤太輔	現代書館	2018
	118	封じ込められた子ども、その心を聴く－性同一性障害の生徒に向き合う	中塚幹也	ふくろう出版	2017
	119	ふたりで安心して最後まで暮らすための本	永易至文	太郎次郎社エディタス	2015
	120	「ふつう」ってなんだ？ LGBTについて知る本	殿ヶ谷 美由記・ReBit	学研プラス	2018
	121	フランス人の性 なぜ「#MeToo」への反対が起きたのか	プラド夏樹	光文社	2018
	122	フランスの同性婚と親子関係－ジェンダー平等と結婚・家族の変容	イレーヌ・テリー・石田 仁子 他	明石書店	2019
	123	ペニスカッター：性同一性障害を救った医師の物語	和田耕治・深町公美子	方丈社	2019
	124	ボーイズ 男の子はなぜ「男らしく」育つか	レイチェル・ギーザ・富田直子	DU BOOKS	2019
	125	ぼくがスカートをはく日	Ami Polonsky・エイミ ポロンスキー 他	学研プラス	2018
	126	僕たちのカラフルな毎日～弁護士夫夫の波瀾万丈奮闘記～	南和行・吉田 昌史	産業編集センター	2016
	127	ボクの彼氏はどこにいる？	石川大我	講談社	2009
ま	128	もっと知りたい！話したい！セクシュアルマイノリティーありのままのきみがいい	日高庸晴	汐文社	2016
	129	百合のリアル	牧村朝子	講談社	2013
や	130	よくわかるLGBT 多様な「性」を理解しよう（楽しい調べ学習シリーズ）	藤井ひろみ	PHP研究所	2017

		タイトル	著者	出版社	出版年
131	よくわかるジェンダー・スタディーズ－人文社会科学から自然科学まで	木村涼子・熊安貴美江 他	ミネルヴァ書房	2013	
	よくわかるスポーツとジェンダー	飯田貴子・熊安貴美江 他	ミネルヴァ書房	2018	
	読むことのクイア（中央大学人文科学研究所研究叢書70）	中央大学人文科学研究所	中央大学出版部	2019	
ら	134 レズビアン・アイデンティティーズ	堀江有里	洛北出版	2015	
	135 ルポ 同性カップルの子どもたち－アメリカ「ゲイビーブーム」を追う	杉山麻里子	岩波書店	2016	
0	136 0歳からのジェンダー・フリー	山梨県立女子短大ジェンダー研究プロジェクト、やらしく、あなたらしく*やまなし	生活思想社	2014	
1	137 13歳から知っておきたいLGBT+	アシュリー・マーデル・須川綾子	ダイヤモンド社	2017	



---

平成 30 年度 日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告 I  
スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究 - 第 2 報 -  
◎発行日：平成 31 年 3 月 31 日  
◎編集者：來田 享子（スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究班長）  
◎発行者：公益財団法人日本スポーツ協会 <http://www.japan-sports.or.jp>  
（〒 150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1）  
◎印 刷：ホクエツ印刷株式会社 <http://hokuetup.co.jp>  
（〒 135-0033 東京都江東区深川 2-26-7）

---